

第2次あわらし市総合振興計画
後期基本計画（案）

2021年度～2025年度
（令和3年度～令和7年度）

令和 年 月

福井県 あわらし市

目 次

序章	1
第1章 前期基本計画の実施状況と達成率	2
第2章 あわら市の現状	
第1節 人口の推移	8
第2節 世帯数の推移	8
第3節 年齢3区分別人口の推移	9
第4節 自然動態、社会動態の推移	10
第5節 産業別就業者数の推移	11
第6節 市内外国人居住者の推移	12
第7節 将来の人口展望	13
第3章 持続可能な開発目標(SDGs)について	
第1節 SDGsとは	14
第2節 総合振興計画における施策の柱とSDGsにおける17の目標	16
第4章 後期基本計画策定の背景	17
第5章 後期基本計画のテーマと基本目標	
第1節 後期基本計画のテーマ	18
第2節 後期基本計画の基本目標	18
第6章 後期基本計画の策定方針と施策の体系	20
第7章 後期基本計画各論	
第1節 action1 環境 ～美しい自然が守られ、安全で安心して暮らせるまち～	27
環境の保全、循環型社会の構築、地域防災の強化、安心なまちづくりの推進	
第2節 action2 健康 ～健やかな身体を鍛え、生涯を通して元気に暮らせるまち～	49
保健医療の充実、健康づくり活動の実践、地域福祉の推進と災害支援、人権の尊重、 高齢者福祉と介護保険の充実、障害者福祉の充実、児童福祉の充実、社会保障制度の充実	
第3節 action3 教育 ～学びの心を育て、豊かな文化があふれるまち～	77
学校教育の充実、青少年の健全育成、生涯学習の推進、生涯スポーツの推進、文化と芸術の振興	
第4節 action4 都市 ～生活基盤が整い、便利で快適な住みよいまち～	96
土地利用の適性化、道路交通網の整備、新幹線開業に向けたまちづくり、機能的なまちの整備と景観への配慮 上水道事業の運営、下水道事業の運営	
第5節 action5 経済産業 ～働く喜びを伝え、にぎわいと活力で満ちたまち～	112
観光の振興、農業の振興、林業の振興、水産業の振興、工業の振興、商業・サービス業の振興、 雇用環境の充実、交流の推進	
第6節 action6 地域社会 ～みんなが主役で ともに育むまち～	133
市民主役のまちづくり、情報化の推進、人口減少対策、持続可能な行財政の運営	
資料	147

序章

あわら市では、平成18年3月に「ゆうゆうと 人が輝く いやしと創作のまち」を基本理念に「あわら市総合振興計画」を策定し、平成24年度からは、「若い世代が住み、生み、育てたくなるまち」を重要施策に掲げ、各種の施策を進めてきました。

平成28年3月には、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする第2次あわら市総合振興計画を策定しました。この計画は、10年間のまちづくりの基本方向を定めた基本構想と、基本構想期間の前後おおむね5年間を計画期間とする基本計画、各年の実施事業を定めた実施計画から構成されています。このたび、令和2年度をもって、前期基本計画の期間が満了したことから、新たに令和3年度から令和7年度までの後期基本計画を定めることとしたものです。

総合振興計画は、基本構想、基本計画および実施計画で構成されており、目標年度は令和7年度となっています。このうち、後期基本計画は、令和3年度から7年度までの各種施策の方針、進め方などを定めるものです。

- 基本構想 あわら市の基本理念、まちづくりの目標を掲げ、基本方向を明らかにするとともに、総合的、横断的、重点的なプロジェクトを示します。
- 基本計画 基本構想で示したまちづくりの目標を踏まえ、体系的かつ具体的に施策を明らかにしたものです。平成28年度から令和2年度までを前期、令和3年度から令和7年度までを後期とし、社会情勢の変化に対応して施策の見直しを行います。
- 実施計画 基本計画で示した施策を年度別に明らかにするもので、各年度における事業の進捗、財政状況などを勘案の上、毎年見直しを行います。

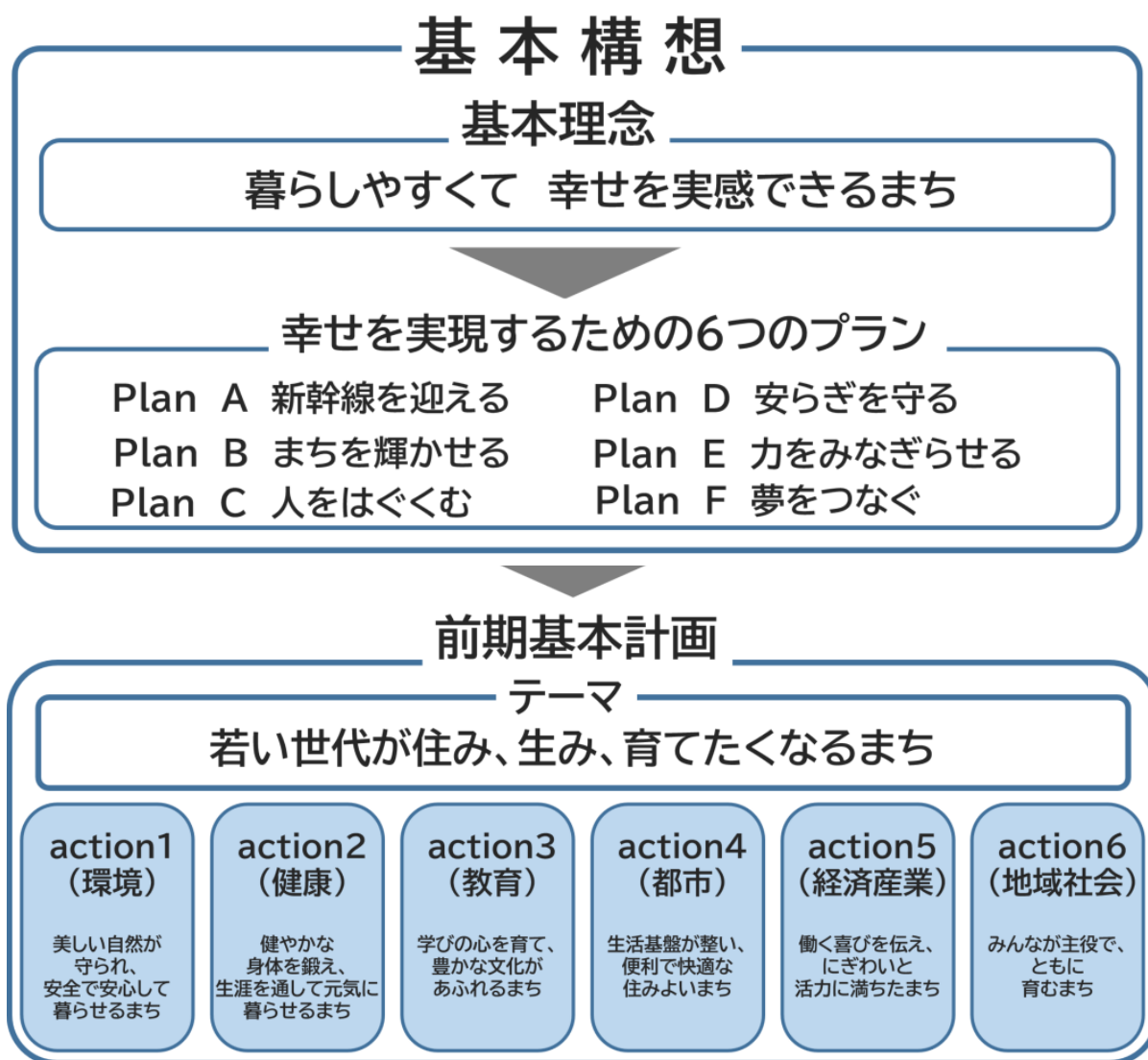
第1章 前期基本計画の実施状況と達成率

あわら市では、平成28年に策定した第2次あわら市総合振興計画の基本構想において、市の基本理念として「暮らしやすくて 幸せを実感できるまち」を掲げ、令和7年度までの10年間で重点的に取り組むべき施策を基本構想において「6つのプラン」としてまとめるとともに、このプランの実現のため、基本計画において6つの分野ごとに施策の柱を掲げ、体系化しました。

さらに、前期基本計画では、6つの施策の柱ごとに基本施策、施策の方針および事務事業を定め、体系化することで施策の見える化を図るとともに、各施策の数値目標や指標を設定しています。

各施策の進捗状況を確認しやすくすることで、客観的な評価とよりよい施策の実現に努めてきたところです。

総合振興計画前期基本計画の全体像を体系化すると次のようになります。



■計画達成率の考え方

現行の第2次あわら市総合振興計画前期基本計画では、58の指標・目標を設定し、その達成率により施策や事業の進捗管理を行っています。このうち、指標・目標値を下げるまたは抑えるべき項目については「↓」を付記しています。

前期基本計画の最終年度である令和2年度の目標値に対し、直近の実績値である令和元年度の実績値を比較した達成率を以下に示します。

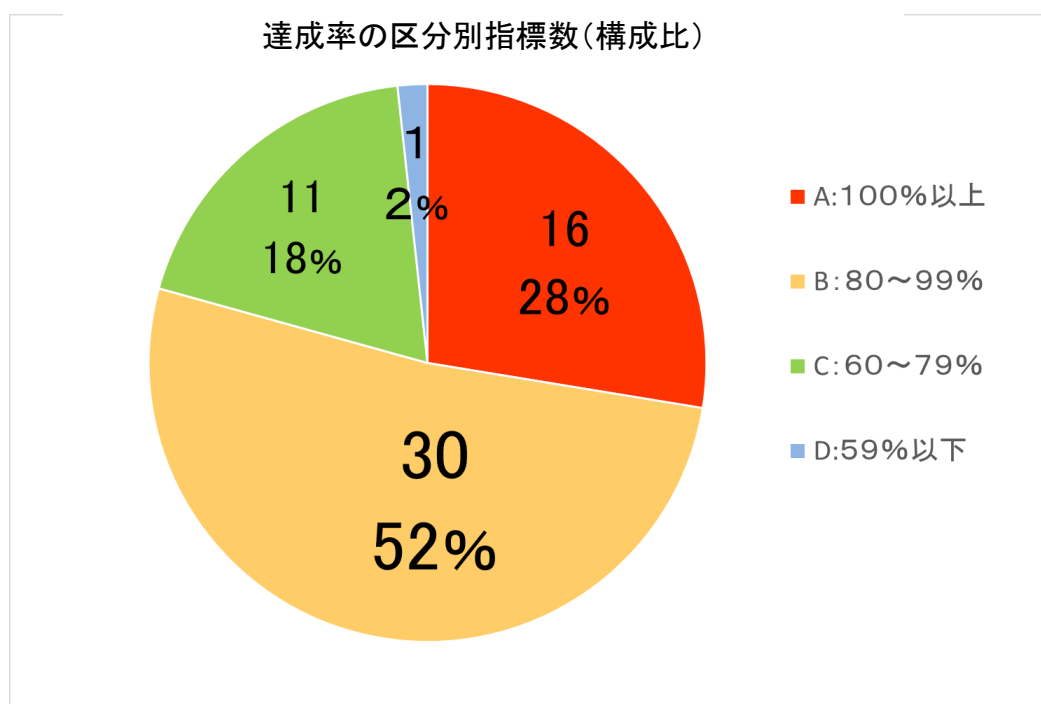
$$\text{達成率} = \text{直近の実績値(令和元年度)} \div \text{計画最終の指標・目標値(令和2年度)}$$

■達成状況

達成率100%以上であった指標・目標値が16項目、80～99%であった指標・目標値が30項目となっています。

特に、都市の分野に関しては、ほとんどの項目で達成が見込まれる状況となっている一方、健康や経済産業の分野に関しては、指標・目標値に達しないものも見受けられました。

今後、このような結果となった要因について、さらなる分析を進めるとともに、施策の改善や見直しに取り組み、達成率の向上につなげていきます。



分野	番号	指標・目標	R1	目標値	達成率	評価
環境	1	道路や空き地にごみなどが少なくまちが清潔だと考える市民の割合	64.6%	75.0%	86%	B
	2	市民・団体の環境イベント開催数	19回	30回	63%	C
	3	豊かな自然に恵まれていると考える市民の割合	92.1%	95.0%	97%	B
	4	ごみ減量化や資源リサイクルが進んでいると考える市民の割合	53.0%	75.0%	71%	C
	5	市民1人1日当たりのごみ排出量 ↓	1,031 g	850 g	82%	B
	6	自主防災組織の設立数（132区中）	108区	120区	90%	B
	7	避難拠点や自主防災組織が整備され災害に強いまちだと考える市民の割合	36.6%	40.0%	92%	B
	8	犯罪が少なく安心して暮らせるまちだと考える市民の割合	83.5%	87.5%	95%	B
	9	交通事故発生件数 ↓	33件	70件	212%	A
	10	消費者保護対策が充実していると考え市民の割合	26.3%	30.0%	88%	B

分野	番号	指標・目標	R1	目標値	達成率	評価
健康	11	特定健診受診率	32.9%	40.0%	82%	B
	12	各種がん検診受診率	35.1%	40.0%	88%	B
	13	市民の健康維持・健康づくりなどへのサポートが進んでいると考える市民の割合	53.0%	60.0%	88%	B
	14	健康づくりモデル・推進区数	41区	70区	59%	D
	15	各種審議会委員に占める女性委員の割合	31.4%	30.0%	105%	A
	16	高齢者や身体に障がいのある人が生活しやすいまちだと考えている人の割合	29.0%	35.0%	83%	B
	17	総人口に占める要支援および要介護認定者の割合 ↓	5.5%	5.7%	104%	A
	18	高齢者や身体に障がいのある人が生活しやすいまちだと考えている人の割合	29.0%	35.0%	83%	B
	19	保育や相談事務などの子育て環境が充実していると考え市民の割合	56.0%	65.0%	86%	B
	20	こども園における幼児教育が充実していると考え市民の割合	53.9%	65.0%	83%	B
	21	子育て支援センター利用者数	6,492人	10,000人	65%	C
	22	放課後子どもクラブ登録率	42.5%	35.0%	121%	A
	23	1人当たり国民健康保険医療費 ↓	445,116円	350,000円	79%	C
	24	国民健康保険税の収納率	96.1%	100.0%	96%	B
	25	生活保護被保護世帯数 ↓	108世帯	120世帯	111%	A

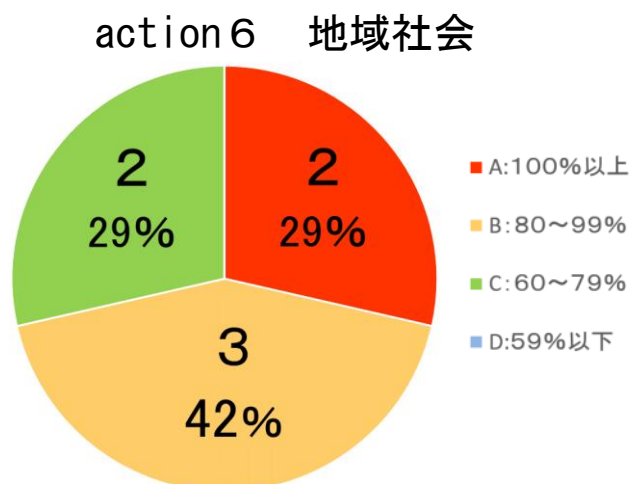
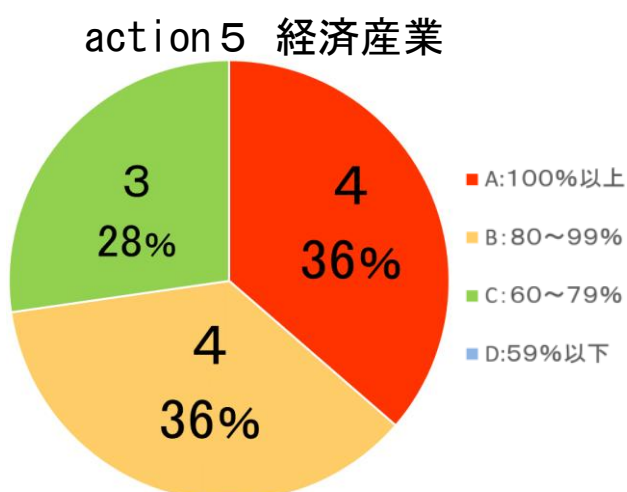
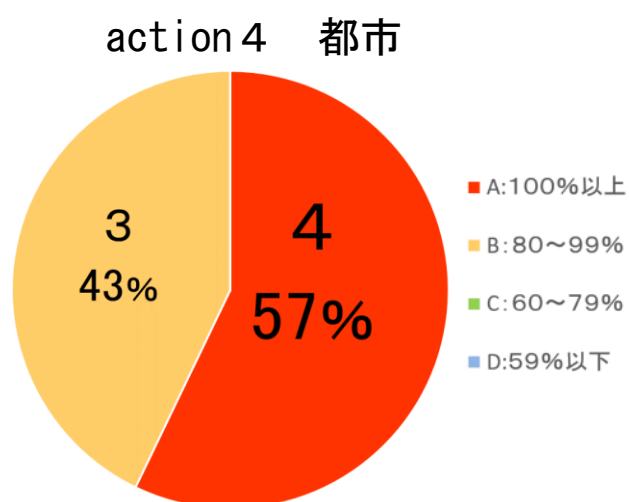
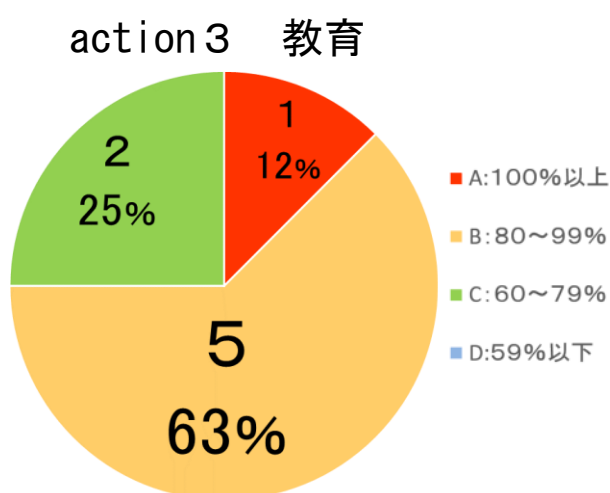
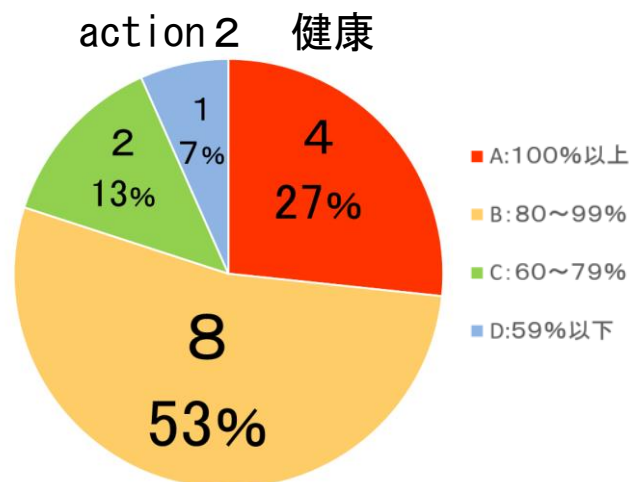
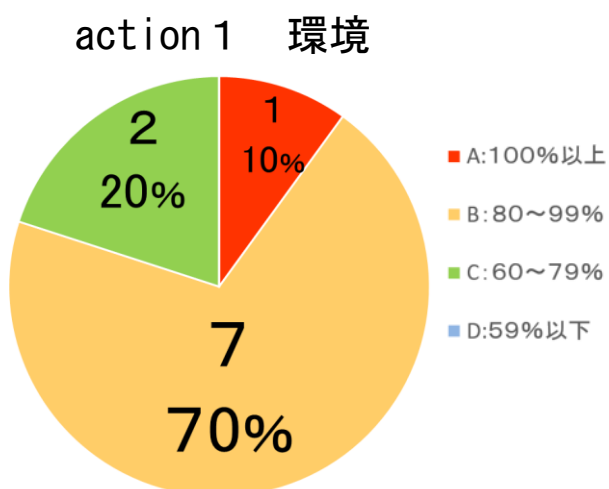
分野	番号	指標・目標	R1	目標値	達成率	評価
教育	26	小・中学校の施設が充実し、学習しやすい環境が整備されていると考える市民の割合	56.9%	60.0%	95%	B
	27	スポーツ少年団児童登録率(分母は小1～6年)	26.8%	38.0%	71%	C
	28	公民館講座受講者数	54,581人	52,000人	105%	A
	29	生涯を通じた文化活動や学習の機会が充実していると考ええる市民の割合	40.0%	45.0%	89%	B
	30	図書館来館者数	60,684人	70,000人	87%	B
	31	手軽にスポーツに親しめる環境が整っていると考える市民の割合	44.7%	50.0%	89%	B
	32	郷土歴史資料館入場者数	5,516人	7,000人	79%	C
	33	金津創作の森入場者数	142,368人	160,000人	89%	B

分野	番号	指標・目標	R1	目標値	達成率	評価
都市	34	道路が効率的・効果的に整備されていると考えている市民の割合	42.7%	50.0%	85%	B
	35	都市計画道路の整備率	56.5%	58.0%	97%	B
	36	公共交通機関が効果的に運行されていると考える市民の割合	28.8%	26.0%	111%	A
	37	景観に配慮したまち並み整備が行われていると考える市民の割合	25.5%	25.0%	102%	A
	38	安全でおいしい水が供給されていると考える市民の割合	83.3%	80.0%	104%	A
	39	計画区域内公共下水道接続率	93.5%	93.5%	100%	A
	40	下水道使用料収納率	97.7%	100.0%	98%	B

分野	番号	指標・目標	R1	目標値	達成率	評価
経済産業	41	観光入込客数	1,703,500人	2,200,000人	77%	C
	42	宿泊観光客数	762,100人	1,000,000人	76%	C
	43	観光地としての魅力があると考える市民の割合	30.2%	30.0%	101%	A
	44	観光情報などが効果的に発信されていると考える市民の割合	25.8%	30.0%	86%	B
	45	認定農業者数	101経営体	110経営体	92%	B
	46	坂井北部丘陵地の耕作率	62.6%	73.0%	86%	B
	47	学校給食における地元食材の使用率	64.8%	55.0%	118%	A
	48	新規就農者数(H28～R1までの新規就農者数)	10人	12人	75%	C
	49	年間製造品出荷額	1,970億円	1,800億円	109%	A
	50	日用品などの買い物がしやすいと考える市民の割合	60.6%	60.0%	101%	A
	51	働きやすい環境が整っていると考える市民の割合	42.3%	50.0%	85%	B

分野	番号	指標・目標	R1	目標値	達成率	評価
地域社会	52	市民の声が市政に届き、市民参画の機会が充実していると考える市民の割合	18.5%	25.0%	74%	C
	53	行政情報が分かりやすく公開されていると考える市民の割合	50.9%	55.0%	93%	B
	54	ホームページアクセス数（1日平均）	783件	1,200件	65%	C
	55	U I J ターンの移住者数	68人	60人	113%	A
	56	合計特殊出生率	1.39%	1.44%	97%	B
	57	実質公債費比率 ↓	7.0%	9.0%	129%	A
	58	市税収納率（現年度分）	99.3%	100.0%	99%	B

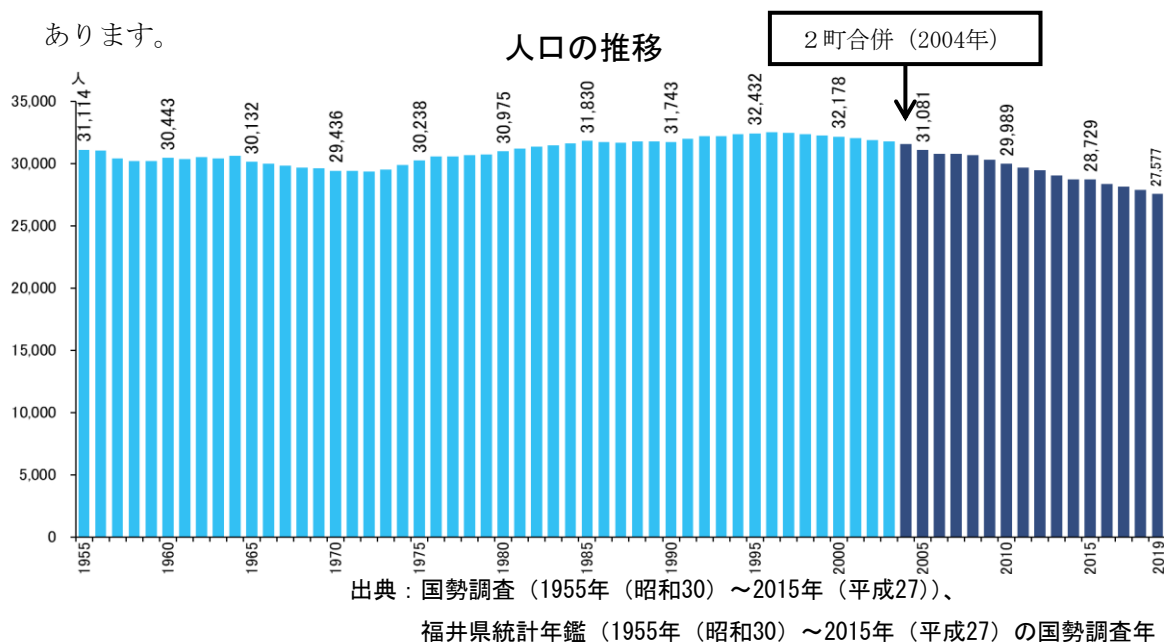
■分野ごとの指標内訳



第2章 あわら市の現状

第1節 人口の推移

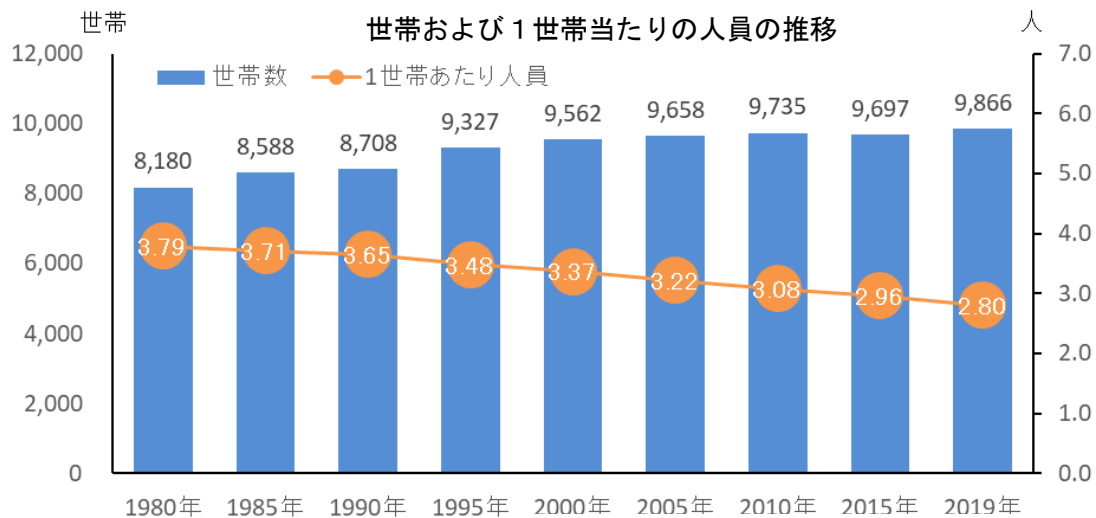
あわら市の人口は2019年（平成30年）10月1日現在で27,577人です（国勢調査結果に基づく推計人口 出典：福井県の推計人口）。人口の推移を見ると、1973年（昭和48年）以降、緩やかに増加していましたが、1996年（平成8年）をピークに減少に転じ、以降は一貫して減少傾向にあります。



第2節 世帯数の推移

あわら市の世帯数は、2019年（令和元年）10月1日現在で9,866世帯となります（国勢調査結果に基づく推計世帯数 出典：福井県の推計人口）。世帯数の推移を見ると、これまで一貫して増加傾向となっており、2015年（平成27年）に減少に転じたものの、2019年（令和元年）には再び増加しています。

世帯当たりの人員は、1980年（昭和55年）に3.79人/世帯でしたが、減少を続け、2019年（令和元年）には2.80人/世帯となっています。

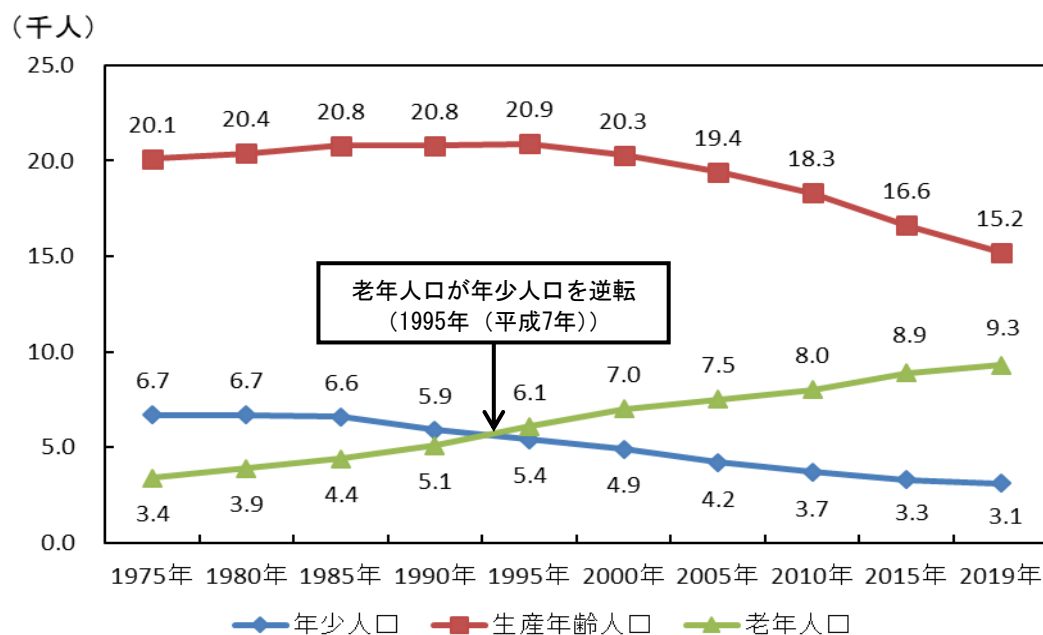


出典：国勢調査（1980年（昭和55）～2015年（平成27））、
福井県統計年鑑（2019年（令和1）の国勢調査年以外）

第3節 年齢3区分別人口の推移

1975年（昭和50年）以降の年齢3区分別人口の推移を見ると、生産年齢人口は1995年（平成7年）をピークに減少に転じ、特に2000年（平成12年）以降の19年間で約20.3千人から約15.2千人と2割を超える減少となっており、1975年（昭和50年）以降で最低となっています。

年少人口は一貫して減少を続ける一方、老年人口は増加傾向となっており、1995年（平成7年）には年少人口を逆転しています。



(単位: 人、%)

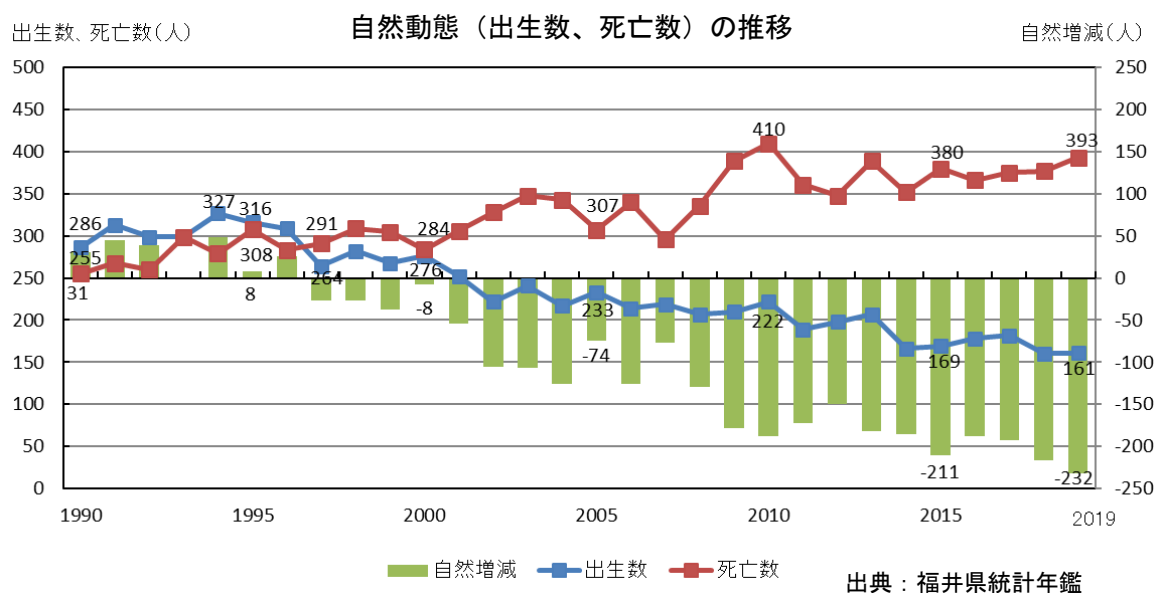
年	年少人口	生産年齢人口	老年人口	総計
1975年 (昭和50)	6,711 22.2%	20,103 66.5%	3,424 11.3%	30,238 100.0%
1980年 (昭和55)	6,669 21.5%	20,426 65.9%	3,880 12.5%	30,975 100.0%
1985年 (昭和60)	6,605 20.8%	20,843 65.5%	4,382 13.8%	31,830 100.0%
1990年 (平成2)	5,875 18.5%	20,764 65.4%	5,104 16.1%	31,743 100.0%
(平成2)	18.5%	65.4%	16.1%	100.0%
1995年 (平成7)	5,397 16.6%	20,919 64.5%	6,115 18.9%	32,431 100.0%
2000年 (平成12)	4,875 15.2%	20,292 63.1%	7,008 21.8%	32,175 100.0%
2005年 (平成17)	4,243 13.7%	19,366 62.3%	7,472 24.0%	31,081 100.0%
2010年 (平成22)	3,707 12.4%	18,298 61.1%	7,959 26.6%	29,964 100.0%
2015年 (平成27)	3,291 11.5%	16,551 57.6%	8,870 30.9%	28,712 100.0%
2019年 (令和元年)	3,054 11.1%	15,212 55.2%	9,294 33.7%	27,560 100.0%

※年少人口：15歳未満人口、生産年齢人口：15～64歳人口、老年人口：65歳以上人口

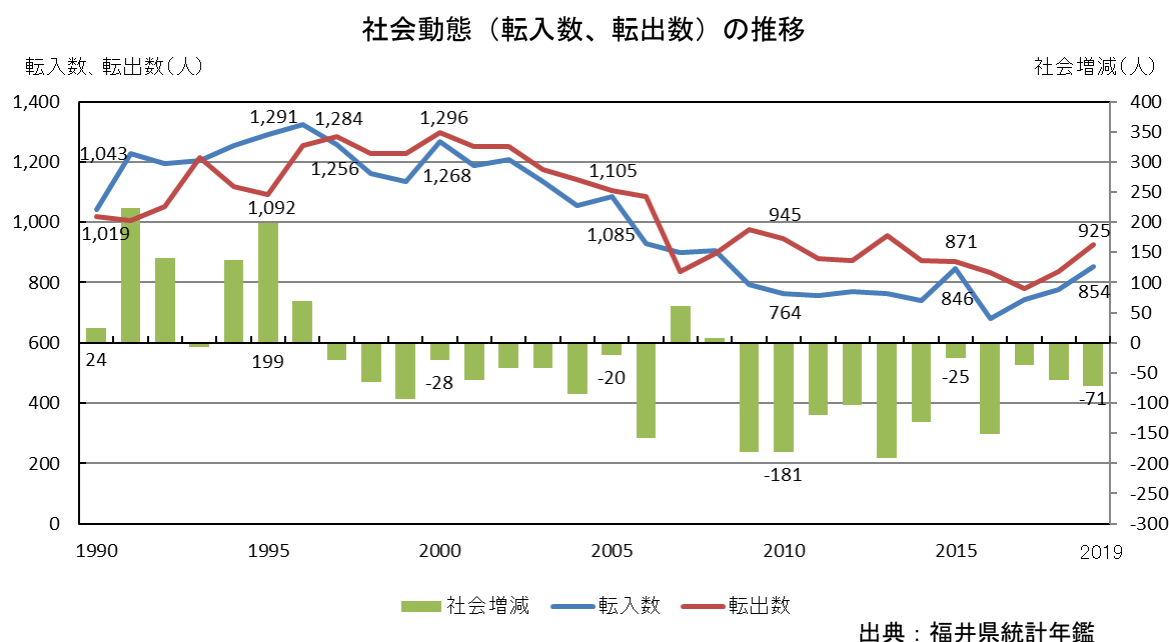
出典：国勢調査（1975年（昭和50）～2015年（平成27））、
福井県統計年鑑（2019年（令和1）の国勢調査年以外）

第4節 自然動態、社会動態の推移

1990年（平成2年）以降の自然動態の推移を見ると、出生数は上下動を繰り返しながらもピークとなった1994年（平成6年）以降は長期的に減少傾向にあります。死亡数も上下動を繰り返していますが、2001年（平成13年）以降は増加傾向にあり、1997年（平成9年）以降は出生数を一貫して上回るようになっていきます。

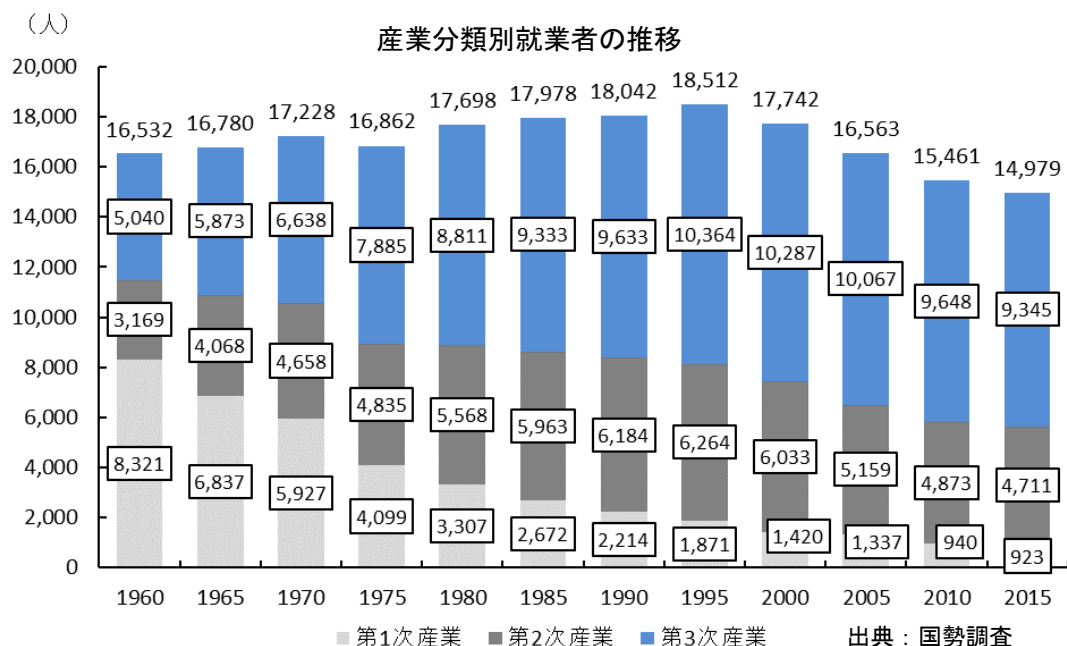


1990年（平成2年）以降の社会動態の推移を見ると、1996年（平成8年）までは転入数が転出数を上回っていましたが、1997年（平成9年）以降は転出数が転入数を上回っています。また、転入数、転出数は、1996年（平成8年）前後にピークを迎えた後減少傾向に転じていましたが、2017年（平成29年）ごろからは、転入数、転出数ともに増加傾向にあります。



第5節 産業別就業者数の推移

産業別就業人口に占める第1次産業から第3次産業までの就業人口の割合は次のとおりで、2010年（平成22年）の第1次産業の従事割合は、30年前に比べ約3分の1となっています。



※2000年以前は旧産業分類による。分類不能の産業を除く

2015年（平成27年）の就従比率は0.97で、産業別に見ると、農業・林業、鉱業・採石業・砂利採取業、製造業、運輸業・郵便業および宿泊業・飲食サービス業で1を上回っています。

また、第1次産業と第2次産業は1を上回っているのに対し、第3次産業の就従比率は0.89と低く、1を下回っています。

産業別就業人口・従業人

区分	産業(大分類)	就業人口(人) A	従業人口(人) B	就従比率 B/A	
第1次産業	農業、林業	917	954	1.04	1.03
	漁業	6	1	0	
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	2.00	1.11
	建設業	1,032	821	0.80	
	製造業	3,678	4,418	1.20	
	電気・ガス・熱供給・水道業	50	18	0.36	
第3次産業	情報通信業	208	33	0.16	0.89
	運輸業、郵便業	654	583	0.89	
	卸売業、小売業	2,070	1,853	0.90	
	金融業、保険業	314	155	0.49	
	不動産業、物品賃貸業	90	35	0.39	
	学術研究、専門・技術サービス業	322	177	0.55	
	宿泊業、飲食サービス業	1,238	1,460	1.18	
	生活関連サービス業、娯楽業	593	568	0.96	
	教育、学習支援業	685	561	0.82	
	医療、福祉	1,697	1,686	0.99	
	複合サービス事業	232	191	0.82	
	サービス業(他に分類されないもの)	699	622	0.89	
	公務(他に分類されるものを除く)	493	365	0.74	
	分類不能の産業	153	150	0.98	
	合計	15,132	14,653	0.97	

就業人口：あわら市に常住する就業者の総数

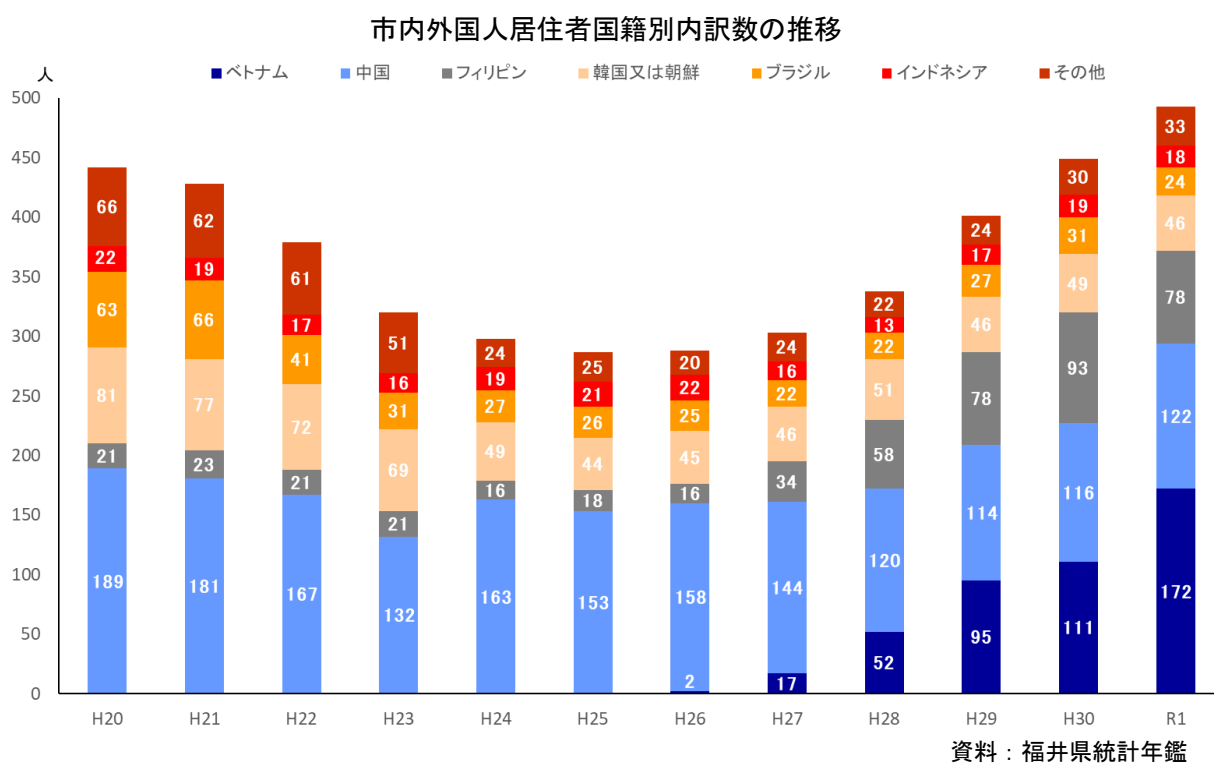
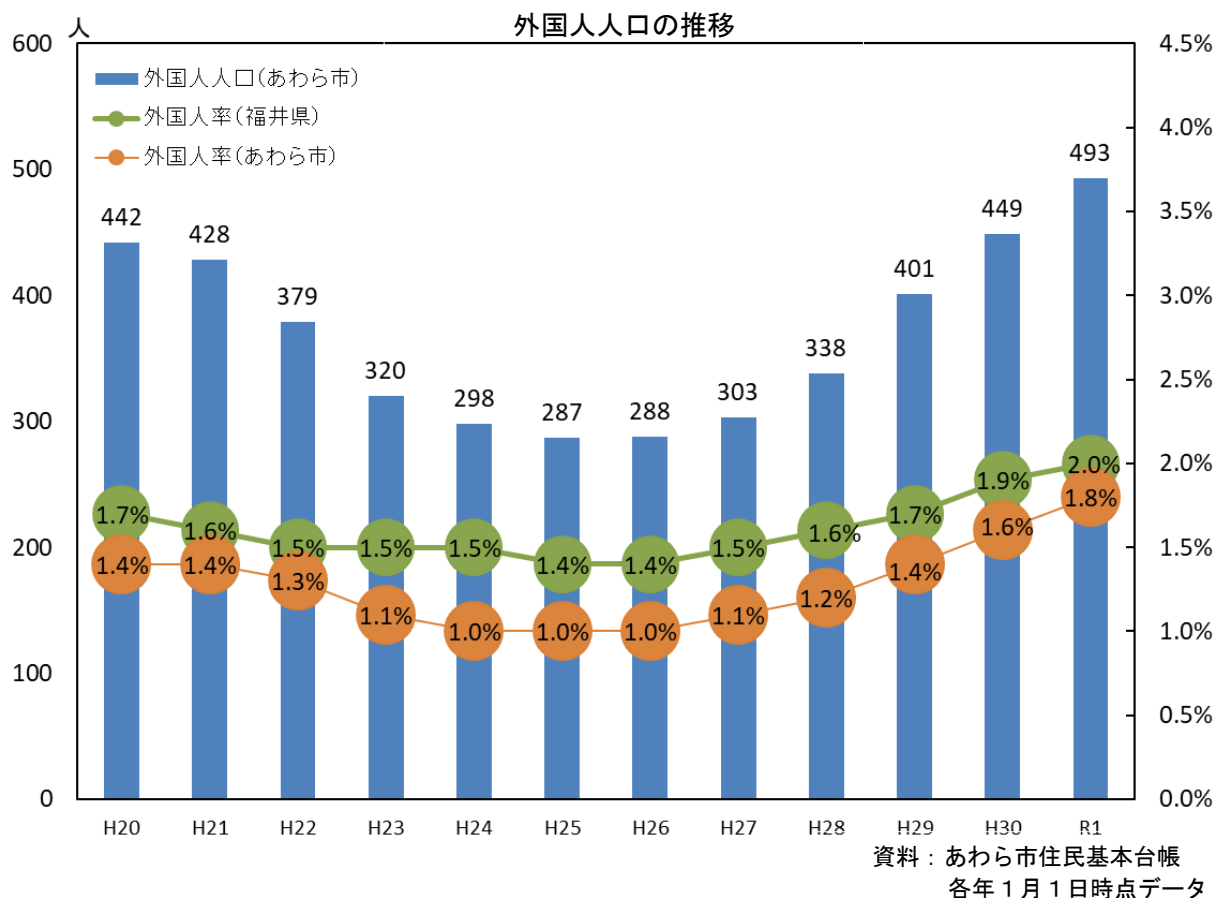
従業人口：あわら市で従業している人の総数

就従比率：従業人口を就業人口で除して得た割合。1を上回る場合は近隣市町の労働力を吸収している活発な産業活動をしているとみなされる。

出典：国勢調査

第6節 市内外国人居住者の推移

市内の外国人人口は、2014年（平成26年）から増加に転じています。令和2年12月1日時点では456人ですが、国籍別に見ると、ベトナム人の増加が顕著となっています。



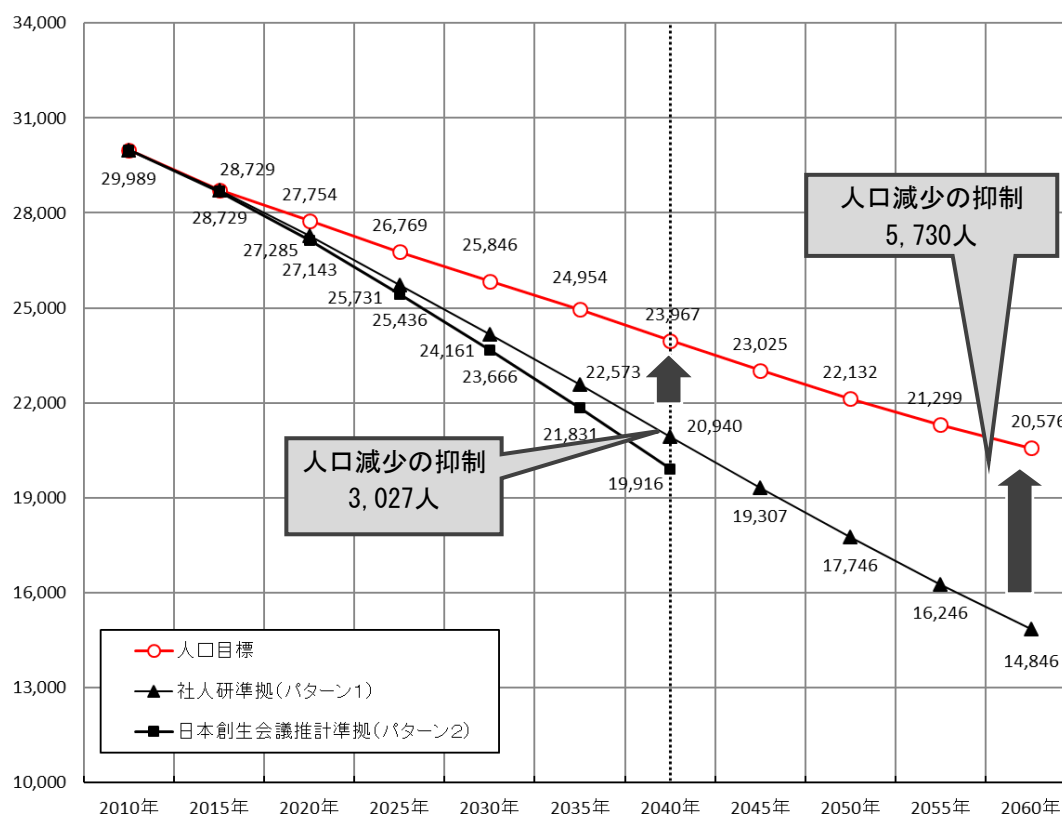
第7節 将来の人口展望

あわら市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2010年（平成22年）の約30,000人から、2040年には約20,900人、2060年には約14,800人にまで減少すると見込まれています。

平成27年に人口ビジョンの策定に合わせて実施した市民アンケート調査および国勢調査の結果を用いて算出した場合、理想の出産・子育て環境が整い、結婚を希望するすべての未婚者の結婚が実現した場合におけるあわら市の希望出生率は2.00と算出されましたが、あわら市の合計特殊出生率は1.39（平成25年から平成29年平均）となっております。

このため、国が平成30年に定めた長期ビジョンおよび福井県人口の将来の見通し、あわら市の人口に係る推計、出生率の動向、アンケート調査結果などを踏まえ、第2次あわら市総合振興計画やあわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業や施策を強力に推し進めることにより、2030年の人口を約25,800人、また、2040年の人口目標を約23,900人とします。

（人）



※社人研準拠(パターン1)

社会保障・人口問題研究所の集計手法に基づき、人口の社会移動が将来0.5倍に縮小すると仮定した場合の推計

※日本創生会議推計準拠(パターン2)

パターン1の推計手法に基づき、人口の社会移動が将来縮小しないと仮定した場合の推計

※人口目標

パターン1の推計手法に基づき、合計特殊出生率が2030年に1.80、2035年に2.00人、2040年に人口置換水準である2.07人へと向上し、若い世代（10代後半～20代）の人口の社会増減が均衡すると仮定した場合の推計

第3章 持続可能な開発目標(SDGs)について

第1節 SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された国際目標で「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、持続可能でよりよい世界を目指して取り組むべき目標のことをいいます。

2030年(令和12年)を年限とする17の目標(ゴール)と169のターゲットが定められており、我が国においては「SDGsアクションプラン」を策定し、さまざまな取り組みを進めているところです。

また、県内においては、2020年(令和2年)に福井県が中心となり、持続可能な地域づくり・社会づくりを全県一体となって実現するための官民連携プラットフォーム「福井県SDGsパートナーシップ会議」を設置しました。活動コンセプトを「未来のために。～次の世代に選ばれる福井へ～」とし、未来を担う次世代に福井の良さを継承し、希望を持って自分らしくチャレンジできる社会の実現に向け取り組むこととしています。

こうしたことを背景に、後期基本計画においては、基本施策ごとにSDGsのアイコンを表示させることとしました。施策のテーマとして、共通のアイコンを表示させることで、企業や団体、個人と共有認識を持つことが可能となります。市の総合振興計画と国際標準のSDGsとではスケールこそ違うものの、その目指すべき方向性は同じであることから、総合振興計画の推進を図ることで、SDGsの目標達成にも資するものとしています。

■SDGs 17のゴール

	1. 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。
	2. 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。
	3. すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
	4. 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	5. ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る。

 6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
 8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。
 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の格差を是正する。
 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
 12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
 13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
 14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
 15 陸の豊かさを守ろう	15. 陸の豊かさを守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。
 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17. パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第2節 総合振興計画における施策の柱とSDGsにおける17の目標

総合振興計画における施策の柱	SDGsにおける17の目標				
環境 ～美しい自然が守られ、 安全で安心して暮らせるまち～	3 すべての人に 健康と福祉を 	6 安全な水とトイレ を世界中に 	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを
	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 	14 海の豊かさを 守ろう 	15 陸の豊かさも 守ろう 	16 平和と公正を すべての人に
健康 ～健やかな身体を鍛え、 生涯を通して元気に暮らせるまち～	1 貧困を なくそう 	2 飢餓を ゼロに 	3 すべての人に 健康と福祉を 	4 質の高い教育を みんなに 	5 ジェンダー平等を 実現しよう
	8 働きがいも 経済成長も 	10 人や国の不平等 をなくそう 	11 住み続けられる まちづくりを 	16 平和と公正を すべての人に 	
教育 ～学びの心を育て、 豊かな文化があふれるまち～	2 飢餓を ゼロに 	4 質の高い教育を みんなに 	8 働きがいも 経済成長も 	11 住み続けられる まちづくりを 	
都市 ～生活基盤が整い、 便利で快適なすみよいまち～	2 飢餓を ゼロに 	3 すべての人に 健康と福祉を 	6 安全な水とトイレ を世界中に 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを
	15 陸の豊かさも 守ろう 				
経済産業 ～働く喜びを伝え、 にぎわいと活力に満ちたまち～	2 飢餓を ゼロに 	4 質の高い教育を みんなに 	8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	10 人や国の不平等 をなくそう
	14 海の豊かさを 守ろう 	15 陸の豊かさも 守ろう 			
地域社会 ～みんなが主役で、 とともに育むまち～	8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを 	16 平和と公正を すべての人に 	17 パートナースhipで 目標を達成しよう

第4章 後期基本計画策定の背景

加速度的に進行する人口減少や少子高齢化、温室効果ガスの排出量増加による地球温暖化、さらには、今回、地球規模で拡大したCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）など、第2次あわらし総合振興計画前期基本計画の期間中にもあわらしを取り巻く社会情勢には大きな変化が見られました。さらには、2030年までに達成すべき国際社会共通の17の目標であるSDGs（Sustainable Development Goals）も広く浸透し、「誰一人取り残さない」社会の実現が求められています。

将来が予測しづらくなった一方で、通信技術の発達により、地方が大都市や世界とつながりやすくなった時代だからこそ、地域独自の価値を見出し、地域ならではの新たな魅力を創造することにより、持続可能な地域として発展していく必要があります。

引き続き、市民と行政が一体となってまちづくりを進めていくため、また、まちの将来像を共有し、多くの人の共感を得ながら各種施策に取り組んでいくため、第2次あわらし総合振興計画後期基本計画（以下「後期基本計画」といいます。）を策定しました。

第5章 後期基本計画のテーマと基本目標

第1節 後期基本計画のテーマ

少子高齢化が続くあわら市において、市民一人一人が「暮らしやすく 幸せを実感できるまち」を実現していくためには、数年後の北陸新幹線芦原温泉駅開業を、市勢を飛躍的に発展させるビッグチャンスとして捉え、その効果を最大限に引き出すとともに、まちづくりや人づくりなどに、一人一人が知恵を出し合い、覚悟を持って行動することが重要です。

このため、10年後、20年後を見据え、「誰もが 夢や希望をもち 元気に笑顔で暮らす 活力あふれるまちへ」を後期基本計画のテーマとし、市民が一丸となって、活力あふれるまちづくりを力強く進めます。

**誰もが 夢や希望をもち 元気に笑顔で暮らす
活力あふれるまちへ**

第2節 後期基本計画の基本目標

全国的な人口減少や少子高齢化の傾向は、あわら市においても例外ではありません。

このため、住む人の幸せを第一に、「定住人口」約27,500人の確保を図るとともに、国が引き続き掲げる「東京圏への一極集中の是正」のもとで進める各種施策に呼応した人口減少・少子高齢化対策に取り組むことで、まちに賑わいをもたらす「交流人口」や、地域と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大を図り、市勢発展や市民生活の向上につなげることが重要です。

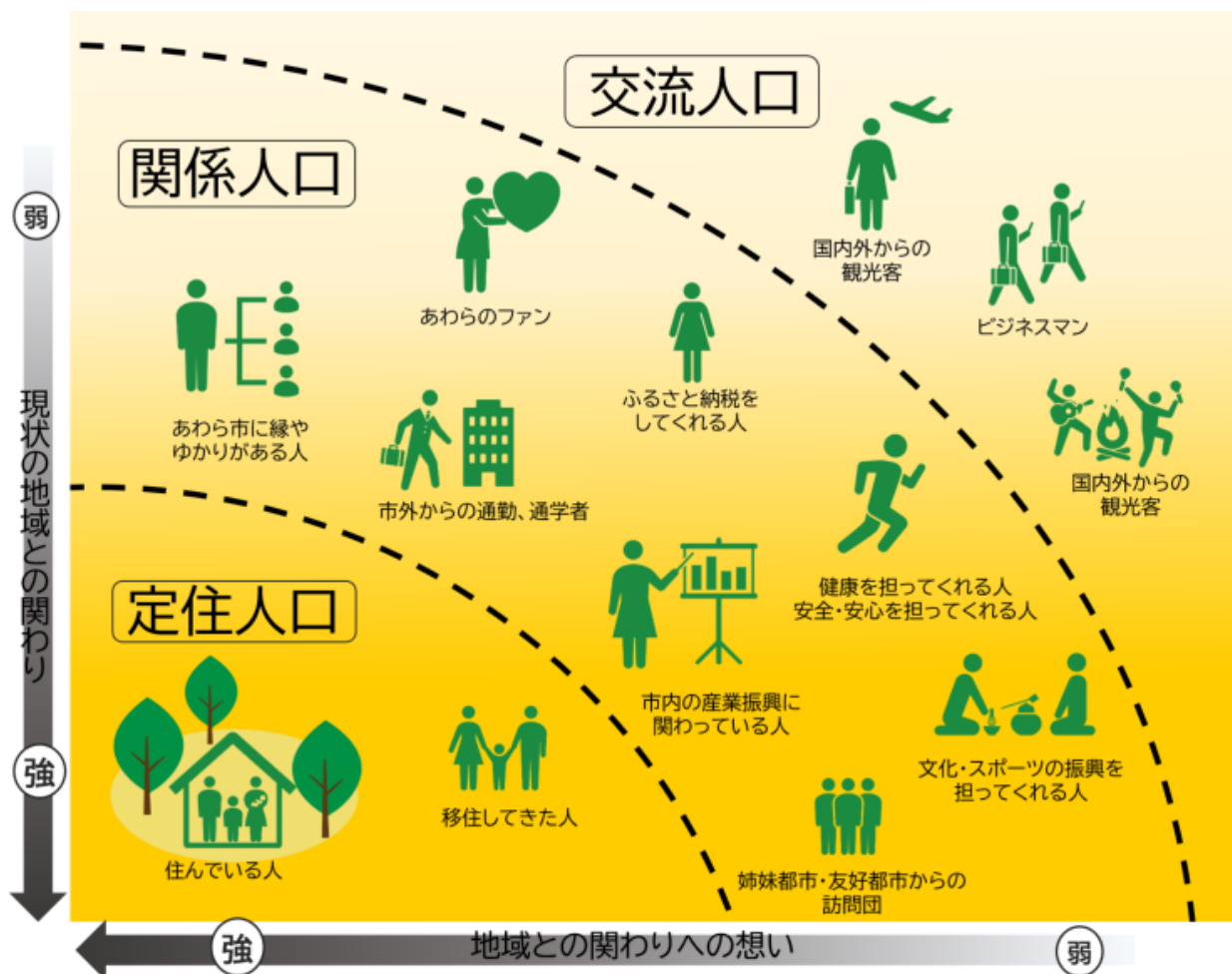
活力人口 10万人 あわら市の創造

あわら市の後期基本計画においては、「定住人口」に加え、「関係人口」や「交流人口」の中から、あわら市に縁やゆかりのある人、市外からの通勤、通学者、市内の産業振興に関わっている人、あわらのファン、さらには観光客のリピーターなど、多様な形であわら市との強いつながりを築き、あわら市に活力をもたらしてくれる人や活力を担ってくれる人たちを「活力人口」と定義しました。

現在、この活力人口は8万人と推定していますが、5年後には、活力人口を10万人にすることを目標として、活力あるまちづくりを目指します。

$$\begin{array}{ccccc}
 & & \text{定住人口（現在のところ約27,500人）} & & \\
 \text{活力人口} & = & & + & = & \text{10万人} \\
 & & \text{関係人口や交流人口のうち、} & & \\
 & & \text{あわら市に活力をもたらしてくれる人や、} & & \\
 & & \text{活力を担ってくれる人} & &
 \end{array}$$

【「活力人口10万人あわら」のイメージ】



第6章 後期基本計画の策定方針と施策の体系

後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画の実施状況、社会情勢の変化などを踏まえて見直しを行いました。また、各施策の指標の設定においても見直しを行い、施策の進捗が数値で確認しやすくすることで、客観的な評価とよりよい施策の実現を目指します。

なお、目標値の設定は、基準となるデータを令和元年度とし、目標年度を令和7年度としています。

また、基本構想に基づき、後期基本計画における基本施策、施策の方針および事務事業を6つの体系に分け、施策の見える化を図りました。

分類	基本施策	施策の方針	事務事業
環境 (a c t i o n 1)	環境の保全	環境意識の高揚	環境基本計画の推進・見直し 環境保全意識の啓発
		自ら考え行動する環境活動の推進	環境学習と実践活動の充実 環境保全団体への支援と連携
		地域環境の保全	土採取の抑制と採取跡地の保全 廃棄物の不法投棄対策と空き地の適正管理 漂着ごみへの対応 環境調査・発生源対策 適正な愛玩動物飼育の啓発
			北潟湖流域およびその周辺の保全・再生 河川環境と水質の保全・再生 森林の保全・再生 里地・里山の保全・再生
		自然環境の保全・再生	
		斎場等の適正な管理	斎場・墓地の管理運営
	循環型社会の構築	ごみ減量化とリサイクルの推進	ごみ減量化の推進 ごみ減量化意識の啓発
		ごみ処理の適正化	ごみの収集運搬 ごみの共同処理 し尿・汚泥の適正な処理
		脱炭素社会の推進	再生可能エネルギーの普及推進 環境負荷の低減
		循環型社会の推進	5Rの推進
	地域防災の強化	地域と連携した防災活動の推進	地域防災計画の習熟 危機管理体制の充実 災害時要援護者支援の推進 自主防災組織の設立促進と支援 消防防災・救急救助活動の運営 消防団の強化 除雪体制の充実
			防災・減災意識の啓発 防災訓練の実施
		防災意識の高揚	
		防災基盤の整備・強化	情報伝達手段の管理運用 防災資機材の整備 応援協力体制の整備
	安心なまちづくりの推進	防犯活動の充実	防犯対策の充実・強化 防犯隊活動の充実 暴力追放運動の推進
		交通安全の推進	交通安全教育の充実 交通安全団体との連携 交通安全施設の整備・管理 交通安全対策の充実
		消費者保護の推進	関係機関との連携・強化 消費者問題の意識啓発
		空き家対策	空き家の発生予防・適正管理の推進 特定空家等対策 空き家の利活用

分類	基本施策	施策の方針	事務事業
健康 (a c t i o n 2)	保健医療の充実	疾病予防の充実	市民健診の推進と保健指導 予防接種の推進 歯科保健指導の充実
		新型コロナウイルス感染症など 新たな感染症への対策	感染症予防対策の充実 新しい生活様式の啓発・普及 ワクチン接種体制の構築
		母子保健の充実	母子健康診査と指導の充実
		保健・医療サービス体制の 充実	救急医療体制の整備・充実 かかりつけ医の推奨 保健センター機能の充実
		自殺防止対策の推進	総合的な支援体制の強化 ライフステージ別の対策の充実 ハイリスク者への支援強化
	健康づくり活動の 実践	健康づくりサポートの充実	健康に対する意識の醸成 生活習慣病の予防
		食育の推進と健康づくり	食育推進計画の推進 健全な食生活の実践
	地域福祉の推進と 災害支援	地域福祉の充実	地域福祉活動支援事業 民生委員・児童委員との連携・支援
		災害支援とボランティア活動の 推進	災害ボランティア活動の充実 災害被災者の支援
		戦没者の追悼と援護事務	戦没者の追悼と援護事務の充実
	人権の尊重	人権の尊重	人権教育の推進
		男女共同参画の推進	男女共生社会の推進 男女平等意識の啓発 女性に対するあらゆる暴力の根絶 働きやすい環境づくりの推進
			高齢者福祉計画の推進 高齢者の生きがいと健康づくりの推進 金津雲雀ヶ丘寮の運営 老人センターの管理運営 養護老人ホーム入所措置事業の適正な運営 在宅福祉の充実
		介護保険の充実	介護保険制度の適正な運営 地域包括ケアシステムの充実と運営 介護予防事業の充実 フレイル予防事業の充実 認知症対策の推進 介護サービス相談員制度の充実 介護者への支援
	障害者福祉の充実	障害者福祉の推進	障害者福祉計画の推進 障害者福祉サービスと見守り体制の充実 就労や社会参加の支援 相談体制の充実
		差別解消・権利擁護の推進	意思疎通支援および差別解消意識の向上 障がい者虐待の未然防止・早期発見 権利擁護体制の充実
	児童福祉の充実	子育て相談体制の充実	子育て世代包括支援センター事業の充実 子育て支援センターの運営と充実
		保育・教育サービスの充実	認定こども園における保育・教育サービスの充実 私立認定こども園の支援 放課後子どもクラブの運営 ひとり親家庭の支援 支援の必要な児童などの早期発見と支援 地域や家庭における子育ての支援 あわらっこ子育て支援の充実
	社会保障制度の充実	国民健康保険事業の適正な運営	国民健康保険事業の運営 国民健康保険税の適正な賦課と徴収 疾病予防事業の実施
		後期高齢者医療制度の適正な運営	後期高齢者医療制度の運営
		国民年金制度の適正な運営	国民年金啓発活動の推進
		生活困窮者への支援	生活困窮者への支援

分類	基本施策	施策の方針	事務事業
教育 (a c t i o n 3)	学校教育の充実	学ぶ意欲と力を育む教育の推進	確かな学力の育成
			豊かな心と健やかな身体の育成
			グローバル化に対応した教育の推進
		ふるさと教育の充実	ふるさと教育の充実
			キャリア教育の充実
		教育環境の整備	特別支援教育の充実
			教育相談体制の充実
			外国人児童生徒に対する教育環境の整備
			学校給食の充実
			安全、安心な教育環境の整備
			I C T環境の整備
			教育力や指導力の向上のための対策
			金津高等学校との連携
	青少年の健全育成	青少年の健全育成	スポーツ少年団活動への支援
			少年愛護センターの運営
			成人式を通じた地元意識の醸成
	生涯学習の推進	生涯学習の充実	子ども会への支援強化
			生涯学習推進体制・地区推進体制の整備
			公民館講座、市民大学講座の開催
	生涯スポーツの推進	生涯スポーツの推進	図書館機能の充実
			スポーツ協会との連携・支援
			スポーツ団体の育成・支援
		スポーツによるまちづくり	指導者の育成とスポーツ活動の安全確保
			体育施設の充実と効率的な活用
			地域資源を活用したスポーツ事業
文化と芸術の振興	文化財の保護と継承	文化財の保護と継承	カヌー競技の普及と交流人口の拡大
			トップレベルのスポーツイベントの開催
			スポーツ情報の発信
	文化の振興	文化の振興	文化財保存活用地域計画の策定と推進
			文化財の調査と保護・活用
			郷土歴史資料館の管理運営
	芸術の振興	芸術の振興	文化振興事業の開催
			文化活動団体の育成・支援
文化と芸術の振興	文化の振興	文化の振興	伝統文化の継承と情報発信
			祭りや伝統的な風習の維持・継承
文化と芸術の振興	芸術の振興	芸術の振興	金津創作の森美術館の充実
			金津創作の森美術館の充実

分類	基本施策	施策の方針	事務事業
都市 (a c t i o n 4)	土地利用の適正化	適正な土地利用の推進	計画的な土地利用の推進
			農業振興整備計画の推進
			地籍調査の推進
	道路交通網の整備	幹線道路の整備	国道の整備促進
		市道の整備	県道の整備促進
		道の駅の整備	市道・橋りょうの改良 雪に強い道づくり 道の駅の整備と運営
	新幹線開業に向けたまちづくり	北陸新幹線開業に向けた周辺整備	北陸新幹線の整備促進
			芦原温泉駅周辺の整備
			並行在来線への対応
	機能的なまちの整備 と景観への配慮	美しい景観と快適な暮らしの実現	新幹線開業後のまちづくり 駅周辺の新たな活性化策の検討
			都市公園・緑地の良好な管理
			市営住宅の適正な管理
			快適な住環境の整備推進
			市営駐車場の管理運営
			西口立体駐車場の管理運営
			市営駐輪場の整備と管理運営
			景観計画の推進
			美しい景観づくりのための規制と誘導
			市民・事業者との連携による景観活動の推進
	上水道事業の運営	上水道の整備・運営	デマンド方式による公共交通の運行
			公共交通の利用促進
			広域公共交通ネットワークの形成 自転車活用推進計画の推進
	下水道事業の運営	下水道の整備・運営	水道施設の維持管理と運営
			水道施設の計画的な更新
			水道事業会計の健全化
			公共下水道の維持管理と運営 下水道の整備促進 浸水被害の軽減 浄化槽の整備促進

分類	基本施策	施策の方針	事務事業
経済産業 (action 5)	観光の振興	地域主体の観光まちづくりの推進	国際的な観光まちづくりの推進 あわら温泉と観光資源の磨き上げ 観光まちづくりを担う人材の育成 着地型観光・滞在型観光の推進
		観光誘客の推進	戦略的な情報発信 インバウンド誘客の推進
		推進体制の強化と連携	観光事業者等との連携強化 広域観光の推進
		地域資源、観光施設の維持管理	地域資源の活用 観光施設等の整備と管理
	農業の振興	農業経営基盤の強化	農地の適正管理 担い手の育成と支援 農地の有効活用と遊休地対策 スマート農業への支援
		農業生産基盤の整備・充実	農業基盤の整備と管理 農業関係団体との連携
		農業生産の振興	地産地消の促進と安全な食の提供 6次産業化やブランド化の推進
		農業による環境の保全	環境保全型農業の推進 坂井北部丘陵地の保全
		有害鳥獣対策	寄せ付けない集落環境の推進 確実な侵入防止の推進 加害個体捕獲の推進
	林業の振興	林業基盤の整備と経営の強化	林道の整備と管理 間伐の促進と森林環境の保全 経営体制の強化
		水産業の振興	水産業の振興 水産物の認知度向上
	工業の振興	中小企業の経営基盤強化	生産性の向上支援 企業立地の促進 企業や事業者のニーズ把握 外国人労働者の受け入れ体制強化
	商業・サービス業の振興	商店街や市街地の活性化	地域ブランド化への支援 創業支援と商店街等の活性化 中心市街地の活性化 経営力の向上 資金調達の円滑化と人材育成支援 円滑な事業継承の促進
	雇用環境の充実	雇用環境の充実	将来を担う若い世代のシビックプライドの醸成 働きやすい環境づくり 勤労者福祉の向上
	交流の推進	地域間交流の推進	姉妹都市交流の推進
		国際交流の推進	友好都市交流の推進 世界を視野に入れた人材の育成

分類	基本施策	施策の方針	事務事業
地域社会 (a c t i o n 6)	市民主役のまちづくり	市民と市との共働のまちづくり	地域コミュニティ 活性化の推進
			まちづくり活動への支援
			市民の参画機会の充実
			休校を利用した地域の活性化
		市民意向の把握	安心して参画できるシステムの構築
			広聴事業の推進
	情報化の推進	行政情報の積極的な発信	情報発信の充実
			情報公開の推進
		行政の効率化	電算処理システムの運用
			電算機器・システムの管理
		市民サービスの向上	行政手続の I C T 化の推進
			個人番号カード(マイナンバーカード)の普及と利活用
		セキュリティの強化と体制の整備	個人情報の保護
			計画的な情報化施策の推進
	人口減少対策	スマートシティ政策の推進	情報セキュリティ対策の強化
			先端技術の推進
		推進体制の確立	あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進と効果の検証
			魅力等発信の強化
		移住定住の推進	移住者支援の充実
			移住定住を推進する関係機関との連携強化
		結婚しやすい環境の整備	出会いから成婚までの支援
			多文化共生の推進
		多文化共生の推進	多文化共生の推進
			小規模多機能自治の検討
	持続可能な行財政の運営	小規模多機能自治の検討	小規模多機能自治の検討
			交流人口の拡大
		活力人口の拡大	関係人口の拡大
			組織・定員の適正化
		組織の管理と働き方改革の推進	人材の育成と勤務評価の推進
			多様な働き方の推進
			I C T などの積極的な活用
			産官学協力体制づくりの推進
		行政情報の適正な管理	行政文書の適正な管理
			統計調査の適正な執行とデータの管理
		事務事業の適正な執行	総合窓口サービスの充実
			行政評価システムの適正な運用
			行財政改革の推進
			公共施設等総合管理計画の推進
			市有財産の適正な管理
			入札制度等の適正な執行
		透明で安定した財政運営	行政委員会などの適正な運営
			財政の効率化、健全化、透明化
			市税の適正な賦課
			収納事務の適正な執行
		ふるさと納税制度などの活用	ふるさと納税制度などの活用
			会計処理の適正な推進

後期基本計画各論

後期基本計画各論(案)

action 1

環境

美しい自然が守られ、安全で安心して暮らせるまち

第7章 後期基本計画各論

第1節 action1 環境

～美しい自然が守られ、安全で安心して暮らせるまち～

■環境の保全



すべての人に健康と福祉を



住み続けられるまちづくりを



気候変動に具体的な対策を



陸の豊かさを守ろう



安全な水とトイレを世界中に



つくる責任 つかう責任



海の豊かさを守ろう

【現状と課題】

あわら市は、海、山、川、湖などの豊かで美しい自然に恵まれています。そして、こうした自然はあわら市民みんなのかけがえのない財産となっています。

ただ、北潟国有林などの美しい松林が続く波松海岸では海外などからの漂着ごみが目に付くほか、北部丘陵地や東部山林地域では廃棄物の不法投棄が顕在化しています。また、富栄養化が進む北潟湖では、水質の悪化が深刻な問題となっています。

一方、市内では大きな工場や事業所、産業廃棄物処理施設などが稼働し、それらを発生源とした公害問題にも対処していく必要があります。

この豊かな自然環境を保全し、環境問題に対処するため、本市では「あわら市環境基本計画」を策定し、市民や事業者、行政など各主体が環境に配慮し、将来の世代が安心して暮らせる社会の構築を目指してさまざまな施策に取り組んでいます。

特に、あわら市エコ市民会議では、市民レベルで環境に関するネットワークづくりに取り組み、より地域に根ざした実践活動を推進しています。また、2018年（平成30年）に自然再生推進法に基づいて設立された北潟湖自然再生協議会では、北潟湖および周辺地域を対象として、生物多様性の保全・再生や湖の新たな活用、環境学習の普及などを目的にさまざまな事業を展開しています。

今後も各主体が一層緊密に連携しながら、環境を取り巻く各種施策に取り組んでいくことが必要です。

【施策の方針】

(1) 環境意識の高揚

▼環境基本計画の推進・見直し

あわら市環境基本計画を検証し、必要な事項について見直しを行いながら、環境政策を進める上で基本となる施策について、さらなる周知と推進に努めます。

▼環境保全意識の啓発

よりよい環境をつくり、維持していくためには、市民一人一人の環境に対する意識付けとその高揚が必要です。温室効果ガスの排出規制や再生可能エネルギーの普及といった地球温暖化対策に関する意識を高めるため、さまざまな機会を通じて、環境について考え、実践できる仕組みづくりを進めます。

(2) 自ら考え行動する環境活動の推進

▼環境学習と実践活動の充実

北潟湖流域や波松海岸、北潟国有林、東部森林地域、竹田川など、あわら市にある環境教育に適した資源を活用しながら、北潟湖自然再生協議会などの環境保全団体と協力し、学校や地域における環境学習と実践活動を推進するとともに、集落・地域・事業所などの単位で行う自主的な環境保全活動を支援します。

▼環境保全団体への支援と連携

エコ市民会議や北潟湖自然再生協議会の活動内容を積極的に発信し、組織強化を支援するとともに、市民が自ら考え実践する仕組みづくりと、活動を推進する人材の育成に努めます。

また、環境保全活動の内容をより効果的なものへと高めるため、市民や各種団体と連携し、事業の充実に努めていきます。

(3) 地域環境の保全

▼土採取の抑制と採取跡地の保全

北部丘陵地の土採取による景観の悪化、緑化の減少などを防止するため、土地所有者への意識啓発と土採取事業者に対する跡地緑化の指導を強化しながら、新たな事業の抑制と採取跡地の保全に努めます。また、定期的なパトロールや監視を実施するなど、関係機関と連携し、取り締まりの強化に努めます。

▼廃棄物の不法投棄対策と空き地の適正管理

土採取跡地や遊休農地、山林などへの廃棄物の不法投棄を防止するため、定期的なパトロールや監視活動などを実施するとともに、関係機関や住民との連携を強化します。

また、空き地の所有者には廃棄物が放置されることのないよう指導と支援に努めます。

▼漂着ごみへの対応

近年、深刻な問題となっている海洋プラスチックごみに対応し、美しい海岸線を保全するた

め、住民や環境保全団体と協力しながら海岸の清掃活動を行うとともに、国などの関係機関に働きかけて漂着ごみの抑制を図ります。

▼環境調査・発生源対策

快適な環境を維持するため、騒音や振動、悪臭、大気汚染などについて定期的な調査を実施するとともに、工場や事業者などに対する監視と指導を行います。

▼適正な愛玩動物飼育の啓発

人と動物が幸せに暮らせる社会を実現するため、犬の登録や予防接種の徹底をはじめ、ペットの無計画な繁殖の防止など、愛玩動物の適正飼育の啓発と普及を進めます。

(4) 自然環境の保全・再生

▼北潟湖流域およびその周辺の保全・再生

福井県で3番目の広さを持ち、優しいたたずまいの北潟湖は、あわら市の顔の一つであり、貴重な観光資源にもなっています。このため、北潟湖流域全体で環境保全の取り組みを促進し、関係機関との共同研究などを通して湖の水質浄化に努めます。

また、北潟湖と周辺地域は、学術的に貴重な動植物の生息地・生育地になっていることから、侵略的な外来種の防除などを進め、地域の生物多様性の保全・再生に努めます。

▼河川環境と水質の保全・再生

市を横断する1級河川の竹田川から、2級河川の観音川、宮谷川や波松川といった準用河川まで、市内にはいくつもの河川が流れ、自然景観を形成する上で、重要な役割を果たしています。このため、生活排水や農業排水の河川への流入を抑制するとともに、ごみの不法投棄の監視、清掃などの活動を通して、河川の美化と水質の保全・再生に努めます。

▼森林の保全・再生

市の面積の約4割を占める森林地帯は、水源のかん養や、自然環境の保全、教育・レジャーの場の提供、動植物の生育、林産物の供給など、さまざまな機能を通して市民の暮らしと深く結びついています。このため、間伐や主伐、植林などの林業の循環を適切に行うとともに、森林の恵みの受益者である市民を対象に理解と関心を深める森林環境学習や木育イベントを支援し、持続可能な森林利用と保全・再生を進めていきます。

▼里地・里山の保全・再生

日本の原風景の一つといわれる里地・里山は、多様な生物の生息地として、また地域特有の景観や伝統文化の基盤として重要な地域です。しかしながら、過疎化や高齢化などにより里地の荒廃や希少な動植物の減少などに直面しています。このため、里地・里山の保全を推進し、環境学習や再生のためのウォーキングコースづくりなど各種活動の場としての整備に努めます。

(5) 斎場等の適正な管理

▼斎場・墓地の管理運営

坂井地区広域連合が管理・運営する代官山斎苑と併せて代官山墓地公園や市営墓地を適正に管理し、周辺環境の保全に努めます。

【指標・目標】

○道路や空き地にごみなどが少なくまちが清潔だと考える市民の割合

65.3%（平成26年）→**64.6%（令和元年）**→**75.0%（令和7年）**

○市民・団体の環境イベント開催数

17回（平成26年度）→**19回（令和元年度）**→**30回（令和7年度）**

○豊かな自然に恵まれていると考える市民の割合

92.4%（平成26年）→**92.1%（令和元年）**→**95.0%（令和7年）**

■循環型社会の構築



安全な水とトイレを世界中に



産業と技術革新の基盤をつくろう



つくる責任 つかう責任



エネルギーをみんなに そしてクリーンに



住み続けられるまちづくりを



海の豊かさを守ろう

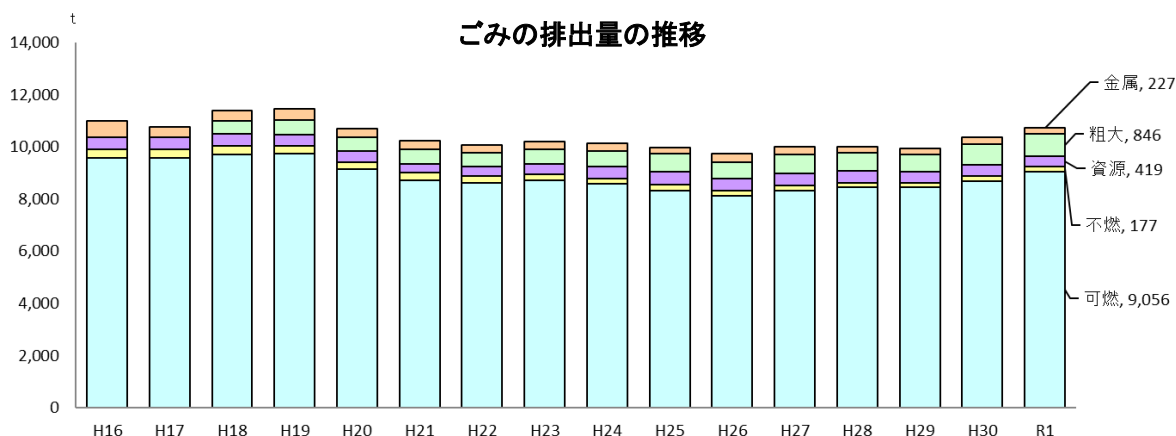
【現状と課題】

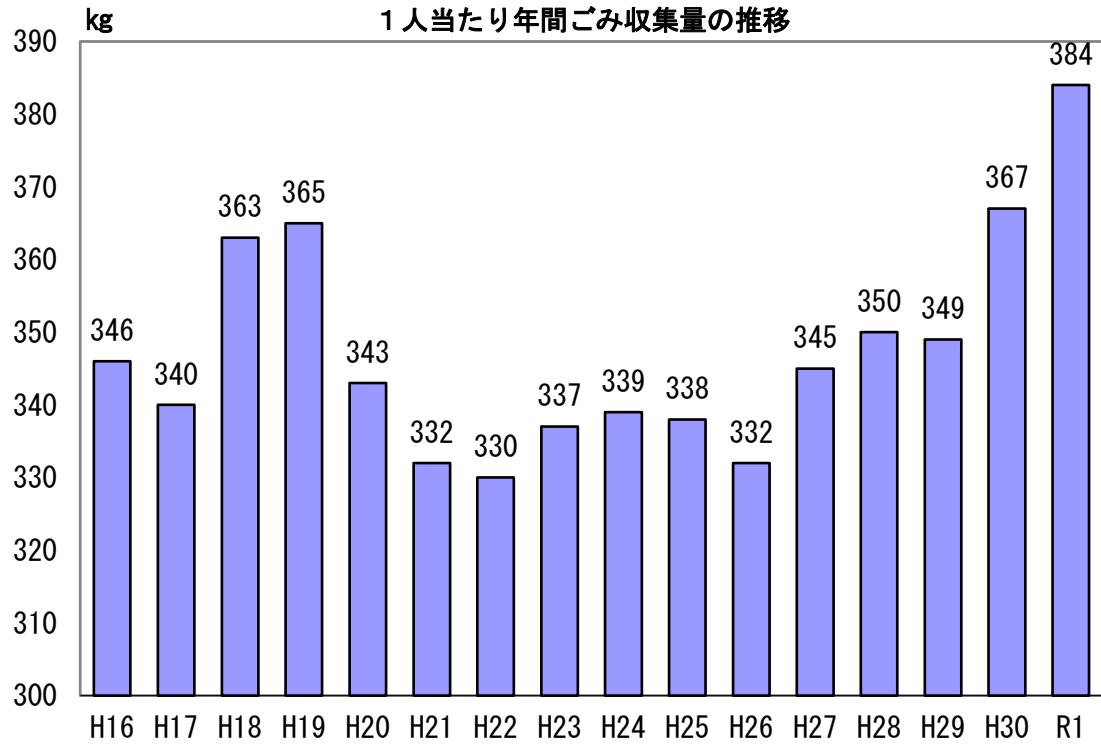
大量生産や大量消費、大量廃棄を背景とした社会経済活動は、私たちに便利で豊かな暮らしをもたらす反面、さまざまな廃棄物を増加させ、自然環境に大きな負荷を与えています。

これまでも市民や事業者に対してごみの減量に向けた啓発を行うとともに、エコ市民会議などとも協力して、新たにプラスチックごみの資源化を開始するなどごみ分別の徹底を推進し、廃棄物の排出抑制に努めてきました。

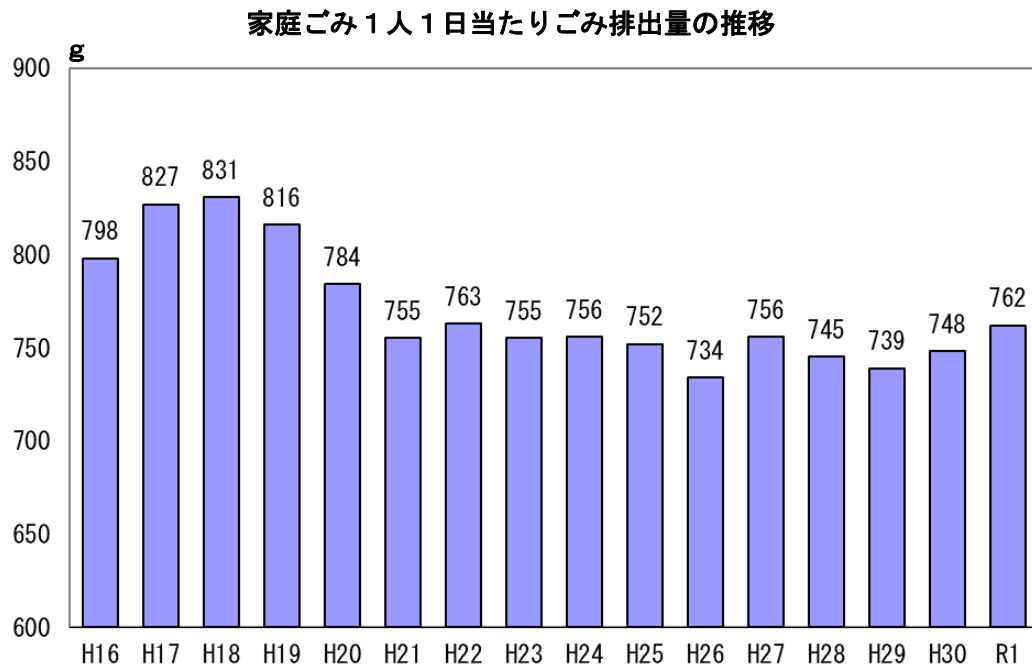
特に、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進をはじめとする環境施策を推進し、自然・生活・経済の調和の取れたライフスタイルの実現に向けて、さらなる循環型社会システム構築の推進とごみの減量化が必要となっています。

また、温室効果ガスの増加が影響しているといわれる地球温暖化は、近年頻発するゲリラ豪雨といった異常気象の遠因ともいわれ一層の抑制が求められる一方で、東日本大震災以降は、原子力を中心に進められてきたエネルギー政策にも大きな転換が図られようとしています。このような状況の中、地球環境を守り、持続可能な社会を築いていくため、今後は、限りのある化石資源や高度な安全性が求められる原子力への依存を減らし、再生可能エネルギーの利用を促進していくことが必要となっています。





※家庭ごみおよび事業所ごみの合計



【施策の方針】

(1) ごみ減量化とリサイクルの推進

▼ごみ減量化の推進

暮らしの中で取り組むことのできる分別の徹底とリサイクル、生ごみの資源化などを推進

し、さらなるごみの減量化に努めます。特に、一般家庭ばかりでなく、旅館やホテルなどの事業所におけるごみの分別と資源化に対する取り組みを支援するとともに、公共施設においても減量化と資源化に努め、市民や事業所、市が一体となったごみの減量化を進めます。

▼ごみ減量化意識の啓発

ごみの減量化やリサイクルに関する意識を高めるため、エコ市民会議などの市民活動団体と協力しながら、広報紙やホームページ、Facebook、メールマガジンなどの広報媒体を通して情報を発信するとともに、各種イベントなどを利用して啓発活動を行います。

(2) ごみ処理の適正化

▼ごみの収集運搬

収集日の周知と分別の徹底を啓発し、効率的なごみの収集運搬に努めます。また、近年増加傾向にある外国人居住者に対しては、外国語表記のごみガイドブックを用いながらごみの収集日や分別の周知を図っていきます。

▼ごみの共同処理

ごみの中間処理と最終処分は、一部事務組合である福井坂井地区広域市町村圏事務組合で福井市、坂井市および永平寺町と共同で行っており、引き続き施設の適正な運営と安全管理に努めます。

▼し尿・汚泥の適正な処理

し尿や浄化槽汚泥の処理は、坂井地区広域連合で坂井市と共同で行っており、平成23年4月からはPFI※による新施設が稼働しています。

一方で、下水道の整備が進み、接続率が向上していることから収集量が年々減少しています。今後は、収集運搬体制を見直し、業務の安定保持と処理の適正化に努めます。

(3) 脱炭素社会の推進

▼再生可能エネルギーの普及推進

国において、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す方針が発表され、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが推進されています。

日本海に面した本市において、再生可能エネルギーの中で最大のポテンシャルを有する洋上風力発電の導入をはじめ、陸上風力発電や太陽光、バイオマス発電など環境に負荷の少ない再生可能エネルギーの普及と導入に対する取り組みを支援するとともに、市民や事業者の理解を得ながら導入拡大を進めます。

※PFI

private finance initiativeの略。民間の資金やノウハウを活用して、公共施設などの整備や運営を行う手法

▼環境負荷の低減

環境学習や各種イベントなどを通じて、環境への負荷の低減を啓発し、省資源と省エネルギーを推進します。特に、公共施設における節電やごみの抑制などに率先して努めるとともに、エコ市民会議などの環境保全団体と協力して、グリーンカーテンやクールシェアスポットの普及など市民一人一人が参加できる地球温暖化対策や環境に優しいライフスタイルの実現に取り組めます。

(4) 循環型社会の推進

▼5 Rの推進

5 R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）※の取り組みをさらに促進し、食べきり運動の展開やマイバック、マイボトル利用促進など、市民一人一人がごみの減量を意識したまちづくりを進めます。

また、行政区ごとに選任したごみ減量化推進員と協力して、ごみの正しい出し方と分別の徹底を図るとともに、市民のリサイクル意識の高揚に努めます。

【指標・目標】

○ごみ減量化や資源リサイクルが進んでいると考える市民の割合

64.5%（平成26年）→53.0%（令和元年）→75.0%（令和7年）

○市民1人1日当たりのごみ排出量（↓）

881 g（平成26年度）→1,031 g（令和元年度）→850 g（令和7年度）

○市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量（↓）

762 g（令和元年度）→700 g（令和7年度）

※5 R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）スペース

ごみを減らす（リデュース）、再使用する（リユース）、再生して利用する（リサイクル）、不要なものはもらわない（リフューズ）、修理して使う（リペア）を指し、ごみと資源に関する問題を解決するための総称

■地域防災の強化



住み続けられるまちづくりを



気候変動に具体的な対策を

【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、災害に対する私たちのこれまでの常識を根底から覆しました。さらに、福島第一原子力発電所の事故は、周辺はもとより遠く数十キロも離れた自治体にまで避難生活を余儀なくさせるなど、多くの人の人生に計り知れないダメージを与えました。

また、全国各地で超大型の台風やゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨など、異常気象がもたらす災害による被害が相次いでいます。特に、平成30年2月5日から13日まで降り続けた大雪は、最大積雪深168cmと、昭和56年豪雪以来37年ぶりの豪雪となりました。国道8号では、約20kmの区間において1,500台もの車両が立ち往生するなど、あわら市内全域でも交通麻痺となる状態が続きました。さらには、学校の休校、企業の操業停止、灯油やガソリンなどの生活物資の不足といった事態が相次ぎ、市民生活や観光業、農林水産業をはじめとする経済活動全般に大きな影響を及ぼしました。

近い将来には南海トラフ地震の発生が予測されており、あわら市においても震災に対する十分な備えが必要です。

災害から生命や財産を守るためには、市民自らが主体的に取り組む「自助」、地域住民が互いに助け合う「共助」、そして行政が市民や地域の活動を支援し、自助・共助では対応できない課題に取り組む「公助」、この3つがそれぞれ最大限に役割を果たす必要があります。また、近年増加傾向にある外国人居住者に対しても防災情報を適切に提供するため、情報伝達体制を整備する必要があります。

一方で、人口減少や少子高齢化が進む中、地域コミュニティの「共助」の担い手である消防団などの団員数の減少が進み、地域住民が互いに支え合う「共助」の弱体化が懸念されています。

あわら市では、地域住民による自主防災組織の設立を促進していますが、防災に関する担い手が不足しているなど活動状況に地域差が生じており、市民と市が一体となった総合的な防災・減災体制を確立し、市内全域で災害に即応できる防災・減災体制を構築する必要があります。

避難場所一覧

番号	施設名	所在地
1	金津中学校	市姫一丁目5-1
2	金津高等学校	市姫四丁目5-1
3	金津小学校	花乃杜一丁目20-1
4	金津保育所	春宮三丁目24-20
5	トリムパークかなづ	山室67-60-1
6	伊井小学校	清間13-24
7	金津東小学校	中川18-10
8	熊坂農村環境改善センター	熊坂42-20
9	劔岳公民館	櫛18-10
10	細呂木小学校	滝63-8
11	さくらセンター	柿原36-20
12	吉崎小学校	吉崎8-55
13	あわらし市武道館	舟津2-81
14	芦原中学校	舟津2-75
15	農業者トレーニングセンター	国影23-1
16	芦原小学校	田中々2-25
17	本荘小学校	下番7-1
18	新郷小学校	中浜1-1
19	北潟小学校	北潟35-11
20	北潟公民館	北潟150-1
21	浜坂区民館	浜坂4-5
22	波松小学校	波松25-1

防災行政無線の概要

システム		利用形態	台数
デ ジ タ ル	同報系	親局	1
		補助局（副指令局）	1
		屋外拡声子局	93
	移動系	指令局	3
		移動局（車載・携帯）	23
		半固定局（可搬）	16
	合 計		137

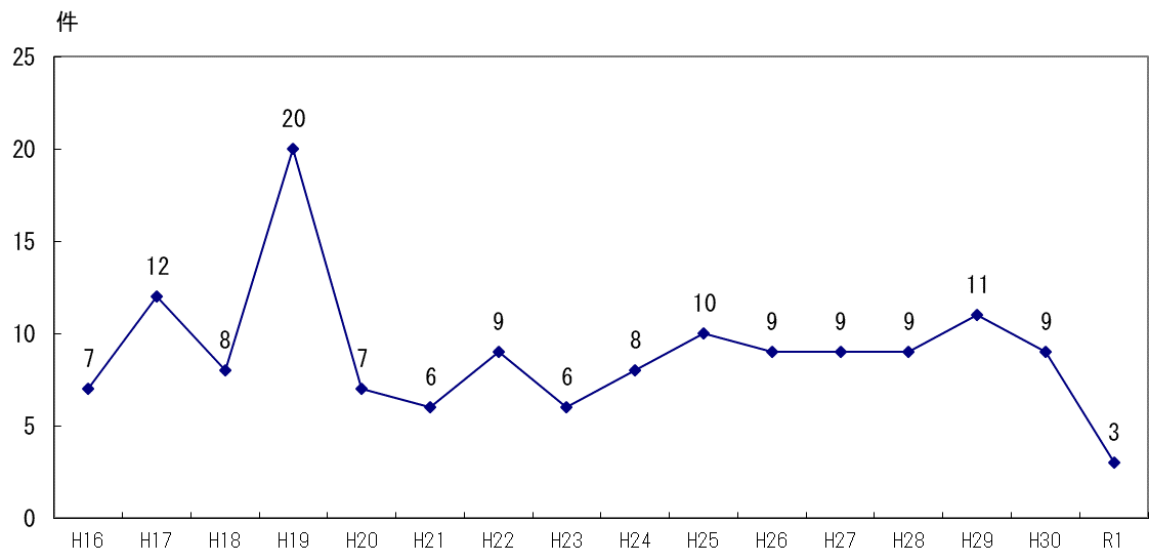
消防団の状況

（単位：人）

定数	現員	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
264	249	1	3	10	16	1	18	200

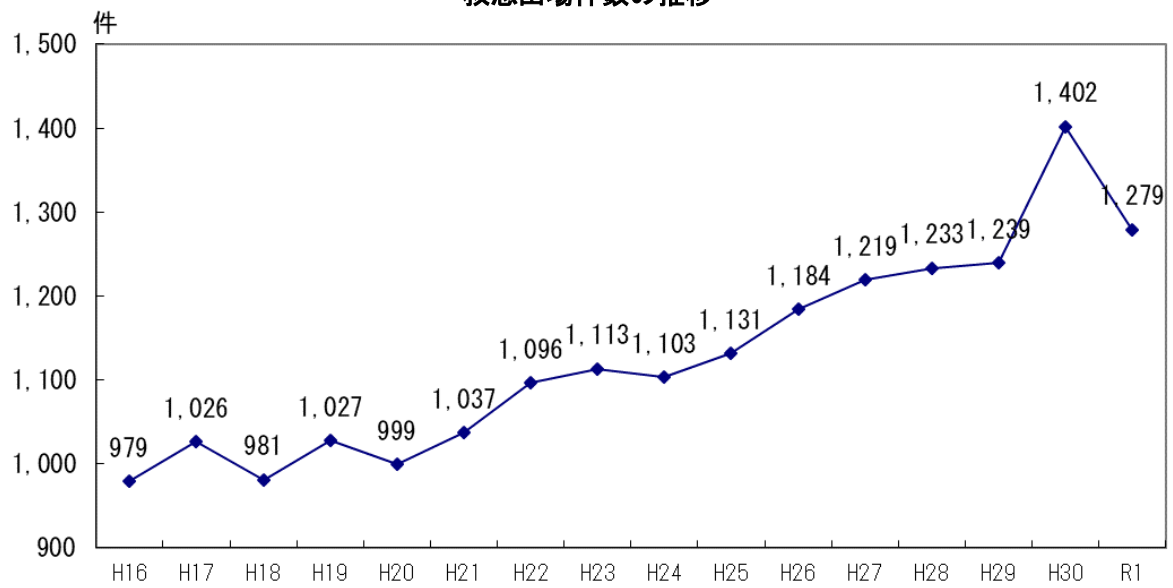
（令和2年10月1日現在）

火災発生状況の推移



資料：嶺北消防本部

救急出場件数の推移



資料：嶺北消防本部

災害発生時における協力・応援などの協定締結状況

(令和2年6月30日現在)

	分類	協定名	相手方	締結年月日	主な内容
1	県・市町村	福井県・市町村災害時相互応援協定	県・県内市町村	H8.2.23	相互応援
2		福井県広域消防相互応援協定	県内消防本部	H8.6.27	相互応援
3		越前・加賀みずといで湯の文化連邦災害時相互応援協定	坂井市、加賀市	H19.3.15	物資提供、職員派遣
4		近隣市防災協力体制協定	加賀市・小松市	H17.11.1	資機材の提供、職員の派遣
5		災害時相互応援協定	高知県香美市	H21.3.1	資機材の提供、職員の派遣
6		近畿2府4県内の工業用水道事業者の災害時等の相互応援に関する覚書	工業用水道事業者	H23.4.1	資機材提供、職員派遣
7		災害時相互応援協定	新潟県妙高市	H24.5.18	相互応援
8		災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	H24.9.25	リエゾンの派遣、機器の貸与等
9		災害時における相互応援に関する協定	長野県茅野市	H26.8.17	資機材の提供、職員の派遣
10		災害時相互応援協定	栃木県小山市、静岡県富士宮市、兵庫県西宮市、富山県南砺市	H26.10.26	資機材の提供、職員の派遣
11		災害時相互応援協定	茨城県下妻市	H27.11.16	資機材の提供、職員の派遣

(令和2年6月30日現在)

	分類	協定名	相手方	締結年月日	主な内容
12	法人・ 公的 団体	災害時の医療救護活動に関する協定	坂井市、坂井地区医師会	H19.3.1	救護活動
13		災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定	福井県エルピーガス協会	H19.10.22	ガスの供給
14		災害時における福井県災害対応技術指導員の活用に関する協定	福井県建設技術公社	H20.7.22	被害調査、復旧支援
15		災害時における応急対策活動に関する協力協定	北陸電気保安協会	H21.3.31	電気設備応急対策
16		災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	福井県建物解体業協会	H21.4.16	建物の解体、廃棄物の撤去
17		災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定	坂井郡建設業協会	H21.7.29	公共土木施設の復旧
18		災害時における応急対策業務に関する協定	坂井建設連合会	H22.2.17	応急復旧作業
19		福祉避難所の設置運営に関する協定	あわら市社会福祉協議会	H22.3.25	金津雲雀ヶ丘寮
20		福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人 至捷会	H22.5.11	ナイスケア木村
21		福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 坂井福祉会	H22.5.11	ウエルネス木村
22		福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 緑進会	H22.5.11	芦原メロン苑
23		福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 ハスの実の家	H22.5.11	ハスの実の家
24		福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 金津福祉会	H22.5.11	金津サンホーム
25		災害時における建築物に係る応急対策に関する協定	福井県木材組合連合会 坂井支部	H22.11.1	仮設住宅の建設
26		災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定	社団法人 福井県測量設計業協会	H22.11.1	災害状況調査
27		災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定	坂井市測量・建設コンサルタント協会	H22.11.1	災害状況調査
28		災害時における応急対策活動に関する協力協定書	あわら市電設協会	H25.1.15	公共施設の電気施設の応急復旧等
29		災害時における郵便局とあわら市間の協力に関する協定書	郵便局	H27.11.9	臨時の郵便差し出し箱の設置等
30		激甚災害支援協力に関する協定	あわら市ゴルフ場協議会	R2.6.30	大災害時の緊急避難所の施設等提供

(令和2年6月30日現在)

	分類	協定名	相手方	締結年月日	主な内容
31	企業等	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	H18.9.21	生活物資の供給
32		災害時における支援協力に関する協定	セツツカートン株式会社	H23.8.30	ダンボール製品の提供
33		災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	福井県民生活協同組合	H26.7.18	生活物資の供給
34		災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定	福井街角放送(株)	H29.2.9	臨時災害放送局開設の協力
35		自然災害による排水機場機械・電気設備緊急工事の請負に関する協定書	(株)電業社機械製作所	H29.7.10	排水機場機械・電気設備の復旧
36		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H31.3.26	災害時における緊急情報の発信
37		災害時における支援協力に関する協定	イオンリテール株式会社	H31.3.27	生活物資の供給

【施策の方針】

(1) 地域と連携した防災活動の推進

▼地域防災計画の習熟

平成27年3月に改定した地域防災計画を踏まえ細部計画などを定めるとともに、随時訓練を実施してその習熟に努めます。

▼危機管理体制の充実

新たな感染症や大規模災害、テロ、重大な事件、事故に対し迅速かつ的確に対応するため、地域防災計画、国民保護計画などを踏まえ、関係機関との連携を一層強化するとともに、デジタル技術を活用した危機管理体制の充実に努めます。また、浸水想定区域および土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者施設などについて、避難確保計画に基づく訓練実施を積極的に呼び掛けます。

▼災害時要援護者支援の推進

お年寄りや障がいのある人など、避難に支障を来すおそれのある人を本人の同意を得て災害時要援護者として登録し、民生委員や地域支援者などと情報を共有することにより、災害発生時における要援護者の避難誘導や救出活動のための体制整備を促進します。

また、避難所の受け入れ体制については、要援護者の身体や障がいの特性にも柔軟に対応し、福祉避難所への避難など、個別計画の充実と運用について検討を進めます。

▼自主防災組織の設立促進と支援

市内各地区で設立を進めている自主防災組織について、未設立の地区に対する働きかけを強化するとともに、小規模集落においては、近隣集落との共同設立を促すなど地域の実情に応じた防災体制の構築を促進します。さらに、各組織における自主的な防災訓練の実施や防災資機材購入などの支援を行い、地域における防災力の強化に努めます。

▼消防防災・救急救助活動の運営

消防・救急医療設備の整備と管理は、一部事務組合の嶺北消防組合で坂井市と共同で行っており、引き続き施設などの適正な運営と安全管理に努めます。また、防災拠点となる嶺北消防組合あわら消防署を中心に、地区消防団分団ごとに消防施設や設備の整備と更新を進めながら、消防・防災と救急救助体制の強化に努めます。

▼消防団の強化

消防防災活動に従事する消防団員は、地域の防災活動を進める上できわめて重要な役割を果たしていることから、訓練や研修などを計画的に実施し、団員個々の資質の向上を図るとともに、団員数を確保することで消防団としての機能強化に努めます。

▼除雪体制の充実

降雪時における幹線道路や生活道路の早期除雪と、市民への迅速な除雪情報の提供に努めるとともに、継続的な路線見直しによる効果的な除雪の実施や委託業者のオペレーター不足解消への支援を行うなど、企業や除雪業者、市民、行政が一体となった除雪体制の充実に努めます。

また、一人暮らしの高齢者住宅の屋根の雪下ろしや安否確認に加え、地域の「共助」を高める活動の支援を行います。

(2) 防災意識の高揚

▼防災・減災意識の啓発

市民の防災意識の高揚を図るため、地域の防災リーダーなどを対象とした防災セミナーや各集落を対象とした防災出前講習を継続して開催していくとともに、広報紙やホームページ、SNSなどを活用した啓発活動や情報提供を推進します。また、嶺北消防組合と連携を図りながら、地域の防災に関する担い手の育成や、防災士の資格取得支援を行うなど、自助・共助・公助の役割分担による防災意識を浸透させ、市民一丸となった防災・減災体制の構築を目指します。

▼防災訓練の実施

地区住民や企業、あわら市防災士の会、嶺北消防組合と協力しながら感染症対策を含めた防災訓練を実施し、巨大地震や浸水被害など災害発生時における防災体制の確立と災害防ぎょ技術の向上に努めます。また、増加傾向にある外国人居住者についても、防災・減災について学び、体験する機会として防災訓練への参加を積極的に呼び掛けます。

(3) 防災基盤の整備・強化

▼情報伝達手段の管理運用

市内全地区をカバーする防災行政無線を適切に管理運用するとともに、J-ALERT（全国瞬時警報システム）やL-ALERT（災害情報共有システム）などと連携し、災害発生時

などにおける的確な情報伝達に努めます。また、防災アプリや防災メールの登録を推奨するとともに、近年増加する外国人居住者にも適切な情報伝達が可能となるよう環境整備に努めます。

▼防災資機材の整備

災害発生時に、地域における防災活動や指定避難所の開設などの対応が迅速に取れるよう、感染症対策を含めた資機材などの整備を進めます。また、家庭内における、水や食料、トイレトペーパーといった家庭内備蓄の普及啓発を行います。

▼応援協力体制の整備

災害の大規模化や広域化に対応するため、県や近隣市町、市内外の事業所のほか、県外自治体と協定締結した災害時相互応援体制の強化を図るとともに、さらなる締結促進に努めます。

【指標・目標】

○自主防災組織の設立数（全132区中）

94区（平成26年度）→106区（令和元年度）→120区（令和7年度）

○避難拠点や自主防災組織が整備され災害に強いまちだと考える市民の割合

35.8%（平成26年）→36.6%（令和元年）→40.0%（令和7年）

○防災士資格取得者数

47人（令和元年度）→100人（令和7年度）

■安心なまちづくりの推進



すべての人に健康と福祉を



平和と公正をすべての人に

【現状と課題】

地域コミュニティの希薄化は犯罪抑止力の低下を招き、最近は都市圏以外においてもその傾向が顕著となっています。あわら市では、凶悪事件こそ発生していませんが、不審者の出没や子どもや女性への声かけなどの事案が発生しています。このため、犯罪をより身近なものと捉え、凶悪化する前に地域が一体となって未然に防止する防犯活動を推進していく必要があります。

あわら市では、防犯隊の機能強化と防犯活動を充実させるとともに、地域住民による自主防犯活動を支援し、防犯意識の高揚を図ることで、犯罪の起きにくいまちづくりを進めてきましたが、地域防犯の担い手である防犯隊の隊員数の減少や高齢化が懸念されています。今後は、防犯隊の隊員の確保を進めるとともに、さらなる啓発活動の実施や地域住民、他の行政機関との連携・協力体制の充実が必要となります。

一方、あわら市の交通事故件数は減少傾向となっていますが、高齢運転者による身体能力の低下が原因と認められる重大な事故が発生しています。

交通事故を防止するためには、交通安全に配慮した道路や安全施設の整備も必要ですが、警察や交通安全関係団体と連携した交通安全教室の開催など、これまでの交通安全啓発活動に加えて、高齢運転者による交通事故の防止を図る必要があります。

また、近年、インターネットの普及とともにネット通販やSNSに関連したトラブル、手口が巧妙化した特殊詐欺なども急増しています。今後は消費者自らが正しい知識を身に付け、トラブルを未然に回避できるよう意識啓発を図るとともに、複雑多様化する消費生活相談に迅速かつ的確に対応できる体制の強化が求められています。

さらに、人口減少や少子高齢化、核家族化など社会情勢の変化に伴い、市内の空き家数は増加傾向にあります。令和2年12月1日現在市内には空き家が約600件あり、適正に管理されていない空き家が増加すれば、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など、さまざまな問題を発生させ、地域住民の生活環境に影響を及ぼすことになりかねません。空き家となった初期段階から適正管理を啓発し、関係機関と連携しながら空き家の発生防止に努めることが重要です。

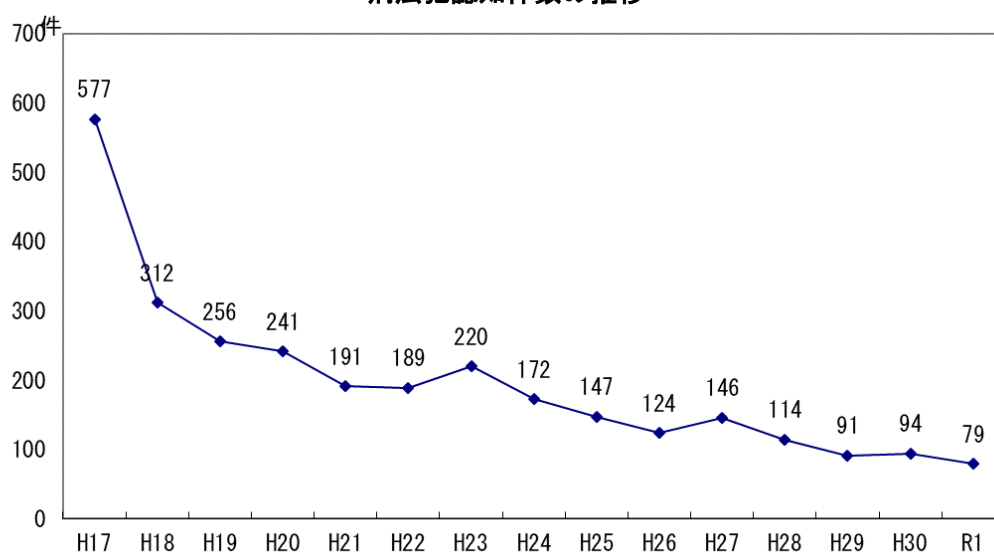
防犯隊の状況

単位：人

定員	現員	隊長	副隊長	支援長	副支援長	隊員
120	94	1	2	6	6	79

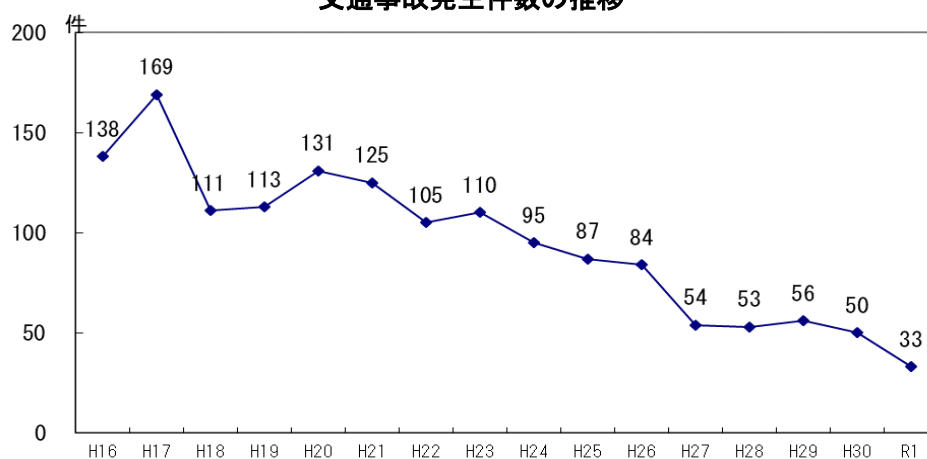
(令和2年7月1日現在)

刑法犯認知件数の推移

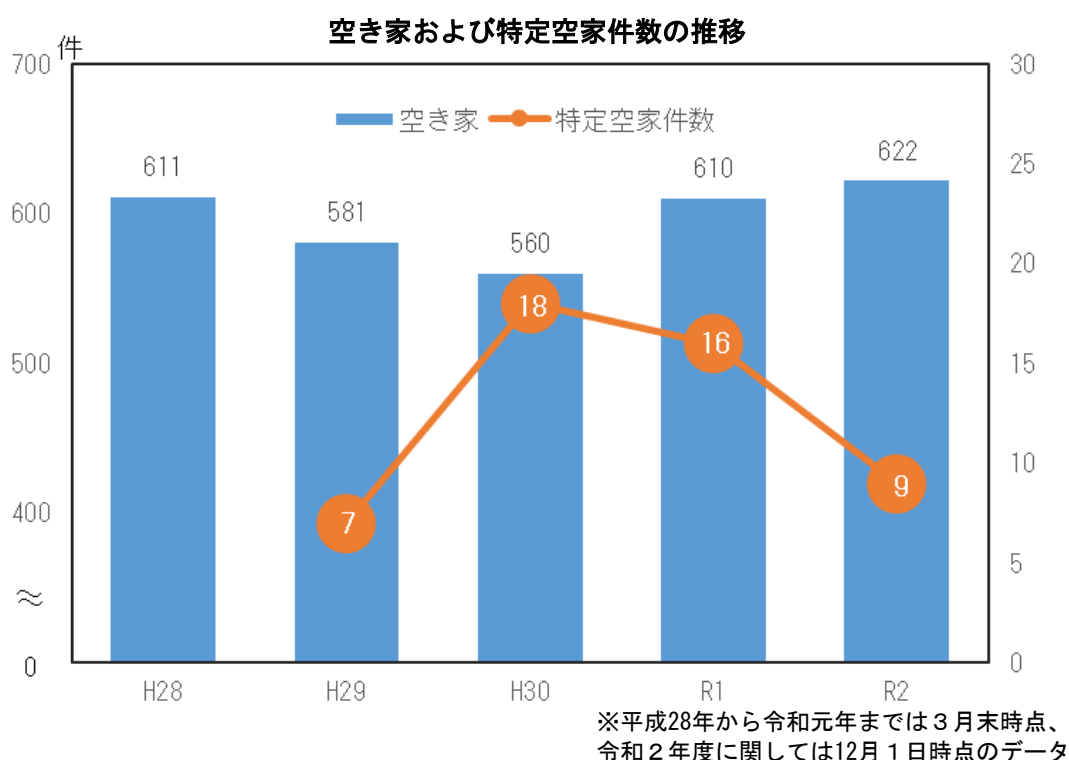


資料：あわら警察署

交通事故発生件数の推移



資料：あわら警察署



【施策の方針】

(1) 防犯活動の充実

▼防犯対策の充実・強化

あわら警察署などの関係機関との連携を強化するとともに、市民の防犯意識の高揚を図りながら、地域住民による防犯活動や防犯カメラなどを活用した防犯施設の整備の支援を通して、犯罪のない地域づくりを目指します。

▼防犯隊活動の充実

防犯隊の隊員数の確保を図るとともに、機能強化と隊員個々の資質の向上を図り、年末特別警戒をはじめとする警戒活動を充実することで、犯罪の未然防止に努めます。

▼暴力追放運動の推進

「あわら市暴力団排除条例」に基づき、市民や事業者、市が一体となって、暴力団のいない明るいまちを目指します。

(2) 交通安全の推進

▼交通安全教育の充実

交通指導員や警察、交通安全協会、交通安全母の会などと連携して、児童や生徒を対象に交通教室を開催し、子どもたちの安全確保のための交通教育を行います。また、近年高齢者の事

故が増加傾向にあることから、地区や事業所において自動車運転者や高齢者などを対象とした講習会を開催し、市民の交通安全意識の高揚に努めます。

▼交通安全団体との連携

交通安全協会や交通安全運転管理者協議会、交通安全母の会などの交通安全に関する各種団体との連携を密にしながら、市民ぐるみの交通安全運動を展開し、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上に努めます。

▼交通安全施設の整備・管理

安全で快適な交通環境を確保するため、道路施設の定期的な点検や危険箇所の改良を行うとともに、ガードレールやカーブミラー、区画線などの交通安全施設の整備と維持管理に努めます。

▼交通安全対策の充実

警察などの関係機関や交通指導員と連携しながら、交通安全パトロール、街頭指導などの啓発活動や対策を講じ、交通事故のない安全なまちづくりを目指します。

(3) 消費者保護の推進

▼関係機関との連携・強化

複雑多様化する消費生活上の問題解決を支援するため、迅速かつ的確に対応できるきめ細やかな相談体制を整備するとともに、福井県消費生活センターや警察、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、相談しやすい窓口づくりに努めます。

▼消費者問題の意識啓発

これまでの振り込め詐欺や架空請求といった悪質商法に加え、SNSやメールを利用した特殊詐欺による被害が後を絶ちません。このため、各種被害情報の提供を行うとともに、消費生活に関する出前講座などの活動を通して、消費者意識の啓発に努めます。

(4) 空き家対策

▼空き家の発生予防・適正管理の推進

空き家は、適正に管理されなければ、周辺の生活環境に影響を及ぼすことになります。このため、無料相談会を開催するなど、空き家となった初期段階から所有者に対して適正管理を啓発し、関係機関と連携しながら空き家の発生防止に努めます。

また、集落や自治会と連携した空き家の状況把握に努めるとともに、管理不全な空き家の所有者に対しては、必要な措置を講じるよう要請します。

▼特定空家等※対策

特定空家等の所有者に対して助言や指導を強化するなど、法に基づく改善措置その他の対策を講じることにより是正や除却を促進し、周辺の生活環境の改善に努めます。

▼空き家の利活用

利活用が可能な空き家の所有者などに対して情報提供や啓発活動を行い、「あわら市空き家情報バンク」への登録を促進するとともに、民間事業者や移住希望者とのマッチングを充実させる仕組みを構築するなどして、空き家の利活用を推進します。

【指標・目標】

○犯罪が少なく安心して暮らせるまちだと考える市民の割合

82.0%（平成26年）→83.5%（令和元年）→87.5%（令和7年）

○交通事故発生件数（↓）

84件（平成26年度）→33件（令和元年度）→30件（令和7年度）

○消費者保護対策が充実していると考ええる市民の割合

23.6%（平成26年）→26.3%（令和元年）→30.0%（令和7年）

○特定空家等の件数（↓）

16件（令和元年度）→8件（令和7年度）

※特定空家等

特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

action 2

健康

健やかな身体を鍛え、
生涯を通して元気に暮らせるまち

第2節 action2 健康

～健やかな身体を鍛え、生涯を通して元気に暮らせるまち～

■保健医療の充実



すべての人に健康と福祉を

【現状と課題】

病気は加齢によるものばかりでなく、その多くは生活習慣に起因することが明らかになっています。自覚症状のない病気も少なくなく、気付いたときには病状がかなり進行しているということもあります。

あわら市では、すべての市民が願う健やかで暮らせるまちの実現のため、生活習慣を見直すきっかけづくりと疾病の早期発見・早期治療を目的に、特定健診やがん検診などを実施しています。

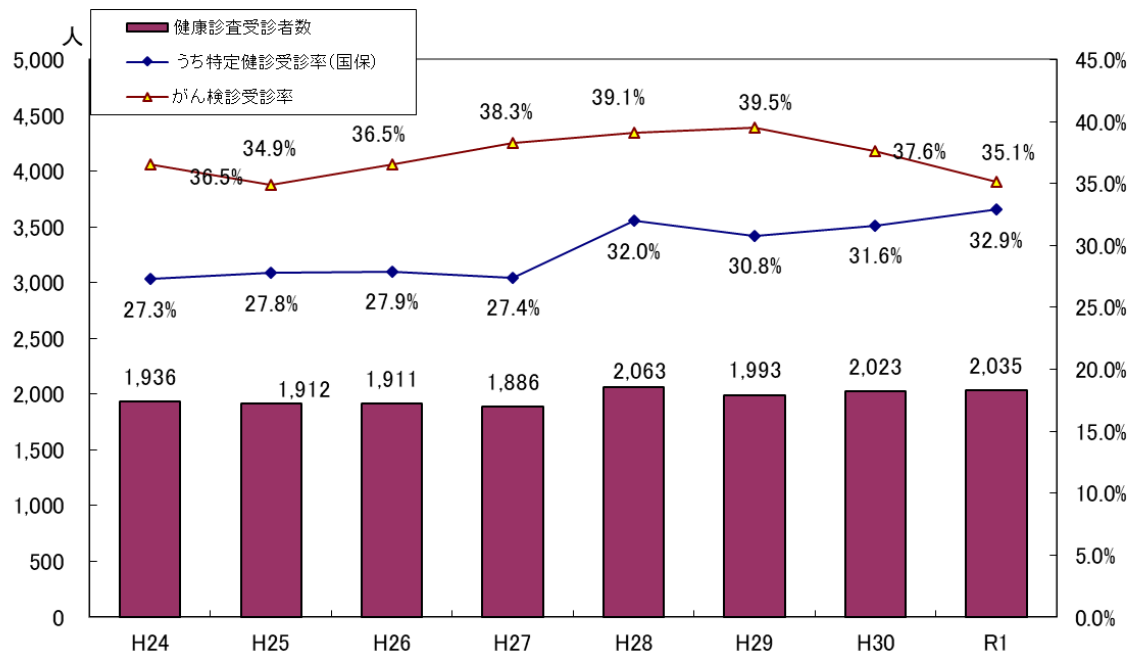
また、最近では、**職場における人間関係や日常生活におけるストレス、生活環境の変化など社会情勢の変化に伴う心の病気も増えており、これに配慮した体制を整備するとともに、関係機関と連携した早期発見と早期対応が必要となっています。**

このような中、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、全国的な外出自粛要請など市民生活に大きな影響を与えました。今後は、「新しい生活様式」を定着させるとともに、さらなる感染拡大の防止と予防に努める必要があります。

一方、核家族化や女性の社会進出が進んだことなどから、出産や子育てに対し負担や不安を感じる人が増えています。あわら市の明日を担う子どもたちの健やかな成長に向けて、安心して子どもを生み、育てていくことのできる環境を整備することが求められています。

すべての市民が安心して健やかに暮らしていくために、特定健診やがん検診、母子健診などの受診を推進するとともに、各種相談体制の充実や、救急医療の強化、かかりつけ医制度の奨励・普及などの取り組みを進めることが重要です。

市民健診の受診状況の推移



医療施設の状況(令和2年3月31日時点)

	病院	診療所	歯科診療所
施設数	3	18	8
病床数	345	—	—

【施策の方針】

(1) 疾病予防の充実

▼市民健診の推進と保健指導

医師会などの関係機関と協力して、特定健診やがん検診などの受診を促進するとともに、健診の結果、生活習慣の見直しや再検査が必要な市民に対して保健指導を強化することで、疾病の早期発見と早期治療に努めます。また、継続的な健診受診や未受診者への啓発を行い、市民の健診受診率の向上を図ります。

▼予防接種の推進

予防接種法に基づく各種予防接種を適正に実施するとともに、任意の予防接種についても年齢などに応じて助成を行いながら、感染症の発生予防とまん延の防止に努めます。

▼歯科保健指導の充実

市の歯科医師会と協力して歯科健診を実施するとともに、市民の虫歯、歯周病などの予防と早期発見に努めます。

(2) 新型コロナウイルス感染症など新たな感染症への対策

▼感染症予防対策の充実

新たな感染症が発生した際に、保健所や医療機関などの関係機関との連携を密にするとともに、正確な情報共有と、市民への迅速な情報提供を行うことで、感染症の発生予防および拡大防止に努めます。

▼新しい生活様式の啓発・普及

さまざまな感染症の拡大を防ぐため、「一人一人の基本的感染対策」「日常生活を営む上での基本的な生活様式」「日常生活の各場面別の生活様式」「働き方の新しいスタイル」といった「新しい生活様式」が定着するよう、広報やホームページなどの各種広報媒体を通じた啓発・普及を行います。

▼ワクチン接種体制の構築

身近な地域でのワクチン接種が可能となるよう、地域医療機関との連携を強化するとともに、接種体制の確立や健康被害救済措置などの確保に努めます。

(3) 母子保健の充実

▼母子健康診査と指導の充実

乳幼児健康診査に加え、妊婦や赤ちゃんを対象とした市独自の教室などをきめ細かく行うとともに、訪問指導や個別相談など健診結果に応じたフォローを充実し、母と子の健康管理に努めます。また、こども園や子育て支援機関と連携を図りながら、出産や子育てに対する不安の解消に努めます。さらに、子どもを持つことを希望する夫婦に対しては、不妊治療の相談や費用の助成をするなどの支援に努めます。

(4) 保健・医療サービス体制の充実

▼救急医療体制の整備・充実

突然のけがや病気などに対応するため、県や医療機関、嶺北消防組合と連携し、休日当番医、病院群輪番制、小児救急医療などの体制の整備と充実に努めます。

▼かかりつけ医の推進

日ごろから病気や健康のことを気軽に相談でき、家族みんなの健康について知っているかかりつけ医を持つことは、病気の早期発見や早期治療に有効だけでなく、医療費の抑制にもつながります。このため、市民が住み慣れた地域で安心して医療を受けられるよう、市医師会や歯科医師会と連携しながら、かかりつけ医制度の普及と推奨に努めます。

▼保健センター機能の充実

各種の健康診査や健康教室などの拠点として活用している保健センターについて、より多くの市民の利用を促進するため、参加しやすいカリキュラムの構築に取り組み、保健センター機能の充実に努めます。

(5) 自殺防止対策の推進

▼総合的な支援体制の強化

介護問題、夫婦関係、健康問題、職場での人間関係などさまざまな相談に応じることができる体制を整備するとともに、民生委員や福祉推進委員などと連携しながら支援体制の強化を図ります。

▼ライフステージ別の対策の充実

小・中学生を対象としたＳＯＳの出し方教育の実施や、自殺予防週間などを通して働き盛り世代への予防取り組みを充実させるとともに、高齢者に対しては、健康維持を目的に、閉じこもりの解消やうつ予防の充実が図られるよう、関係機関と連携しライフステージ別の対策の充実を図ります。

▼ハイリスク者への支援強化

保健所や警察などの関係機関と連携し、生活困窮者やひきこもりがちな精神疾患者の心の健康状態の把握に努めるとともに、自殺未遂者が再び行うことのないよう寄り添って支援します。

【指標・目標】

○特定健診受診率

27.9%（平成26年度）→**32.9%（令和元年度）→40.0%（令和7年度）**

○各種がん検診受診率

20.4%（平成26年度）→**35.1%（令和元年度）→40.0%（令和7年度）**

■健康づくり活動の実践



飢餓をゼロに



すべての人に健康と福祉を

【現状と課題】

食生活の欧米化や日常生活における運動量の減少、人間関係から生じるストレスなど、日本人のライフスタイルや環境が大きく変化したことにより、年々、生活習慣病へのリスクが高まっています。

2018年（平成30年）のあわら市の平均寿命は、男性が80.7歳、女性が86.7歳と男女とも県平均（男性：80.9歳、女性：87.0歳）を下回っています。悪性新生物や心疾患を原因とする死亡の割合が県や全国平均を大きく上回っており、生活習慣病との関係が指摘されています。

一方で、医療の発達に伴い、平均寿命が年々延伸していることで、2007年（平成19年）以降に生まれた人の2人に1人は100歳を超えるといわれています。より人生の時間が長くなる現代において、生涯を通じて健康でいられる期間を長く保つ「健康寿命」※を伸ばすことで平均寿命との差を縮め、心豊かに元気で「人生100年時代」を生きていくことが大切です。

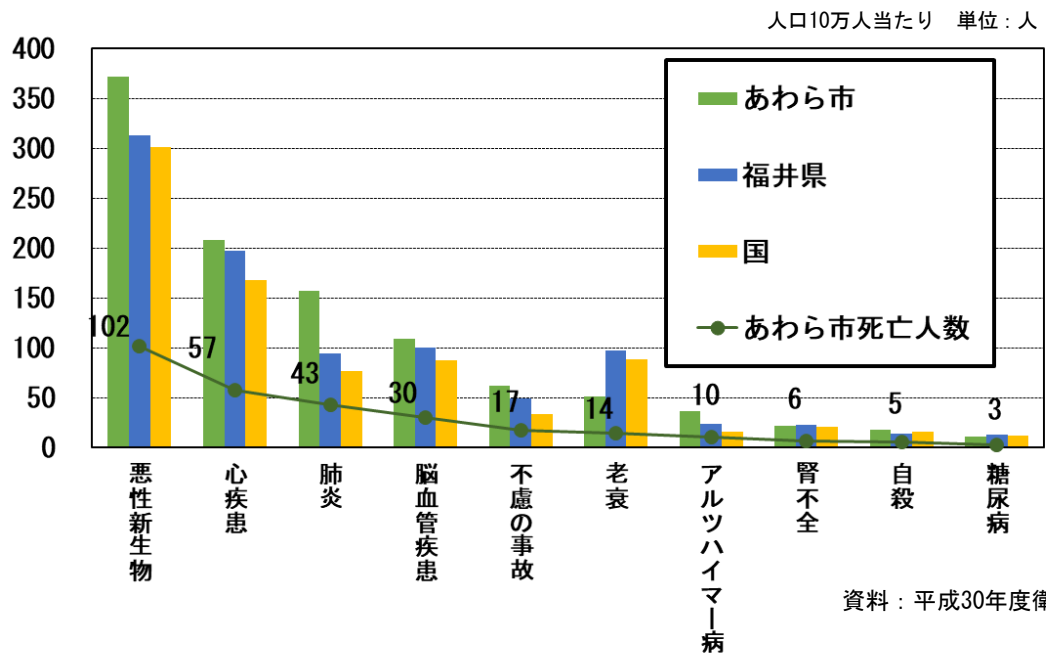
こうしたことから、あわら市では伝承料理をはじめとする「食の推進」やウォーキングなどの「運動」に着目した住民参加型の健康づくり事業を展開しています。

今後も、市民一人一人が健康に関心を深めるとともに、自分の健康は自分で守るという意識が高められるよう、市民や地域、関係団体などが連携した地域社会全体で健康を支える仕組みづくりを推進することが重要です。

※健康寿命

日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと

平成30年 あわら市主要死因別死亡数の割合



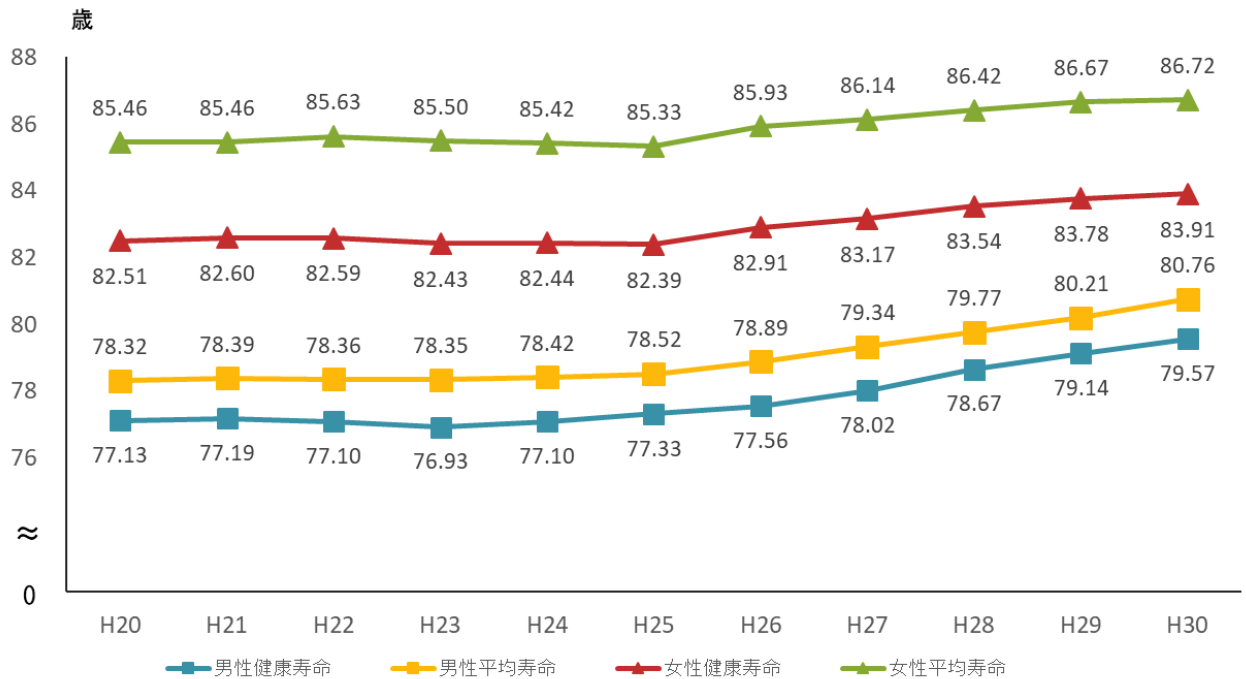
特定健診実施結果

単位：％

	全保険者		国民健康保険					
	全国	福井県	全国		福井県		あわら市	
	H29	H29	H22	H29	H22	H30	H22	H30
メタボ該当者割合	15.1	15.0	16.1	18.0	16.0	19.3	15.8	20.5
メタボ予備群者割合	12.0	11.8	11.0	10.8	10.7	11.0	11.4	10.3
高血圧症治療薬服用者割合	20.3	19.4	31.6	34.6	29.1	34.7	27.1	38.6
脂質異常症治療薬服用者割合	13.3	13.6	19.8	24.8	19.9	25.8	19.6	25.1
糖尿病治療薬服用者割合	5.2	5.6	5.9	7.9	7.2	9.0	7.1	10.3

資料：厚生労働省保険局 特定健診・保健指導実施状況一覧法定報告

あわら市平均寿命・健康寿命の推移



出典 平均寿命：厚生労働省、健康寿命：介護度を用いて福井県健康政策課が作成

【施策の方針】

(1) 健康づくりのサポートの充実

▼健康に対する意識の醸成

すべての市民が自分の健康に関心を持ち、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、健康づくりサポーター※や健康づくり推進区※と協力して、健康寿命を延ばし100歳まで生きる力を学ぶための健康リテラシー教育の実践や、各種の健康教室を開催します。また、広報紙、ホームページ、SNSなどの広報媒体を活用した情報発信の強化、相談事業の充実などに努めるとともに、市民が自ら行う健康づくり活動を支援します。

▼生活習慣病の予防

健康寿命を延ばすため、現役世代からの健康づくり運動の実践を奨励するとともに、あわら市保健計画に基づいた事業を推進し、市民の正しい食生活と運動の習慣化を図り、生活習慣病の予防に努めます。また、市民の健康改善の効果を「見える化」する取り組みを検討し、健康無関心層の参加を促進します。

※健康づくりサポーター

市の委嘱を受けて、地域住民の健康づくりの支援などに取り組む市民

※健康づくり推進区

市の指定を受けて、地域ぐるみで健康づくりに取り組む地区

(2) 食育の推進と健康づくり

▼食育推進計画の推進

すべての市民が食に感謝し、食に関する理解を深めながら、食を選ぶ力を高めることにより地消地産※を推進するとともに、家庭や地域、生産者、事業者、行政が一体となって正しい食生活を実現できるよう、ライフステージに応じた栄養指導や栄養教室を実施するなど、あわらし市食育推進計画に基づいた事業を推進します。また、郷土の食を理解し、食を愛する心を継承するとともに、食育を推進する人材の育成を図ります。

▼健全な食生活の実践

生涯にわたって心身ともに健康でいるためには、健全で豊かな食生活を実現することが重要です。このため、朝食の重要性や栄養バランスの取れた食事、生活習慣病・低栄養の予防など、市民一人一人が望ましい食習慣を身に付けられるよう、積極的な情報の発信、市民検診や事業所訪問での試食会、年代に応じた調理実習などを実施します。また、こども園や学校でも食に関する指導や給食を通して食への関心や感謝の心を育み、生涯にわたり健康で生き生きと生活するための自己管理能力を育てます。

【指標・目標】

○市民の健康維持・健康づくりなどへのサポートが進んでいると考える市民の割合

58.0%（平成26年）→53.0%（令和元年）→60.0%（令和7年）

○朝食を食べない中学生の割合（↓）

6.8%（令和元年度）→0.0%（令和7年度）

※地消地産

似た言葉として、「地産地消」があるが、「生産」を起点として生産したものを消費するという考え方ではなく「消費」を起点として、地域で消費されるものを生産するという考え

■地域福祉の推進と災害支援



貧困をなくそう

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化、核家族化の進行、さらには都市化に伴う地域住民同士のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

地域の高齢者、障がいのある人、子育て家庭などの支援を必要としている人たちを地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送ることができる社会を実現するためには、市民一人一人が、地域の状況や自分のできること、役割などを認識する必要があります。

また、福祉団体やボランティアなどによる福祉活動は地域にとって欠かすことができないものであり、こうした団体が充実した活動を行えるよう支援することも必要です。いつ起こるか分からない大規模災害に備えるため、災害発生時におけるボランティアの組織化、派遣、受け入れといった一連のシステムについても万全にしておく必要があります。

【施策の方針】

(1) 地域福祉の充実

▼地域福祉活動支援事業

地域福祉活動の中心的機関である市社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア団体や福祉団体の育成と活動を支援し、地域福祉を支える人づくりを推進します。また、市民がともに支え合い、ともに地域をつくっていく地域共生社会の実現を目指します。

▼民生委員・児童委員との連携・支援

地域の実情に精通し、市民と市とのパイプ役として活躍する民生委員・児童委員の役割は重要であり、地域における「課題の発見」や「見守り」活動が今後ますます増加することが予想されます。また、その活動は福祉行政や災害対策、消費者行政など幅広い分野に関わっており、委員に過度の負担とならないよう、行政や地域の関係機関が共通の意識を持ち連携を深めるとともに、その活動がより円滑かつ効果的に進められるよう支援に努めます。

(2) 災害支援とボランティア活動の推進

▼災害ボランティア活動の充実

災害による被災から速やかに復興するには、その中心的役割を担うボランティア活動が、いかに効率的かつ効果的に行われるかが重要となってきます。このため、災害ボランティアの派遣と受け入れ体制の整備に努めます。

▼災害被災者の支援

災害発生時における市民生活の再建と復興を支援するため、相談体制や各種支援物資、見舞金などの受付体制の整備を進めます。

(3)戦没者の追悼と援護事務

▼戦没者の追悼と援護事務の充実

先の大戦における戦没者や一般戦災死没者を追悼するため、戦没者の遺族や市民が行う活動を支援します。

■人権の尊重



ジェンダー平等を実現しよう



人や国の不平等をなくそう



平和と公正をすべての人に

【現状と課題】

すべての人が、あらゆる差異を認め合い、健康で文化的な生活を営むためには、人権について考え、これを尊重することが必要です。しかしながら、DV（ドメスティック・バイオレンス）や、児童・高齢者への虐待、障がいのある人や外国人に対する差別など、社会にはさまざまな人権問題が存在しています。

一方、「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割分担意識や、それに基づく習慣・しきたりは、これまでの男女共同参画社会の実現のための取り組みを通して徐々に改善される傾向にはあるものの、依然として地域に存在し、女性が地域や社会で能力を発揮する際の妨げとなっています。

また、福井県は共働き世帯の割合が高い一方、女性は家事・育児時間が長く、「ゆとり時間」は全国的に見ても少ない状況であることが分かっています。このため、男性の育児参加や育児休暇取得促進を通して、女性の負担を軽減し、家族みんなで家事や育児を楽しむスタイルへの転換が求められています。

引き続き、子どもも高齢者も、男性も女性も、障害のある人もない人も、日本人も外国人も、すべての人が相手の人権を尊重し、ともに生き、支え合う共生社会の実現のための取り組みが重要です。

【施策の方針】

(1) 人権の尊重

▼人権教育の推進

一人一人の個性と多様性を尊重し、豊かで活力のある地域社会を実現するため、学校、家庭、地域、企業などにおける人権教育と啓発活動を推進するとともに、人権擁護などに関する市民の主体的な取り組みを支援します。

(2) 男女共同参画の推進

▼男女共生社会の推進

男女共同参画社会を推進するための指針であるあわらし男女共同参画プランを定期的に見

直しながら、プランの達成に努めます。

また、家事や育児に時間を取られがちな女性を応援するため、「共家事」運動や男性の育児休暇取得などを促進します。

▼男女平等意識の啓発

男女の役割分担意識に基づく慣習やしきたりに対する意識改革を進めるため、男女平等と人権尊重の意識を啓発するための広報活動を行います。

▼女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力や差別を根絶するための啓発活動を推進するとともに、被害女性が相談しやすい環境と援護体制の整備を図ります。

▼働きやすい環境づくりの推進

あわら市で働く市民一人一人がお互いに協力し支え合うことで、働きやすい職場環境をつくり、子育ての喜びや楽しさを実感しつつ、それぞれのライフスタイルに合った有意義な生活を送ることができるよう、福井労働局などの関係機関と連携しながら各種啓発活動を通して、働きやすい職場づくりを推進します。

【指標・目標】

○各種審議会委員に占める女性委員の割合

26.9%（平成26年度）→**31.4%（令和元年度）→40.0%（令和7年度）**

■高齢者福祉と介護保険の充実



飢餓をゼロに



ジェンダー平等を実現しよう



すべての人に健康と福祉を



働きがいも経済成長も

【現状と課題】

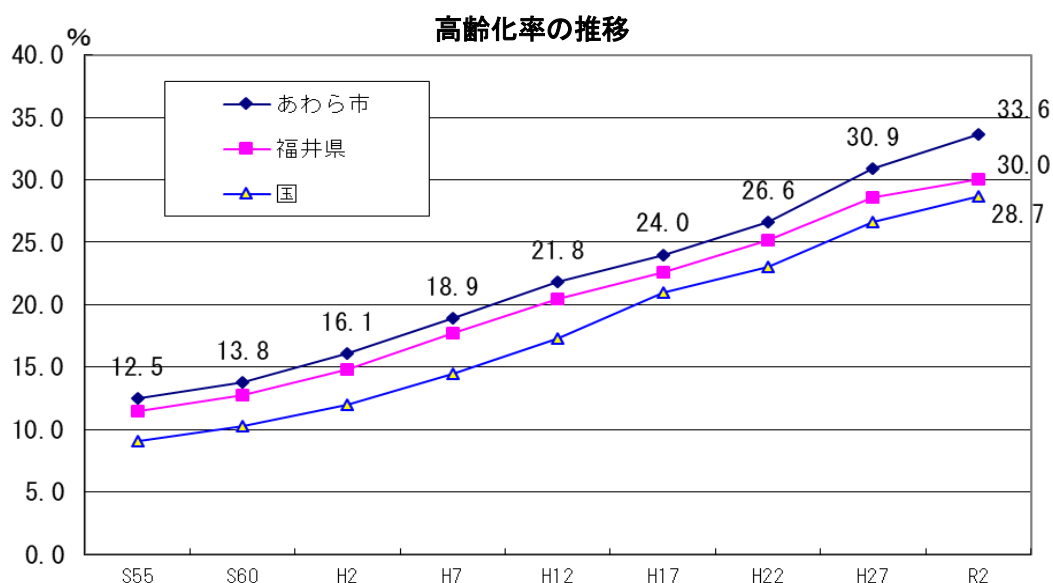
あわら市の令和2年10月1日時点の高齢化率は33.6%で、国や県と比較しても高齢化が進んでいます。健康寿命を延ばし、いつまでも生き生きと過ごすためには「フレイル(虚弱)予防」が大切です。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する一方で、認知症対策も大きな社会問題となっており、認知症高齢者を介護する家族への負担が増加傾向にあることや、介護と仕事の両立など、新たな介護の在り方が問われています。

こうした高齢化の進行は、地域社会の機能低下に大きく影響を及ぼすだけでなく、社会保障費の増加をもたらし、市の財政を逼迫^{ひっばく}させる原因にもなります。

一方で、元気な高齢者も増えており、こうした高齢者の持つ豊富な知識と経験をまちづくりの新しい力として活用し、意欲的に社会活動へ参加できる仕組みづくりを積極的に進めることが重要となっています。

また、高齢者が住み慣れた地域で生涯安心して暮らしていくには、医療・介護・介護予防のほか、住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの深化・推進と充実した介護保険制度の運営が必要となっています。



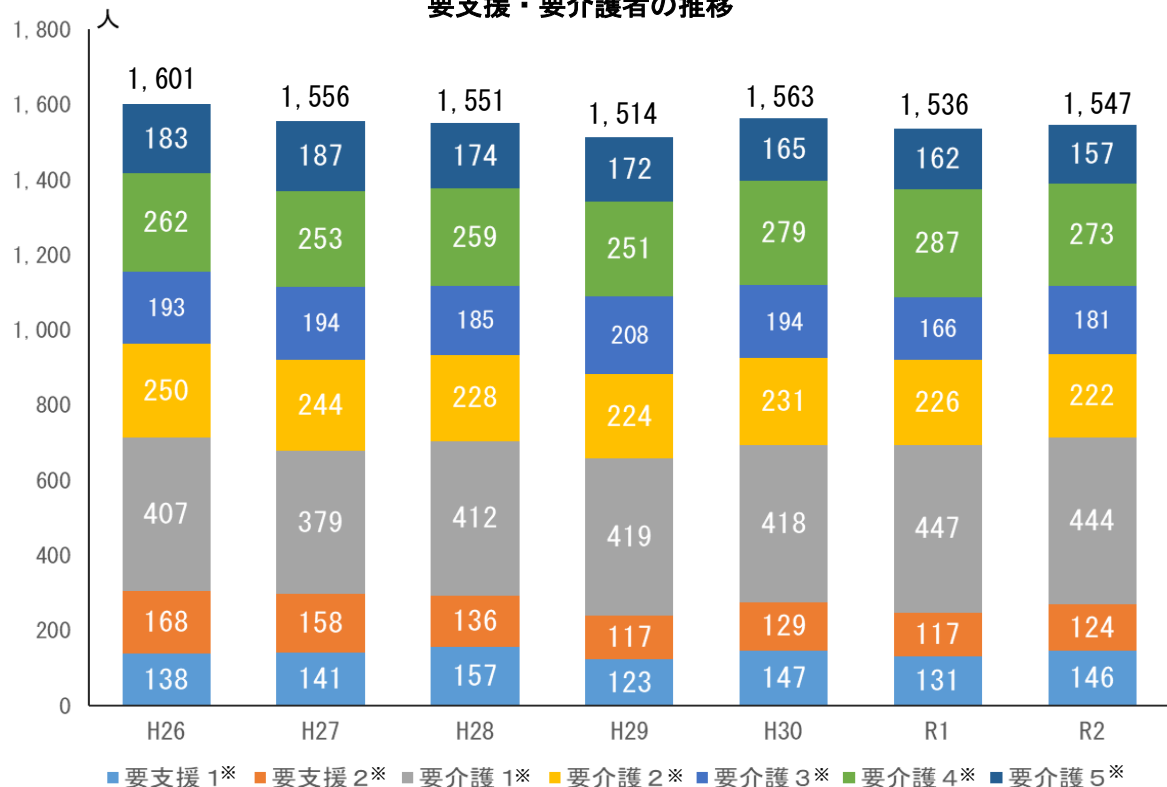
資料：昭和55年～平成27年国勢調査、R2年あわら市住民基本台帳（令和2年10月1日時点）、福井県高齢者福祉基礎調査（令和2年4月1日時点）、国総務省統計局（令和2年6月1日）

高齢者世帯の推移

	一般世帯数	高齢者のいる世帯数	高齢者単身世帯数	高齢者夫婦世帯数
平成17年	9,942	4,215	1,083	728
平成22年	9,859	5,568	1,257	876
平成27年	10,188	6,685	1,559	941

資料：福井県高齢者福祉基礎調査

要支援・要介護者の推移



※要支援 1

日常生活上の動作について、ほぼ自分の行うことができる状態

※要支援 2

要支援 1 の状態と比べると、自分でできることが少なくなり、支援とともに一部介護が必要な状態

※要介護 1

立ち上がりや歩行が不安定で、日常生活において部分的に介護が必要な状態

※要介護 2

立ち上がりや歩行が自分でできないことが多く、日常生活全般に部分的な介助が必要な状態

※要介護 3

立ち上がりや歩行が自分では困難で、日常生活全般に全介助が必要
また認知症の症状があり、日常生活に影響がある状態

※要介護 4

立ち上がりや歩行が自力ではほとんどできない。食事などの日常生活が、介護がないと行えない状態
コミュニケーションの部分でも、理解力の低下があり、意思疎通がやや難しい状態

※要介護 5

寝たきりの状態で、日常生活全般ですべて介助が必要な状態で、理解力低下が進み、意思疎通が困難な状態

【施策の方針】

(1) 高齢者福祉の推進

▼高齢者福祉計画の推進

高齢者が、住み慣れた地域社会で、健康で生きがいを持って暮らせるよう、**高齢者福祉計画に基づき**、高齢者に優しいまちづくりを進めます。

▼高齢者の生きがいと健康づくりの推進

高齢者の地域社会における役割を高め、生きがいを持ちながら社会に貢献できるよう、老人クラブやその連合会の活動を支援します。また、高齢者の持つ豊かな知識や経験を活用した就業条件と機会を整備するため、シルバー人材センターの事業を支援するとともに、地域と一体となって行う地域貢献事業などへの取り組みを支援します。

▼金津雲雀ヶ丘寮の運営

あわら市社会福祉協議会を指定管理者とする金津雲雀ヶ丘寮について、養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの機能に応じて適切に運営されるよう随時指導を行い、施設の機能向上を図ります。

▼老人センターの管理運営

老人福祉センターなどの高齢者の生きがいづくりと憩いの場を提供する施設を適切に管理運営し、元気な高齢者の社会参加を支援します。

▼養護老人ホーム入所措置事業の適正な運営

環境や経済的な理由で、自宅などで日常生活を営むには支障がある高齢者を養護老人ホーム施設に入所措置するなどの支援の充実に努めます。

▼在宅福祉の充実

高齢者が、住み慣れた地域で**いつまでも自分らしく生活できるよう**、民生委員や地域のボランティア**など**との連携を図るとともに、**高齢者**の状況に応じたさまざまな在宅福祉の充実に努めます。

(2) 介護保険の充実

▼介護保険制度の適正な運営

坂井地区広域連合で坂井市と共同で運営している介護保険事業について、介護保険事業計画に基づき適正な運営に努めます。

▼地域包括ケアシステムの充実と運営

高齢化の進行とともにますます重要度の増す地域包括ケアについて、**医療、介護、福祉が連携してその拡充を図るとともに**、拠点となるあわら地域包括支援センターの機能強化を図りながら、介護予防などに関する相談や各種ケアマネジメント事業の充実に努めます。

▼介護予防事業の充実

高齢者が**元気で自立した生活を送ることができるよう**、通所型や訪問型の介護予防教室、講

演会、健康相談などの介護予防事業を推進します。

▼フレイル※予防事業の充実

地域の健康づくりを担うフレイルサポーターを養成するとともに、高齢者が、いつまでも元気で生き生きと暮らし続けることができるよう「栄養（食・口腔機能）」「体力（運動）」「社会参加」の3つの要素を複合したフレイル予防事業の充実を図ります。

▼認知症対策の推進

認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症に対する啓発活動と予防対策を通して、地域全体で支える体制の充実を目指すとともに、地域包括支援センターなどによるネットワーク機能を強化し、早期発見・早期対応を促進します。

▼介護サービス相談員制度の充実

介護サービスの質の向上と利用者やその家族のサービスに対する不安や不満を解消するために実施している介護相談事業について、利用者と事業者の橋渡し役となる介護サービス相談員の能力向上と相談活動の充実に努めます。

▼介護者への支援

関係機関と連携して、要介護者を介護している家族介護者の肉体的負担を軽減するためのリフレッシュ事業を行い、精神面のケアを図るとともに、介護に関する各種研修や相談事業の充実に努めます。

【指標・目標】

○高齢者や障がいのある人が生活しやすいまちだと考えている人の割合

29.4%（平成26年）→29.0%（令和元年）→35.0%（令和7年）

○総人口に占める要支援および要介護認定者の割合（↓）

5.4%（平成26年度）→5.5%（令和元年度）→6.0%※（令和7年度）

※第8期介護保険事業計画による。本来は6.3%

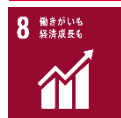
※フレイル

健常から要介護に移行する中間の段階。加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能など）が低下し、心身の脆弱性が出現した状態であるが、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態

■障害者福祉の充実



貧困をなくそう



働きがいも経済成長も



住み続けられるまちづくりを



すべての人に健康と福祉を



人や国の不平等をなくそう

【現状と課題】

2013年（平成25年）の障害者差別解消法の制定など、障がいのある人の権利擁護に関する国内法の整備が進められ、平成26年には障害者権利条約が批准されました。このように、国内外で障がいのある人の差別解消とバリアフリー化の推進による共生社会の実現に向けた気運が高まる中、令和2年10月には手話への理解と普及により、円滑な意思疎通が図られるよう、あわらし手話言語条例を制定しました。障がいのある人も、そうでない人も、すべての市民が、ハンディの有無にかかわらず、互いの人権を尊重しながら、健康的で自立した生活を送るためには、地域に住む人とともに支え合う社会環境の整備や障がいのある人についての正しい知識の啓発、交流活動の充実、差別や偏見のない寛容な地域社会づくりなど、ノーマライゼーション※という考えに立った条件や制度などの環境の整備が必要です。

あわらし市では、1,800人余りの人が障害者手帳（身体、療育および精神の各手帳）の交付を受けており、市民の15人に1人が何らかのハンディを持っていると認められます。

こうした人たちが、地域で自立した生活が送れるように、障がいのある人のニーズに応じた相談体制の充実や、福祉サービス、専門的職員の配置、就労の場の確保など地域で生き生きと生活できる総合的な支援を行うことが重要となっています。

※ノーマライゼーション

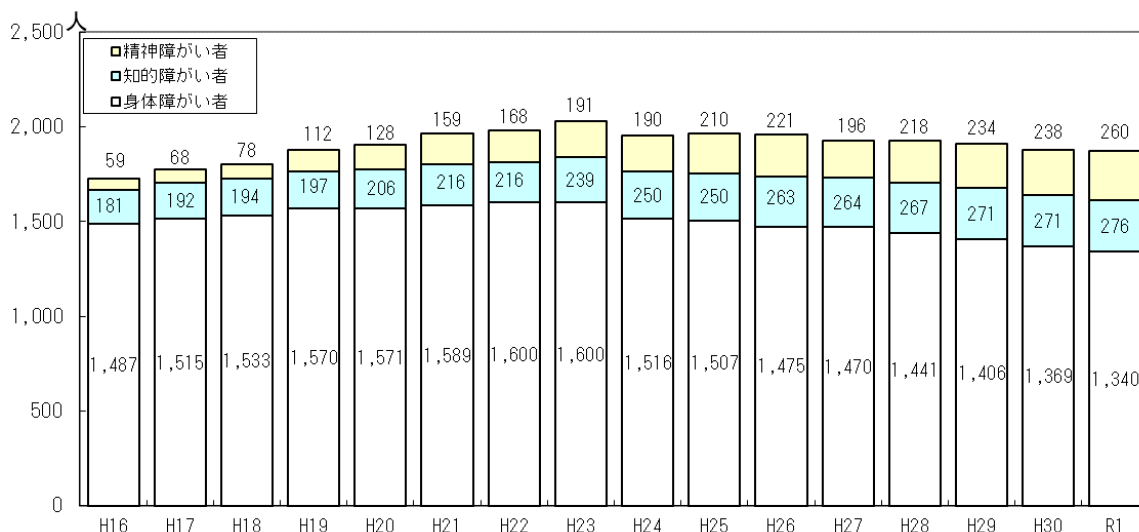
障がいのある人もそうでない人も等しく生きることができる社会環境を実現するという考え方

※「障害」の「害」の字の平仮名表記の取り扱いについて

原則、「障害」という用語が人の状態を表す場合は、「障がい」と表記します。ただし、次のような場合には、「障害」を用います。

- (1) 国が定める法令等の名称や法令用語など（例：障害者基本法、障害者総合支援法）
- (2) 他の機関、団体の名称等
（例：全国障害者スポーツ大会、国立身体障害者リハビリテーションセンター）
- (3) 人の状態を表さない場合（例：電波障害、利用上の障害）

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



【施策の方針】

(1) 障害者福祉の推進

▼障害者福祉計画の推進

障がいのある人に必要な障害福祉サービスや相談支援などを計画的に提供するため、必要な利用ニーズを把握し、障害者福祉計画や障害福祉計画、障害児福祉計画に基づき、障がいのある人に優しいまちづくりを進めます。

▼障害者福祉サービスと見守り体制の充実

障がいのある人が生きがいを持ち、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、よりきめ細やかな相談体制の整備と福祉サービスの充実を図るとともに、日常生活に必要な介護給付や医療費の支給など総合的な障害者福祉サービスの充実に努めます。

また、障がいのある人が社会的孤立状態や複合的な課題を有することとなった場合に、早期に発見し必要な支援につなげられるよう、地域住民や関係機関の見守り機能の強化を図ります。

▼就労や社会参加の支援

障がいのある人が、能力や特性に応じた就労機会を得ながら自立して暮らすことができるよう、関係団体や施設と協力して、就労情報の提供やグループホームの運営支援、事業所に対する雇用支援などを行い、障がいのある人の就労や社会参加の支援に努めます。

また、関係機関と連携しながら農業など特定の分野において障がいのある人の適性を踏まえた就労を支援するなど就労機会の拡大に努めます。

▼相談体制の充実

乳幼児から学齢期、成人期と成長の段階に合わせた相談支援体制の充実を図り、各ライフステージで支援の内容が途切れないよう、坂井地区障がい者基幹相談支援センター、委託相談事

業所、指定特定（計画）相談事業所が相互に連携し、専門的かつきめ細やかな助言や指導を受けることができる体制の充実を図ります。

(2) 差別解消・権利擁護の推進

▼意思疎通支援および差別解消意識の向上

市民が手話を学ぶ機会を提供するなど、ろう者の意思疎通手段である手話の普及に努め、市手話通訳者などの人材育成の取り組みを推進します。また、障害を理由とした差別的取り扱いの禁止や合理的配慮など差別解消に関する啓発に努めます。

▼障がい者虐待の未然防止・早期発見

養護者による虐待や施設従事者による虐待の通報、届出に迅速かつ適切に対応し、県総合福祉事務所などの関係機関との連携強化に努めます。

また、施設従事者などの通報義務に関する理解の浸透を図り、施設管理者の研修受講などの周知を推進します。

▼権利擁護体制の充実

知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力を十分に発揮状況にない人が不利益を被ることを防ぐため、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進を推進します。

【指標・目標】

○高齢者や障がいのある人が生活しやすいまちだと考えている人の割合

29.4%（平成26年）→**29.0%（令和元年）**→**35.0%（令和7年）**

■児童福祉の充実



貧困をなくそう



飢餓をゼロに



質の高い教育をみんなに

【現状と課題】

未婚率の上昇や晩婚化などで少子化が年々進行するとともに、核家族化や地域のつながりの希薄化が、家庭や地域の子育て機能と教育力の低下を招いています。

あわら市では、2004年（平成16年）に223人であった年間出生数が、2019年（令和元年）には156人にまで落ち込みました。出生の中心となる20歳から39歳の女性人口が2040年には半減するという分析もあり、こうした少子化の流れは、今後もさらに続くことが懸念されています。

これまで、市の重点政策である「若い世代が住み、生み、育てたくなるまち」の実現をより強力に進めるため、子ども医療費助成の拡大や第3子以降のこども園料無料化、5歳児のこども園料無料化など市独自の手厚い子育て支援策を展開してきました。

また、平成27年4月に市内すべての保育所や幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園としています。各認定こども園では、幼児期にふさわしい「学びの芽生え」を育むとともに、主体的な遊びを中心とした生活を通して体験を重ねられるよう総合的な指導を行い、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をもとに学びの連続性を意識しながら小学校教育への円滑な接続を図っています。

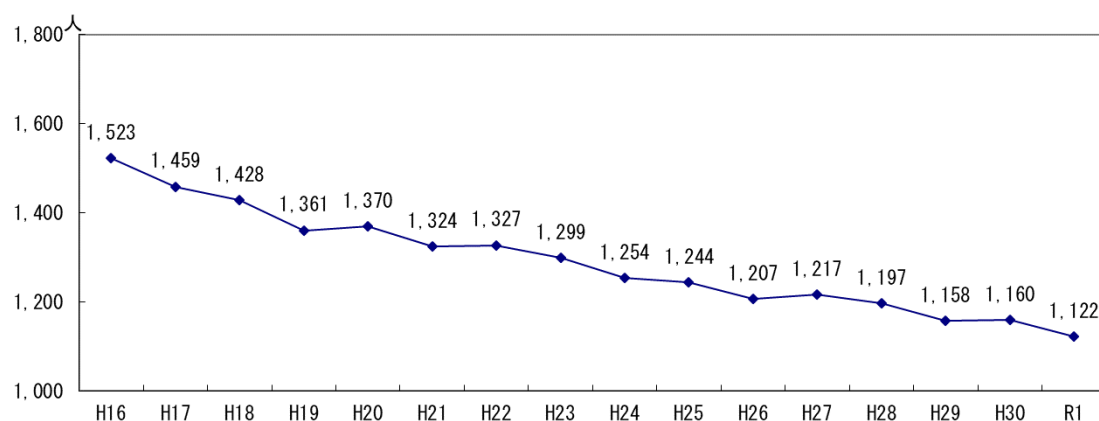
今後も、より一層、安心して子育てできる環境の構築を進めるため、子ども子育て支援事業計画をもとに、家庭や地域、関係機関が連携しながらきめ細やかな子育て支援サービスを提供していくことが必要です。

入園者数（令和3年3月1日見込み）

区域	こども園名		1号			2号			3号			合計
			3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	
芦原	芦原こども園	定員数	1	1	1	23	23	23	6	18	24	120
		入園者数	1	0	2	14	18	21	10	15	20	101
		充足率	100.0%	0.0%	200.0%	60.9%	78.3%	91.3%	166.7%	83.3%	83.3%	84.2%
	善久寺こども園	定員数	1	1	1	9	9	9	7	8	8	53
		入園者数	2	0	0	11	4	8	8	8	10	51
		充足率	200.0%	0.0%	0.0%	122.2%	44.4%	88.9%	114.3%	100.0%	125.0%	96.2%
	あわら敬愛こども園	定員数	1	2	2	12	12	12	6	6	12	65
		入園者数	0	0	0	7	11	9	8	11	20	66
		充足率	0.0%	0.0%	0.0%	58.3%	91.7%	75.0%	133.3%	183.3%	166.7%	101.5%
新郷本荘	本荘こども園	定員数	1	2	2	18	18	18	6	12	18	95
		入園者数	1	2	0	23	20	17	11	11	18	103
		充足率	100.0%	100.0%	0.0%	127.8%	111.1%	94.4%	183.3%	91.7%	100.0%	108.4%
北潟波松	北潟こども園	定員数	1	2	2	9	9	14	3	6	9	55
		入園者数	1	1	0	6	12	10	3	6	9	48
		充足率	100.0%	50.0%	0.0%	66.7%	133.3%	71.4%	100.0%	100.0%	100.0%	87.3%

区域	こども園名		1号			2号			3号			合計
			3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	
金津	金津こども園	定員数	2	4	4	33	33	33	12	20	26	167
		入園者数	0	2	0	23	26	28	11	20	27	137
		充足率	0.0%	50.0%	0.0%	69.7%	78.8%	84.8%	91.7%	100.0%	103.8%	82.0%
	妙安寺こども園	定員数	1	2	2	17	16	17	6	9	15	85
		入園者数	2	1	3	17	23	11	4	15	16	92
		充足率	200.0%	50.0%	150.0%	100.0%	143.8%	64.7%	66.7%	166.7%	106.7%	108.2%
	白藤こども園	定員数	1	2	2	12	12	12	3	9	12	65
		入園者数	0	1	1	17	11	12	9	13	14	78
		充足率	0.0%	50.0%	50.0%	141.7%	91.7%	100.0%	300.0%	144.4%	116.7%	120.0%
	いちひめこども園	定員数	5	5	5	10	15	15	3	7	15	80
		入園者数	7	6	4	11	18	16	5	12	15	94
		充足率	140.0%	120.0%	80.0%	110.0%	120.0%	106.7%	166.7%	171.4%	100.0%	117.5%
伊井	伊井こども園	定員数	1	2	2	11	12	12	5	8	12	65
		入園者数	0	0	0	7	13	10	9	14	11	64
		充足率	0.0%	0.0%	0.0%	63.6%	108.3%	83.3%	180.0%	175.0%	91.7%	98.5%
坪江 劔岳	金津東こども園	定員数	1	2	2	14	14	14	3	11	14	75
		入園者数	5	1	0	15	17	12	8	8	10	76
		充足率	500.0%	50.0%	0.0%	107.1%	121.4%	85.7%	266.7%	72.7%	71.4%	101.3%
細呂木 吉崎	細呂木こども園	定員数	1	2	2	12	12	12	3	9	12	65
		入園者数	1	1	1	15	17	10	4	12	11	72
		充足率	100.0%	50.0%	50.0%	125.0%	141.7%	83.3%	133.3%	133.3%	91.7%	110.8%

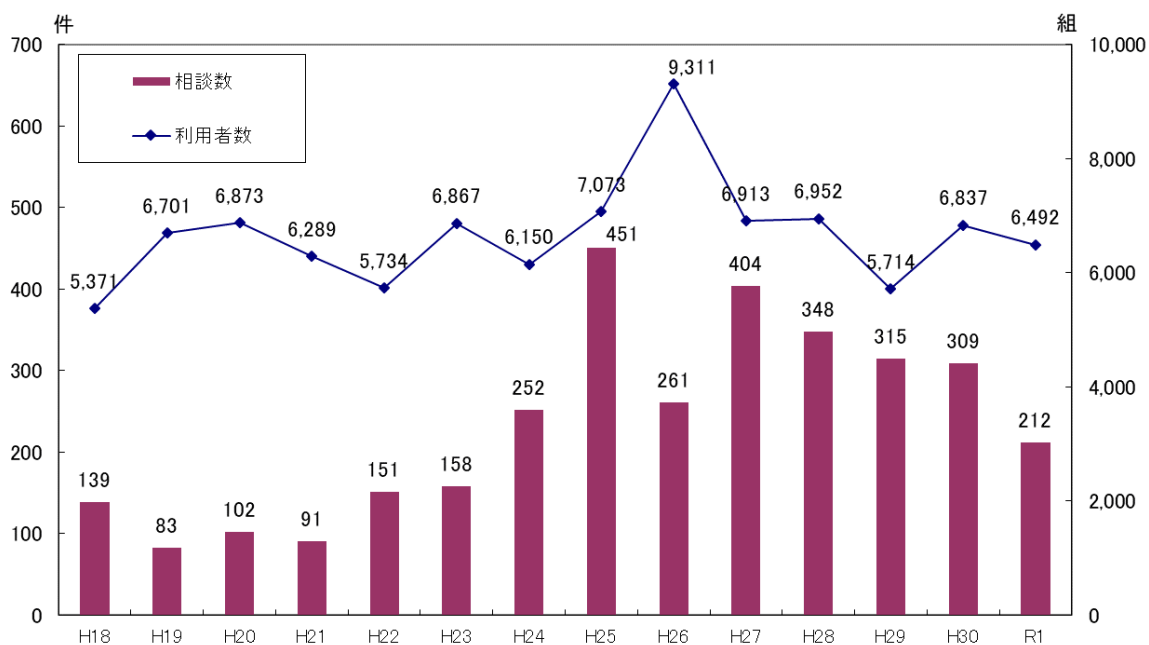
就学前乳幼児数の推移

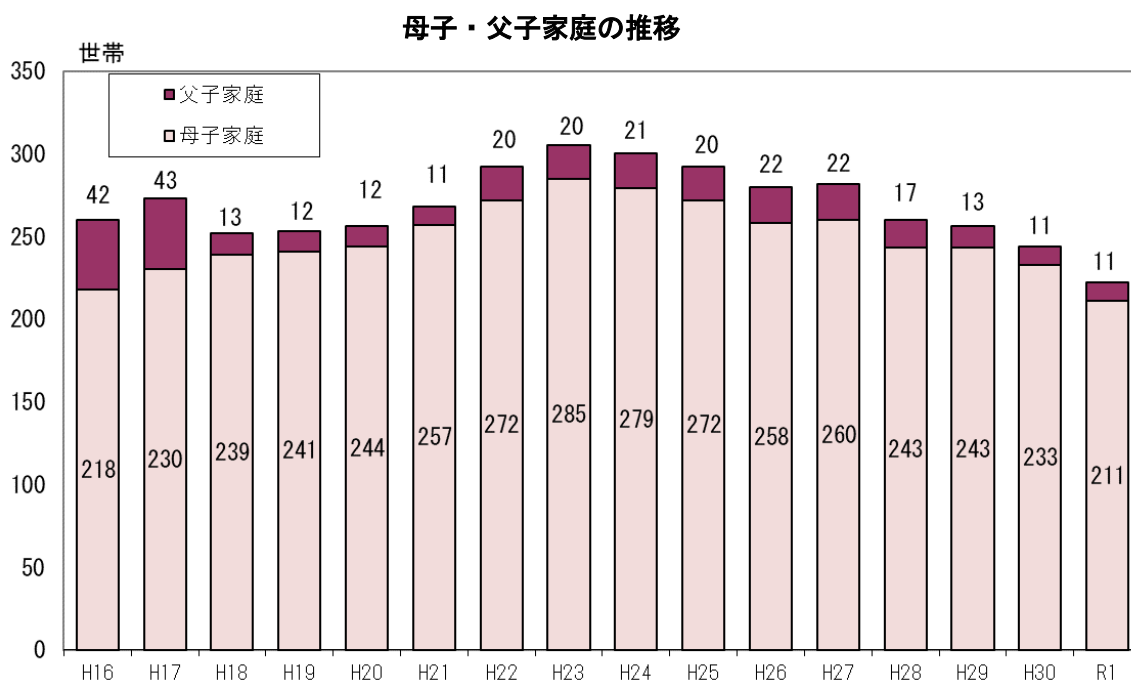


放課後子どもクラブの概要（令和２年度）

クラブ名	定員数	登録児童数
中央子どもクラブ	80	91
金津子どもクラブ	110	114
細呂木子どもクラブ	50	53
金津東子どもクラブ	45	42
伊井子どもクラブ	35	44
芦原子どもクラブ	60	100
本荘子どもクラブ	50	67
北潟子どもクラブ	25	24
合計	455	535

子育て支援センター利用者数の推移





【施策の方針】

(1) 子育て相談体制の充実

▼子育て世代包括支援センター事業の充実

妊娠期から出産、子育て期までにわたるさまざまなニーズに対応するため、保健センター内に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、保健師や看護師、助産師など、専門的な見地から対象者に寄り添った切れ目のない支援を行い、妊娠や出産、産後の心身のケア、育児、不妊による不安感や孤独感の解消に努め、誰もが安心して出産・子育てできる環境を整備します。

▼子育て支援センターの運営と充実

家庭で子育てを行う保護者などに、悩み事の相談やコミュニケーションの場を提供する子育て支援センターの適正な運営に努めるとともに、保護者だけでなく、祖父母も参加しやすい環境の構築と、子どもと一緒に安心して楽しく過ごすことができる新たなサービスの提供に努めます。

(2) 保育・教育サービスの充実

▼認定こども園における保育・教育サービスの充実

市内すべての認定こども園において待機児童ゼロを維持し、延長保育の実施などの多様な保育ニーズに対応するとともに、就学前教育に配慮した保育・教育サービスを提供します。

▼私立認定こども園の支援

私立の認定こども園は、市立認定こども園と同様、就学前児童の保育施設として重要な役割

を担っていることから、引き続き、人材確保や各園における特色ある保育と教育を支援します。

(3) 子育て環境の整備と充実

▼放課後子どもクラブの運営

放課後や夏休みなどの長期休業における子どもたちの居場所を提供し、親が安心して働くことができるよう放課後子どもクラブを適正に運営するとともに、地域の人材を活用したふるさと講座や伝承遊びを取り入れ、地域に誇りを持てるプログラムの充実を図ります。

▼ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭に対し、きめ細やかな相談体制の整備を行い、医療費の助成や技能習得支援など自立して暮らせる環境を整えることで、ひとり親の不安を解消し、子どもたちの健全な育成に努めます。

▼支援の必要な児童などの早期発見と支援

児童虐待の未然防止と要保護児童などの早期発見、迅速対応などを図るため、あわら市要保護児童対策地域協議会の機能を強化するとともに、関係機関との連携を密にします。また、こども食堂などのボランティア団体と協力しながら、地域での見守りネットワークづくりに取り組むことにより、虐待を受けた子どもたちやその家族の支援に努めます。

▼地域や家庭における子育ての支援

地域と連携しながら、地域における子育て機能の充実とネットワークづくりを推進するとともに、しつけや生活習慣を身に付け、心身の調和の取れた発育が図れるよう、家庭教育への支援を推進します。

▼あわらっこ子育て支援の充実

子育て中の世帯や、これから子育てをしようという若い世帯が安心して子どもを生み、育てることができるよう、子ども医療費の助成や第2子以降のこども園料や子育てサービスの無料化のほか、病児・病後児保育、一時預かり保育、すみずみ子育てサポート事業などの各種子育て支援事業を充実します。

【指標・目標】

○妊娠期からの相談や経済的支援などの子育て環境が充実していると考える市民の割合

55.4%（平成26年）→56.0%（令和元年）→65.0%（令和7年）

○こども園における幼児教育が充実していると考える市民の割合

58.6%（平成26年）→53.9%（令和元年）→65.0%（令和7年）

■社会保障制度の充実



貧困をなくそう



働きがいも経済成長も



すべての人に健康と福祉を

【現状と課題】

今後急速に進行する高齢化に対応するため、都道府県を単位とする国民健康保険の広域化や、後期高齢者医療保険の自己負担額の見直しなど、医療保険制度の改革が行われようとしています。

あわら市では、**全人口のうち2割に当たる約5,500人**が国民健康保険に加入していますが、**そのうち、65歳以上の割合は55%(令和2年4月1日現在)**となっており、**年々増加しています**。また、**それに伴い1人当たりの医療費も年々増加し**、県内他市町と比較しても高い状況となっています。

これらの医療保険制度をこれからも適正に運営していくためには、加入の中心となる高齢者を主体とした保健事業の充実と健康でいるための意識啓発を通して医療費を抑制するとともに、保険給付費の安定的な財源の確保に努めることが重要です。

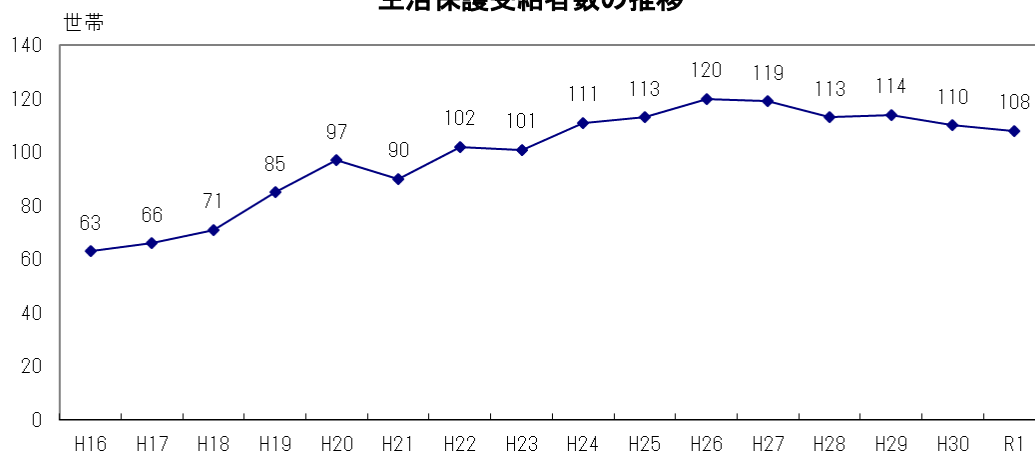
一方、生活保護受給者は、2014年（平成26年）以降は横ばい傾向となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による経済不況も加わって生活困窮者が増加し、社会福祉協議会の行う緊急小口資金の貸付制度を利用する人や生活保護受給者の増加が予想されます。

生活保護制度は、すべての人に最低限の生活を保障する重要な制度ですが、単なる給付に止まらず、自立支援や就労支援に積極的に取り組むとともに、将来に向けて新たな受給者を増やさないよう生活困窮者の自立支援を促進することが必要です。

国民健康保険の状況

年度	被保険者数 (人)	加 入 率 (%)	費 用 額 (千円)	年間1人当たり費用額(円)		年間1人当たり 保険税(円)
				あわら市	県平均	
平成18年	10,771	34.28	2,245,382	295,912	270,277	81,727
平成19年	10,660	33.94	2,478,112	326,669	287,191	83,386
平成20年	7,408	23.77	2,450,007	330,724	299,495	97,458
平成21年	7,450	23.80	2,607,337	349,978	309,796	96,714
平成22年	7,413	23.75	2,694,406	363,470	323,672	87,707
平成23年	7,285	23.70	2,634,287	361,604	334,576	88,882
平成24年	7,128	23.54	2,555,602	358,530	338,029	102,880
平成25年	6,986	23.45	2,494,329	357,047	350,392	105,025
平成26年	6,840	22.74	2,526,594	369,385	359,261	103,265
平成27年	6,564	21.97	2,610,706	397,731	381,626	99,768
平成28年	6,282	21.21	2,607,230	415,032	389,157	102,182
平成29年	6,042	20.89	2,586,725	428,124	395,455	103,446
平成30年	5,843	20.04	2,514,043	430,226	405,741	103,257
令和元年	5,597	19.64	2,491,312	445,116	418,147	102,642

生活保護受給者数の推移



【施策の方針】

(1) 国民健康保険事業の適正な運営

▼国民健康保険事業の運営

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、制度や各種手続きなどについて啓発を行うとともに、被保険者の健康増進事業の実施や後発医療品の推奨などを通して医療費の適正化に努めます。

▼国民健康保険税の適正な賦課と徴収

国民健康保険税の適正な賦課と徴収を行い、安定かつ公正な制度の運営に努めます。

▼疾病予防事業の実施

被保険者を対象に疾病予防（人間ドック）の受診助成を行い、疾病の予防と早期発見、さらには重症化の防止に努め、医療費の抑制を図ります。

(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

▼後期高齢者医療制度の運営

福井県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、適正な制度の運用と被保険者の健康維持を推進します。

(3) 国民年金制度の適正な運営

▼国民年金啓発活動の推進

日本年金機構と連携しながら、国民年金に関する啓発活動を通して、無年金者の解消、保険料納付率の向上などを図るとともに、老齢基礎年金や障害基礎年金などの受給受付と相談体制を充実します。

(4) 生活困窮者への支援

▼生活困窮者への支援

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、**生活困窮者自立相談支援機関**と連携しながら**就労の状況および心身の状況など**、本人の状態に応じた相談支援および就労支援を実施します。また、**社会福祉法人などの関係機関と連携し、子どもの貧困の連鎖を断ち切るための小中学生や高校生世代に対する学習支援や、自ら家計管理ができる力を育てるための家計改善支援を実施し、自立を促進します。**

このほか、生活保護受給者は9割以上が何らかの疾病により医療機関を受診し、健康上の問題を抱えていることから、レセプトを活用した適切な医療受診の促進や生活習慣病の予防のための健康管理支援を推進します。

【指標・目標】

○1人当たり国民健康保険医療費（↓）

369,385円（平成26年度）→**445,116円（令和元年度）→400,000円（令和7年度）**

○国民健康保険税の収納率

94.1%（平成26年度）→**96.1%（令和元年度）→100.0%（令和7年度）**

○生活保護被保護世帯数（↓）

120世帯（平成26年度）→**108世帯（令和元年度）→108世帯（令和7年度）**

action 3

教育

学びの心を育て、豊かな文化があふれるまち

第3節 action3 教育

～学びの心を育て、豊かな文化があふれるまち～

■学校教育の充実



飢餓をゼロに



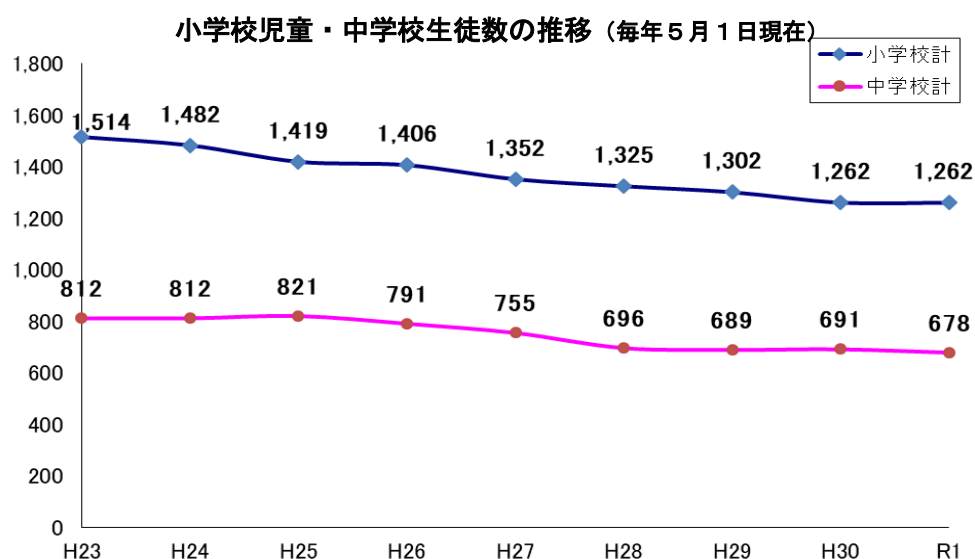
質の高い教育をみんなに

【現状と課題】

小学校から中学校までの義務教育の期間は、子どもたちの知力や体力が大きく発達し、個性と人格を形成する上でもきわめて重要な時期に当たります。経済のグローバル化や少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化など子どもたちを取り巻く環境も大きく変化している中で、地域社会におけるつながりや支え合いが希薄化し、子どもたちを地域で育てるという考え方が次第に失われてきています。変化が激しく、将来の予測が困難な時代にあっても、子どもたちがグローバル化や科学技術の向上に対応し、自信を持って未来を切り拓き、よりよい社会を創り出すことができる資質・能力を育成することが必要です。

また、心身ともに健全な子どもを育てるため、感謝する心や感動する心、思いやりの心などを育む道徳教育や、郷土を知り郷土を愛する「ふるさと教育」をより一層充実させていくことも必要です。

一方で、市の将来を担う子どもたちが、安全な環境で安心して学校教育を受けられるためには、学校施設や教育環境の充実が重要です。少子化などの社会的要因に配慮しながら、計画的に教育施設の改修や整備を推進するとともに、国が目指す、ICT環境の整備を率先して進める必要があります。



児童・生徒・教職員数（令和2年5月1日現在）

小学校	学級数	児童数			教諭数		
		男	女	計	正規	講師等	計
芦原小学校	13	118	118	236	18	4	22
北潟小学校	6	33	42	75	11	1	12
波松小学校							
新郷小学校							
本荘小学校	8	70	77	147	12	2	14
金津小学校	20	258	236	494	25	8	33
細呂木小学校	8	43	46	89	12	0	12
伊井小学校	7	27	44	71	12	1	13
吉崎小学校							0
金津東小学校	7	69	58	127	12	1	13
合 計	69	618	621	1239	102	17	119
中学校	学級数	生徒数			教諭数		
		男	女	計	正規	講師等	計
芦原中学校	12	131	131	262	22	3	25
金津中学校	15	207	196	403	32	7	39
合 計	27	338	327	665	54	10	64

【施策の方針】

(1) 学ぶ意欲と力を育む教育の推進

▼確かな学力の育成

子どもたちに学ぶ楽しさを実感させ、身近な問題を見い出す豊かな感性と多様な考えをもとに問題解決ができる思考力と判断力を育成するとともに、学びの基盤となる読み解く力の育成を図り、表現する力を伸ばします。

▼豊かな心と健やかな身体の育成

道徳教育や体験学習の推進と充実を図り、子どもたちに思いやりの心や規範意識を醸成します。また、食育や健康教育などを通して、子どもたちが自らの健康に対する関心を高め、健康を維持し、増進するための能力を育みます。

▼グローバル化に対応した教育の推進

金津中学校、芦原中学校および金津高等学校の生徒を対象に行っているアメリカや中国への派遣事業などの国際交流を継続するとともに、異文化に触れたり交流したりする機会の充実を図り、グローバル化の進展に対応した国際理解や外国語でのコミュニケーション力を育てます。

(2) ふるさと教育の充実

▼ふるさと教育の充実

地域の人々との関わりの中で、郷土の歴史や自然、伝統、産業などを学ぶとともに、地域への積極的な参加や体験を通して、ふるさとあわらを愛し、地域や社会に貢献する心を育てる

「ふるさと教育」を推進します。

▼キャリア教育の充実

地域にある産業・企業と協力し、子どもたちに、自らの将来について目を向ける機会を与え、夢の実現に向けて自己のスキルを磨く教育の充実を図ります。

(3) 教育環境の整備

▼特別支援教育の充実

子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握しながら、生活や学習する上での困難を改善し克服するため、生活支援員を適切に配置します。

▼教育相談体制の充実

子どもの健全育成を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談体制を充実します。また、いじめや不登校など今日的な課題に対応するための仕組みづくりを進めます。

▼外国人児童生徒に対する教育環境の整備

外国人児童生徒が学校生活に円滑に適応できるよう、日本語指導支援員の配置や多言語翻訳機を導入するなど、教育環境の整備を行います。

▼学校給食の充実

「安全で安心な給食」や「バランスのとれた給食」の提供を行うとともに、子どもたちが食に関心を持ち、積極的に健康や食生活に関わる能力の育成を行うため、学校給食の充実に努めます。

▼安全、安心な教育環境の整備

少子化などの社会的要因による適正配置にも配慮しながら、特別教室の空調設備など計画的に学校施設の整備と充実に努めます。また、新型コロナウイルスなど新たな感染症の予防対策を徹底し、感染しない、感染させない環境を整備します。

▼ICT環境の整備

国が進めるGIGAスクール構想※に基づき、一人一台タブレット端末や高速大容量の通信ネットワーク環境を整備することで、学習指導や読書活動のさらなる充実を図ることはもとより、創造性を育むICT教育を推進するとともに、正しい情報を自ら選択し、活用できる能力を育みます。

※GIGAスクール構想

Global and Innovation Gateway for Allの略。小学校の児童、中学校の生徒一人に一台のパソコンと高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現する構想

▼教育力や指導力の向上のための対策

為庶塾※をはじめ、教職員の研修会を開催し、教育力や指導力の向上を図ります。また、I C Tの活用能力を高めるため、O J Tの推進や、I C T支援員を配置します。

▼金津高等学校との連携

県内でも有数の進学校である金津高等学校と芦原中学校、金津中学校との連携を密にし、生徒同士、教員同士の交流を深めることで、教育力の向上に努めます。

【指標・目標】

○小・中学校の施設が充実し、学習しやすい環境が整備されていると考える市民の割合
58.2%（平成26年）→**56.9%**（**令和元年**）→**60.0%**（**令和7年**）

※為庶塾

あわら市出身の医師・藤野巖九郎が信条とした「為庶（庶民のために為す）」にちなんで、教育委員会が教師の意識改革と教育力向上を目的に開催している市内教職員を対象とした研修会

■青少年の健全育成



質の高い教育をみんなに

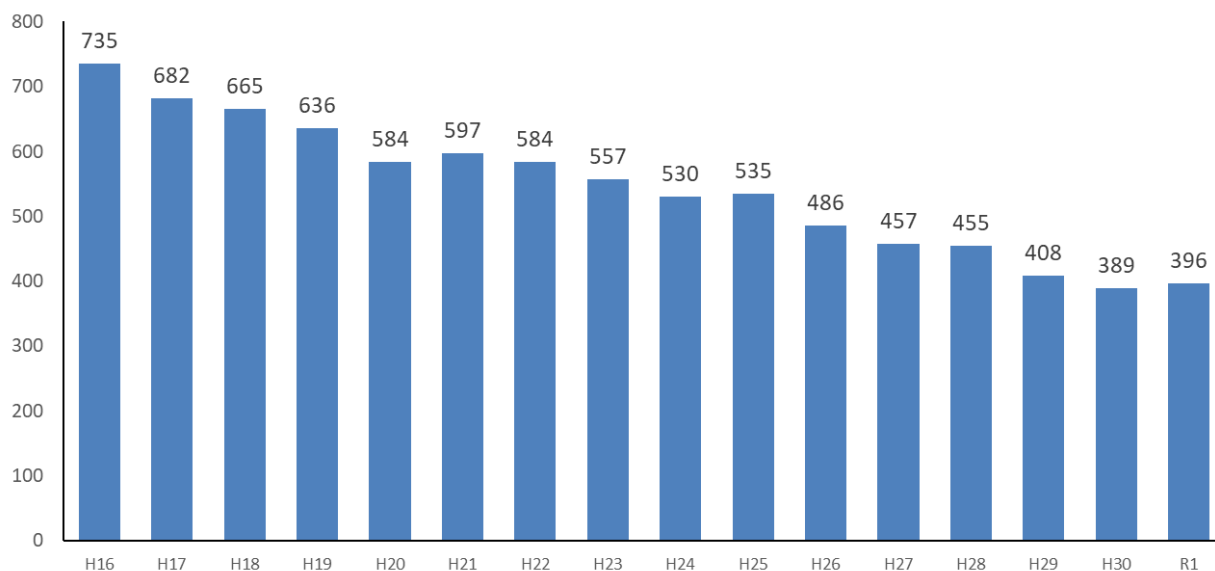
【現状と課題】

情報化の進展や少子化の進行は、親子のふれあいの不足や地域の人間関係の希薄化を招き、子どものコミュニケーション能力の低下などにもつながっていると考えられます。

また、スマートフォンの普及や通信環境の高速化は、利便性の向上をもたらした半面、未成年者の非行や犯罪被害に多大な影響を及ぼしています。

このため、家庭や地域、学校が一体となって、青少年がさまざまな社会活動に参加できる仕組みづくりを進めるとともに、一人一人が個性や長所を発揮できる機会を拡充するなどして、青少年の健全な育成を推進する必要があります。

スポーツ少年団児童登録者数の推移(毎年3月31日現在)



【施策の方針】

(1) 青少年の健全育成

▼スポーツ少年団活動への支援

子どもたちがスポーツをする楽しさや体を動かす喜びを味わい、また、団体スポーツの輪を学び、スポーツの基礎を養いながら、一年を通じてスポーツに取り組めるようスポーツ少年団活動を支援することにより、子どもたちの健全育成を図ります。

▼少年愛護センターの運営

少年愛護センターを中心に、家庭や地域、学校、警察などの関係機関が連携して日々のパトロールやインターネット、SNSへの接し方に対する啓発など、青少年の非行防止や環境浄化などの活動を通して健全育成を推進します。

▼成人式を通した地元意識の醸成

20歳を迎えた市民や市の出身者を対象に成人式（二十歳のつどい）を実施し、その企画・運営に新成人を参画させることにより、自らの成人を地域が祝福してくれることへの経験を通して、社会の形成者・推進者としての自覚を促し、ふるさとに対する愛着心の醸成を図ります。

▼子ども会への支援強化

子ども会が行うキャンプやレクリエーションといった自然や歴史、文化、社会体験活動への支援を行うとともに、学校や関係機関との連携強化を図り、子どもの健全育成を促進します。

【指標・目標】

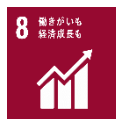
○スポーツ少年団児童登録率

34.6%（平成26年度）→26.8%（令和元年度）→38.0%（令和7年度）

■生涯学習の推進



質の高い教育をみんなに



働きがいも経済成長も

【現状と課題】

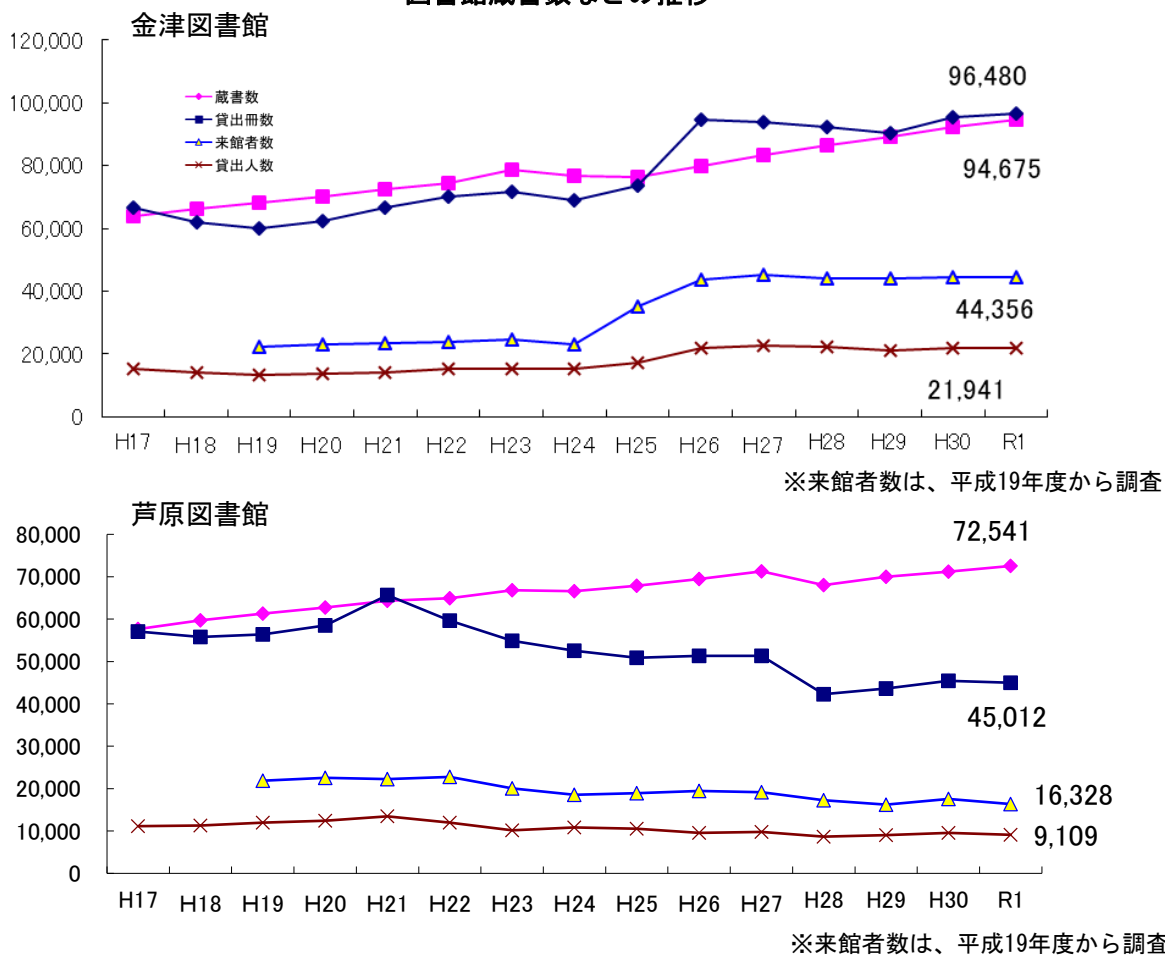
少子高齢化や情報化、国際化などにより社会環境が急速に変化する中で、心豊かに暮らしていくためには、時代にあった生きがいを持ち、生涯にわたって学びながら、自分を磨くことが大切です。

文化や芸術などに親しむ生涯学習活動は、私たちの生活にうるおいと生きがいを与えてくれます。生涯学習活動がより市民に浸透し、活性化していくためには、誰もが積極的に学習に取り組むことができる環境づくりが重要です。

あわら市内には、9つの公民館と2つの図書館、市民文化研修センターなど生涯学習の拠点が整備されています。

これからも定年による退職などで比較的時間に余裕がある人が増加します。市民一人一人が夢や希望を持ち、個性を発揮しながら生涯にわたって主体的に学び、行動するために、文化や芸術に親しみ、元気で生涯学習活動ができる環境のさらなる充実が必要です。

図書館蔵書数などの推移



公民館利用状況（令和元年度）

施設名	定期講座		自主講座		一般利用者数
	開催数	受講者数	開催数	受講者数	
中央公民館	71	851	1,139	11,351	14,793
湯のまち公民館	56	498	886	6,230	7,628
伊井公民館	57	819	485	4,323	5,321
坪江公民館	77	754	303	2,710	6,742
劔岳公民館	26	266	111	1,342	3,775
細呂木公民館	62	823	727	5,906	3,365
吉崎公民館	43	471	137	1,146	2,063
本荘公民館	109	1,178	562	5,598	3,711
北潟公民館	57	523	209	1,482	3,473
合計	558	6,183	4,559	40,088	50,871

【施策の方針】

(1) 生涯学習の充実

▼生涯学習推進体制・地区推進体制の整備

生涯学習の拠点である地区公民館について、それぞれの地域の特性を活かしながら地域コミュニティの核となるよう新たな組織体制を検討します。

▼公民館講座、市民大学講座の開催

各公民館で実施している公民館講座について、市民のニーズを把握しながら取り組みやすい内容のものや幅広い年齢を対象としたものなどを提供するとともに、ホームページやSNSを活用した情報発信の強化を図ります。また、知的好奇心の満足とふるさとの風土や歴史を知る上でこれまで多くの受講者が参加している市民大学講座について、内容の一層の充実を図ります。

▼図書館機能の充実

図書館を市民の身近な生活情報館と位置付け、市民のニーズに対応した資料や蔵書の充実に努めます。また、図書館窓口のほかインターネットでの貸し出し予約や、リクエストといった各種サービスなど、市民が利用しやすい環境づくりを推進するとともに、図書館だよりの発行や利用者に対するレファレンス※などの情報サービスを推進します。

さらには、子どもたちの読書環境を整備するため、学校図書室の機能充実に向けた支援を行うほか、小さなころから本に触れ合い親しんでもらうため、赤ちゃんと保護者を対象としたブックスタート事業※や読み聞かせ会を行うなど、誰もが読書に親しめる環境づくりを進めます。

※レファレンス

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務のこと

※ブックスタート事業

赤ちゃんのころから本に接することで、言葉と心を育てるための役に立てようという運動のこと。絵本の読み聞かせ方やスキップの図り方などを説明した後、絵本をプレゼントしている。

【指標・目標】

○公民館講座受講者数

43,313人（平成26年度）→54,581人（令和元年度）→55,000人（令和7年度）

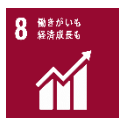
○生涯を通じた文化活動や学習の機会が充実していると考える市民の割合

41.7%（平成26年）→40.0%（令和元年）→45.0%（令和7年度）

○図書館来館者数

63,275人（平成26年度）→60,684人（令和元年度）→70,000人（令和7年度）

■生涯スポーツの推進



働きがいも経済成長も

【現状と課題】

健康志向の高まりや余暇時間の増大などに伴い、スポーツやレクリエーションへの関心が高まっています。

その一方で、近年は運動をする習慣がある人となない人の二極化が進んでいることから、いつでも誰でも気軽にスポーツに親しめるきっかけづくりや機会の充実が求められています。

あわら市では、総合型地域スポーツクラブ「あわらトリムクラブ」が中心となって教室や啓発活動を行っているほか、**ニュースポーツをはじめとした**、さまざまなスポーツを気軽に行うことができる**機会**を提供しています。

今後は、スポーツ施設の一層の充実や、一人一人の体力や運動能力に応じた指導を行える指導者を育成するとともに、あわらトリムクラブや**スポーツ**協会、各種競技団体などと連携しながら、生涯にわたりスポーツを楽しむことができる仕組みづくりが必要となっています。

スポーツ施設の状況

施設名	種別	面積・設備等
トリムパークかなづ	多目的アリーナ	バスケットボール2面・バレーボール3面・バドミントン6面・卓球12台
	トレーニング室	トレーニング器具12種類
	会議室	2部屋
	多目的グラウンド	軟式野球1面・サッカー2面・ソフトボール4面
	弓道場	近似的4的
	ゲートボール場	屋根付3面・屋外3面
	テニスコート	オムニコート ナイター付4面・ナイター無し4面
	公園	
農業者トレーニングセンター	アリーナ	バレーボール2面・バドミントン8面・卓球9台
	トレーニング室	トレーニング器具9種類
	会議室	
金津B & G海洋センター	体育館	バスケットボール1面・バレーボール2面・バドミントン4面・卓球10台
	会議室	
市民武道館	武道館	剣道1面・柔道1面
湯のまちグラウンド	グラウンド	ソフトボール1面 ナイター設備

施 設 名	種 別	面積・設備等
金津中学校グラウンドナイター	ナイター設備	軟式野球 1 面・サッカー 1 面・ソフトボール 2 面
柿原グラウンド	グラウンド	硬式、軟式野球 1 面・ソフトボール 2 面
劔岳グラウンド	グラウンド	ソフトボール 1 面
国影グラウンド	グラウンド	ソフトボール 3 面・野球 1 面・サッカー 1 面・
本荘ゲートボール場	ゲートボール場	ゲートボール 2 面 ナイター設備
北潟湖カヌーポロコート	カヌーポロコート	常設 2 面・仮設 2 面
伊井公民館	講堂	バレーボール 1 面・バドミントン 2 面
劔岳公民館	体育館	バレーボール 1 面・バドミントン 2 面
坪江公民館	体育館	バレーボール 1 面・バドミントン 2 面
細呂木公民館	体育館	バレーボール 1 面・バドミントン 3 面
本荘公民館	大ホール	バドミントン 1 面

【施策の方針】

(1) 生涯スポーツの推進

▼スポーツ協会との連携・支援

スポーツ協会と連携し、市民体育祭をはじめとした市民スポーツ大会の事業内容が時代のニーズに即した効果的な大会となるよう研究するとともに、さらに多くの市民が参加する大会の開催に努めます。また、ニュースポーツ大会や各種スポーツ教室などが今後も継続的に開催されるよう支援するとともに、必要に応じて内容を検討し、市民のニーズを捉えた事業を展開します。

▼スポーツ団体の育成・支援

各種競技団体を育成・支援し、競技人口の確保に努めます。特に、総合型地域スポーツクラブ「あわらトリムクラブ」において、日常生活の中で気軽に取り組めるスポーツを推進するとともに、少子化の影響で減りつつあるスポーツ少年団や中学校部活動の受け皿になることや、子育て世代にスポーツの機会を提供するなど、多様なニーズに対応しながら、あわらトリムクラブの機能強化を図ります。

▼指導者の育成とスポーツ活動の安全確保

スポーツにとって優れた指導者の存在は不可欠であることから、スポーツ推進委員や各種競技団体、スポーツ少年団などの指導者の人材発掘に努めるとともに、研修会や講習会を開催

し、指導者の資質向上に取り組みます。また、スポーツにおけるリスクマネジメントの向上などの研修会を開催することで、スポーツ活動の安全確保につなげます。

▼体育施設の充実と効率的な活用

市民が気軽に安心してスポーツを楽しむことができるよう、体育施設の整備を行います。整備に当たっては、**障がいのある人**が気軽に安心してスポーツを行うことができるよう、バリアフリー化することはもとより、施設の料金体系や管理委託の枠組みを再構築し、利用者の利便性を向上させ、効率的な活用に取り組みます。

(2) スポーツによるまちづくり

▼地域資源を活用したスポーツ事業

あわらならではの魅力を体感できるマラソンやウォーキングなど、あわらの地域資源を活かしたスポーツ・健康づくり事業を検討します。

▼カヌー競技の普及と交流人口の拡大

国内外から多くの人に参加する国内最大規模のあわらカップカヌーポロ大会の開催を通して、交流人口の拡大を図ります。また、学校の授業やさまざまな体験イベントを通して、あわらならではの地域資源を活かしたカヌー競技の普及を行うとともに、小学生から高校生に至る一連の指導体制を整備し、世界に通用する**トップアスリート**の育成に努めます。

▼トップレベルのスポーツイベントの開催

2018年（平成30年）に開催した福井国体のレガシーを活かし、2021年（令和3年）に開催する全国高等学校総合体育大会に向け、県やスポーツ団体と協力しながら、市民にトップレベルのアスリートのプレーを身近に接することのできる機会を提供します。

また、2021年（令和3年）夏に開催される全国高等学校総合体育大会や東京オリンピック・パラリンピック関連イベントの開催を通して、市民のスポーツに関する機運を盛り上げるとともに、ボランティアでの参加を促し「観るスポーツ、支えるスポーツ」を推進します。

▼スポーツ情報の発信

スポーツに取り組む人が自身の身体特性を理解し、安全に効果的なトレーニングができるようスポーツ科学の情報を発信します。また、スポーツに限らず、誰もが健康で豊かな生活を送ることができるよう、身近な機会を捉えた気軽な運動に関する情報を発信します。

【指標・目標】

○手軽にスポーツに親しめる環境が整っていると考える市民の割合

46.2%（平成26年）→**44.7%**（令和元年）→50.0%（令和7年）

○ニュースポーツ参加者総数

936人（令和元年度）→1,200人（令和7年度）

■文化と芸術の振興



質の高い教育をみんなに



住み続けられるまちづくりを

【現状と課題】

文化財は先人たちの暮らしや歴史を知る上で、貴重な資料となります。しかしながら、適切な保護が行われない文化財も多く、劣化や散逸が進んでいるものも少なくありません。

一方で、文化財や伝統的な文化を地域づくりに生かそうという気運が高まりつつあるものの、中心となっているのが高齢者など特定の年齢層に偏っているため、幅広い年齢層が興味・関心を持つきっかけをつくる必要があります。

あわら市には、JR芦原温泉駅東側の桑野遺跡から出土した国の重要文化財「石製装身具類」や国指定史跡「吉崎御坊跡」など、多くの遺跡や文化財があります。これら貴重な文化財を後世に守り伝えていくためには、市民が市の歴史や文化について学ぶ機会を増やすとともに、文化財の保護と調査・研究を推進していくことが重要です。

このような中、「細呂木製鉄遺跡」については、地域に残された大切な遺産を後世に伝えたいと、地元有志による「たたら製鉄保存会」が発足し、遺跡の保存工事や遺跡前のミニパークが整備されました。現在は、市内の小学生を対象に製鉄実習を実施するなど、細呂木地区の歴史を伝えています。

また、四季折々に表情を変化させる自然の中で、さまざまな分野で活躍中の芸術家たちが、生活を営み、創作活動を行う金津創作の森美術館は、森のアートフェスタやクラフトマーケット、現代美術展など多彩な企画を通して全国的にも高い評価を受けています。今後も、他の美術館などがない独自のコンセプトを守りながら、市民を対象としたワークショップや芸術体験などの機会を設けて理解を深めていくことが求められています。

指定文化財一覧

(令和2年10月1現在)

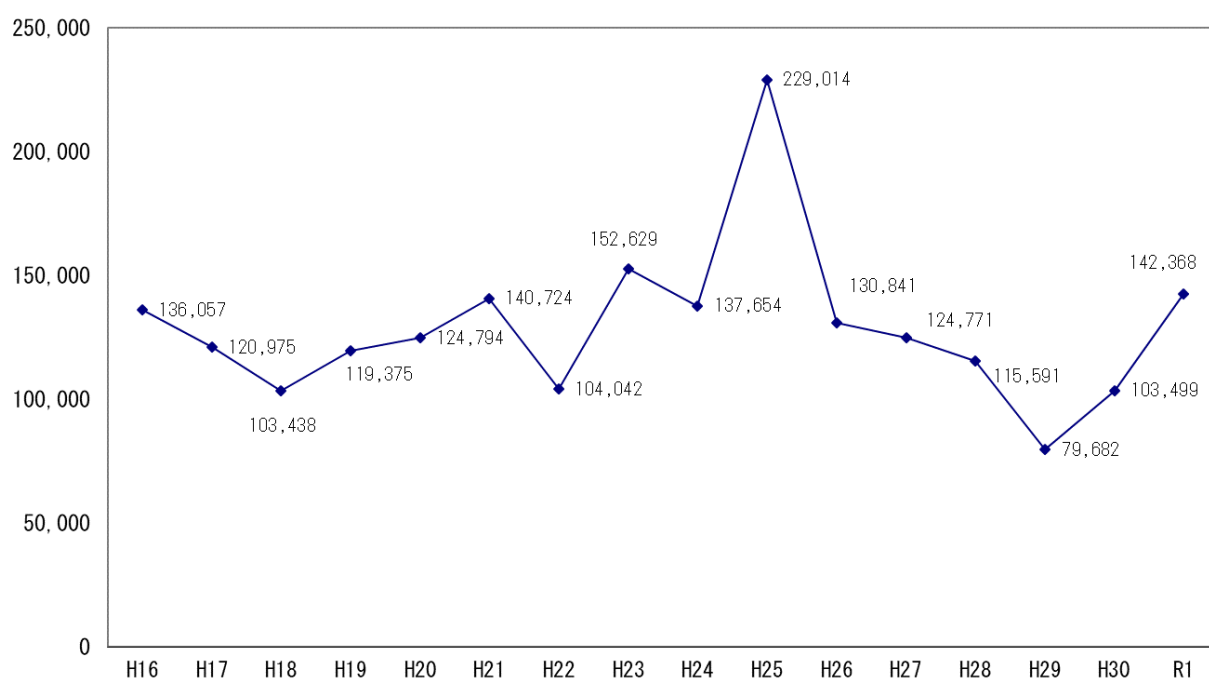
区分	種別	名称	所在地	管理者	指定・登録日
国重文	考古資料	桑野遺跡出土品 (石器・石製品)	郷土歴史資料館	あわら市	平成24. 9. 6
国	史跡	吉崎御坊跡	吉崎	東、西本願寺別院	昭和50. 2. 13
県	建造物	本荘春日神社本殿	中番下番入会地	春日神社	平成23. 3. 25
〃	史跡	横山古墳群	瓜生、中川	あわら市	昭和34. 9. 1
〃	〃	舟津貝塚	舟津	舟津区	昭和44. 4. 1
〃	〃	櫛古墳(石室)	櫛 八幡神社	櫛区	昭和48. 5. 1
〃	〃	千束一里塚	花乃杜三丁目	千束区	平成 2. 5. 8

区分	種別	名称	所在地	管理者	指定・登録日
県	絵画	紙本著色法然上人図像	下番	福圓寺	平成 7. 4. 21
〃	〃	絹本著色梅山間本禅師像	御簾尾	龍澤寺	平成29. 3. 31
〃	〃	絹本著色龍澤寺三祖像	〃	〃	〃
〃	〃	絹本著色法然上人像 附旧裏書	轟木	浄光寺	平成31. 3. 22
〃	彫刻	木造執金剛神像（吽像）	北潟	安楽寺	昭和32. 3. 11
〃	〃	石造狛犬（永正十二年銘）	沢 春日神社	沢区	平成29. 3. 31
〃	古文書・書跡・典籍	龍澤寺文書	御簾尾	龍澤寺	令和 2. 8. 4
〃	無形民俗	北潟古謡どっしゃどっしゃ	北潟	北潟民謡保存会	平成 6. 5. 20
市	建造物	輪転経蔵	下番	福圓寺	平成 2. 3. 20
〃	〃	念力門（本願寺吉崎別院）	吉崎一丁目	本願寺吉崎別院	平成11. 4. 22
〃	〃	伊井白山神社本殿	伊井	伊井 白山神社	平成14. 9. 10
〃	〃	多賀谷左近三経石廟 附供養五輪塔	柿原	あわらし	平成31. 1. 25
〃	絵画	武曾信濃守画像	瓜生	日源寺	昭和49. 12. 14
〃	〃	吉崎山古絵図	郷土歴史資料館	市教育委員会	昭和58. 3. 19
〃	〃	金津城溝江落城之図	郷土歴史資料館	〃	昭和58. 3. 19
〃	〃	弘法大師図像	北潟	安楽寺	平成 1. 12. 1
〃	〃	仏画（3幅対）	〃	〃	平成 1. 12. 1
〃	彫刻	阿弥陀如来座像	東山 神明神社	東山区	昭和53. 5. 26
〃	〃	薬師如来立像	中番下番入会地	春日神社	昭和56. 2. 20
〃	〃	阿弥陀如来立像	〃	〃	昭和56. 2. 20
〃	〃	薬師如来坐像	角屋 教授院	角屋区	昭和56. 2. 20
〃	〃	天部立像（2軀）	北潟	八雲神社	昭和56. 2. 20
〃	〃	薬師如来坐像	〃	〃	昭和56. 2. 20
〃	〃	阿弥陀如来坐像	赤尾 白山神社	赤尾区	昭和56. 2. 20
〃	〃	十一面観世音菩薩立像	北本堂 神明神社	観音堂	昭和57. 10. 19
〃	〃	広目天立像	〃	〃	昭和57. 10. 19
〃	〃	多聞天立像	〃	〃	昭和57. 10. 19

区分	種別	名称	所在地	管理者	指定・登録日
市	彫刻	大日如来坐像	北潟	安楽寺	平成 1. 12. 1
〃	工芸	静波双雀文鏡	櫛	個人	昭和48. 3. 15
〃	〃	漆塗椀	郷土歴史資料館	市教育委員会	昭和58. 3. 19
〃	〃	亀甲双雀文鏡	櫛	個人	昭和58. 3. 19
〃	〃	朱銀振分塗伊予札二枚胴具足 壱領	郷土歴史資料館	市教育委員会	平成 7. 4. 24
〃	考古資料	経筒	櫛	個人	昭和59. 3. 26
〃	歴史資料	溝江家家紋入旗幟	郷土歴史資料館	市教育委員会	平成 7. 4. 24
〃	〃	熊坂大仏	熊坂	熊坂区	平成11. 8. 10
〃	〃	指中の板碑	指中	指中区	平成27. 3. 10
〃	〃	仏徳寺天満神社石造狛犬 (2 対)	仏徳寺 天満神社	仏徳寺区	平成28. 12. 6
〃	〃	根上り神明神社石造狛犬 (1 対)	根上り 神明神社	根上り区	平成28. 12. 6
〃	〃	伊井白山神社石造狛犬 (1 対)	伊井 白山神社	伊井区	平成28. 12. 6
〃	〃	仲仕組創立記念之碑	春宮一丁目	あわら市	平成31. 1. 25
〃	無形民俗	金津祭	金津地区 (25区)	金津祭保存会	平成28. 5. 24
〃	史跡	雨夜塚	花乃杜一丁目	総持寺	昭和48. 3. 15
〃	〃	多賀谷左近の墓	柿原	柿原区	昭和48. 3. 15
〃	〃	柿原窯跡	山十楽	山十楽区	昭和48. 3. 15
〃	〃	細呂木関所跡	細呂木	個人	昭和48. 3. 15
〃	〃	熊坂専修寺跡	熊坂	熊坂区	昭和48. 3. 15
〃	〃	櫛石塔	櫛	個人	昭和48. 3. 15
〃	〃	金津城溝江館跡	大溝一丁目	妙隆寺	昭和58. 3. 19
〃	〃	堀江公番田館跡	番田	番田区	平成 3. 11. 1
〃	〃	旧北陸道	細呂木	あわら市	平成10. 2. 10
〃	〃	坂ノ下宿場口跡	花乃杜三丁目他	坂ノ下区	平成14. 8. 6
〃	〃	細呂木製鉄遺跡	指中	たたら製鉄遺跡保存会	平成30. 1. 12
〃	名勝	龍沢寺庭園	御簾尾	龍沢寺	昭和58. 3. 19

区分	種別	名称	所在地	管理者	指定・登録日
市	天然記念物	沢 春日神社の大杉	沢 春日神社前	沢区	昭和49. 12. 14
〃	〃	大鳥神社の大銀杏	花乃杜一丁目	下八日区	昭和49. 12. 14
〃	〃	ツバキ	中番下番入会地	春日神社	昭和54. 10. 27
〃	〃	サツキ群	二面	養善寺	昭和54. 10. 27
〃	〃	イチョウ	北潟	安楽寺	昭和54. 10. 27
〃	〃	イチョウ	二面	養善寺	昭和54. 10. 27
〃	〃	社叢林	赤尾 白山神社	赤尾区	昭和56. 2. 20
〃	〃	社叢林	井江葭	八幡神社	平成 3. 2. 28
〃	〃	吉崎のキンメイチク群	吉崎	吉崎地区	平成23. 3. 30
国登録	建造物	えちぜん鉄道本荘駅本屋	中番	えちぜん鉄道	平成23. 7. 25
〃	〃	吉崎御坊蓮如上人記念館七不思議堂主屋	吉崎	一般財団法人 本願寺文化興隆財団	平成24. 8. 13
〃	〃	吉崎御坊蓮如上人記念館七不思議堂供待及び塀	〃	〃	平成24. 8. 13
〃	〃	藤野巖九郎記念館（旧藤野家住宅主屋）	温泉一丁目	あわら市	平成25. 6. 21

金津創作の森入場者数の推移



【施策の方針】

(1) 文化財の保護と継承

▼文化財保存活用地域計画の策定と推進

地域の文化財をその周辺環境も含め社会全体で総合的に保護・活用していくために、まちづくりや観光分野とも連携したあわら市文化財保存活用地域計画の策定に取り組めます。

▼文化財の調査と保護・活用

吉崎御坊跡や神宮寺城跡、横山古墳群など各種文化財について調査などを行い、その成果を生かした保護と活用に努めます。

▼郷土歴史資料館の管理運営

市の歴史資料や文化財を収集・展示・紹介する郷土歴史資料館の適切な管理運営に努めるとともに、市民や来訪者が気軽に市の歴史について学べる企画展や講座などを開催して、市民に市の歴史や文化に対する誇りと愛着を醸成します。

(2) 文化の振興

▼文化振興事業の開催

伝統芸能イベントや文化祭などを通じて、市民が伝統芸能や文化活動に触れる機会をつくりながら、うるおいのある暮らしづくりを推進します。また、地域の子ども会と連携した事業を展開するなど、若い人たちへのアプローチを強化します。

▼文化活動団体の育成・支援

あわら市文化協議会の構成団体をはじめとする各種文化団体の活動を支援するとともに、新たな文化活動の育成に努めます。

▼伝統文化の継承と情報発信

神楽や太鼓、古謡など市内各地に伝わる伝統文化、芸能を市民共有の財産として意識付けを図り、その保護と継承への取り組みを支援します。また、地域ごとの特徴や暮らしなどあわら独自の文化の掘り起こしを行います。

▼祭りや伝統的な風習の維持・継承

あわら温泉街を彩る「芦原温泉春まつり」や、370年余りの伝統を引き継ぐ山車巡業と祭りばやしが特徴の「金津祭」、日用品で飾り物を作る「本陣飾り物」など地域に根付く祭や伝統的な風習を守り、次世代へ地域の誇りをつなぐため、地域の担い手の育成を支援します。

(3) 芸術の振興

▼金津創作の森美術館の充実

芸術家が創作の森に拠点を置き、創作活動を行うという金津創作の森のコンセプトを守りながら、現代アートやクラフト展、音楽コンサートを中心とした芸術の発信拠点として運営を行うとともに、芸術鑑賞、ものづくり体験事業などを開催し、市民の芸術文化に対する意識の

醸成に努めます。

また、企画展の開催に当たっては、企業との連携による実行委員会方式といった新たな開催方式を取り入れるなど、さらなる魅力度の向上を図ります。さらに、サブカルチャーやポップカルチャーなど、若者を含め、はじめて訪れた人が気軽に楽しめる芸術文化活動事業も検討しながら、芸術文化の充実を図ります。

【指標・目標】

○郷土歴史資料館入場者数

6,147人（平成26年度）→**5,516人（令和2年度）**→7,000人（令和7年度）

○金津創作の森入場者数

130,841人（平成26年度）→**142,368人（令和2年度）**→160,000人（令和7年度）

action 4

都市

生活基盤が整い、便利で快適な住みよいまち

第4節 action4 都市

～生活基盤が整い、便利で快適な住みよいまち～

■土地利用の適正化



飢餓をゼロに



陸の豊かさを守ろう



住み続けられるまちづくりを

【現状と課題】

嶺北北部都市計画区域に属するあわら市は、芦原温泉街と芦原温泉駅周辺の2つの市街地を中心に、北は日本海に面した畑作丘陵地帯、東は山々に抱かれた自然豊かな山間地、西南には県内でも有数の田園地帯である坂井平野を有しており、これまでこうした地域の特性を生かしながら適正な土地利用に努めてきました。

しかしながら、**人口減少や少子高齢化が進む中、自動車社会の進展や消費行動の変化などにより**中心市街地の空洞化が進行し、空き家や空き店舗、空き地などが目に付くようになり、まちとしての賑わいが低下しています。

このため、都市機能と自然環境が共存するまちづくりを目指して、土地利用の誘導を一層計画的に進める必要があります。

今後は、あわら市の都市基盤の中核である芦原温泉街と芦原温泉駅周辺の市街地を再生し、維持していくため、計画的な土地利用方針の下、少子高齢化に対応した住環境づくりや商業の活性化、歴史や文化を生かしたまちづくりを進める必要があります。

用途地域の指定状況（令和2年4月1日現在）

単位：ha	
種類	面積
第一種低層住宅専用地域	52.8
第一種中高層住居専用地域	94.7
第一種住居地域	145.2
近隣商業地域	41.2
商業地域	81.3
準工業地域	26.8
工業地域	36.0
工業専用地域	23.0
合計	501.0

農業振興地域の指定状況（令和２年４月１日現在）

							単位：ha
	農業振興 地域	農業用 施設用地	採草 放牧地	混牧林地	混牧林地 以外の 山林原野	その他	計
農用地区域	3,499	14	4	－	18	－	3,535
農用地区域外	347	－	－	－	963	1,492	2,802
合計	3,846	14	4	0	981	1,492	6,337

【施策の方針】

(1) 適正な土地利用の推進

▼計画的な土地利用の推進

快適で賑わいのあるまちの再生と地域特性に応じた市街地づくりを推進するため、都市計画マスタープランの推進や見直しを進めるとともに、立地適正化計画など各種計画に基づいた適正な土地利用の誘導に努めます。

▼農業振興整備計画の推進

農業振興整備計画を基本に、優良農地を確保しながら、関係機関と連携し農業振興施策を集中的に実施します。

▼地籍調査の推進

地籍調査により作成される地籍図、地籍簿その他の資料は、個人の土地取引から公的機関による開発まで、土地に関するあらゆる行為のための基礎データとなることから、調査事務の効率化を図りながら未実施地区における速やかな事業実施を推進します。

■道路交通網の整備



すべての人に健康と福祉を



住み続けられるまちづくりを

【現状と課題】

嶺北地方の交通の要衝であるあわら市では、北陸自動車道や国道8号、国道305号などの主要道路を軸に、主要地方道、県道、市道などが交通ネットワークを形成しています。

市全体の道路交通体系については、点在する地域資源を有機的に結ぶ道路の整備などを通して、広域的なネットワークを形成することが必要となっています。また、身近な生活道路については、誰もが安全で利用しやすい道路環境を実現するとともに、大雪や台風、集中豪雨などの異常気象に迅速に対応するため、きめ細やかなパトロール体制の整備が求められています。

国では、防災・減災、国土強靱化対策の新5カ年計画に基づき、国道8号バイパスなどの整備を進めています。

一方、県では、北陸新幹線の県内延伸に合わせ、新幹線軌道の東西を結ぶ都市計画道路南中央線の整備に着手するなど、幹線道路の整備が着実に進められています。

これら道路環境の整備に当たっては、大規模自然災害時における、ライフラインなどの被害を最小限に留めるためにも、救命救急、救援物資の輸送など道路交通ネットワーク機能を維持するとともに、道路環境の長寿命化が不可欠です。

市道においても計画的に整備を進めるほか、道路の重要施設である市内の橋りょう134橋についても、あわら市橋梁長寿命化修繕計画に基づき点検・整備を進めています。

今後は、多様化する市民ニーズと財政状況を勘案しながら、社会活動から生産活動まですべての活動の基盤となる道路の機能を最大限発揮できるような交通ネットワークを構築することが重要です。

国道・県道の状況（令和2年4月1日現在）

道路種別	管理者	路線数	延長(m)
国道8号	国	1	9,344
国道305号	福井県	1	11,278
主要地方道	福井県	4	24,650
一般県道	福井県	14	46,281
合計		20	91,553

市道の状況（令和2年4月1日現在）

道路種別	管理者	路線数	実延長(m)
1級	あわら市	46	59,154
2級	あわら市	35	28,698
その他	あわら市	905	245,655
合計		986	333,507

都市計画道路の状況(令和2年4月1日現在)

路線番号	路線名	計画幅員(m)	計画延長(km)	整備済延長(km)	未整備延長(km)	整備率(%)
3・3・1	東縦貫線	28	9.94	0.00	9.94	0.0%
3・4・3	嶺北縦貫線	16、18	2.88	2.88	0.00	100.0%
3・4・5	金津三国線	16、8～14	5.44	2.77	2.67	50.9%
3・5・18	芦原湯町駅前線	15	0.07	0.07	0.00	100.0%
3・6・19	芦原三国線	11、16、12	0.28	0.00	0.28	0.0%
3・6・20	福井大聖寺線	11、12	1.61	1.17	0.44	72.7%
3・4・21	西環状線	16	0.99	0.68	0.31	68.7%
3・6・22	芦原駅前中央線	11、12	0.8	0.40	0.40	50.0%
3・5・23	芦原中央線	12、11	1.09	1.09	0.00	100.0%
3・6・24	芦原縦貫線	11	0.57	0.57	0.00	100.0%
3・5・25	舟津二面線	12	0.81	0.47	0.34	58.0%
3・4・27	東環状線	16	0.95	0.95	0.00	100.0%
3・4・28	市姫線	16、12	1	0.34	0.66	34.0%
3・6・29	金津細呂木線	11、12	0.97	0.97	0.00	100.0%
3・5・30	金津川上線	12、8	4.05	3.95	0.10	97.5%
3・4・31	南中央線	18、14～21	1.71	1.29	0.42	75.4%
3・6・33	新六日線	8、11、6	1.34	1.34	0.00	100.0%
3・4・34	住吉線	16	1.41	1.41	0.00	100.0%
3・6・35	下新橋線	12	0.85	0.36	0.49	42.4%
3・6・36	金津芦原線	8	0.87	0.87	0.00	100.0%
3・4・37	芦原吉崎大聖寺線	16、14.5、9	0.57	0.57	0.00	100.0%
3・5・38	吉崎金津線	12、16	0.81	0.81	0.00	100.0%
3・4・39	吉崎塩屋線	16	0.08	0.08	0.00	100.0%
3・5・63	芦原温泉駅西口線	14	0.18	0.00	0.18	0.0%
3・5・64	芦原温泉駅東口線	14	0.1	0.00	0.10	0.0%
7・6・1	山室伊井線	8	0.52	0.52	0.00	100.0%
7・6・2	湖岸線	9	0.57	0.04	0.53	7.0%
7・5・5	舟津バイパス線	12	0.34	0.00	0.34	0.0%
7・5・6	春日通り	12	0.42	0.00	0.42	0.0%
7・5・7	とも川通り	12	0.42	0.00	0.42	0.0%
8・6・2	東西自由通路	8	0.12	0.00	0.12	0.0%
合計	31路線		41.76	23.6	18.16	56.5%

【施策の方針】

(1) 幹線道路の整備

▼国道の整備促進

福井県の大動脈ともいえる国道8号 **県境部の事業推進**と福井バイパスの4車線化については、**国土強靱化の観点からも**国に対し1日も早い完成を強く要望し、県などの関係機関と協力しながら、事業の早期実現に努めます。

また、国道305号についても、必要に応じ改良の働きかけを行います。

▼県道の整備促進

都市計画道路南中央線の建設促進をはじめ、芦原温泉停車場北野線や芦原温泉停車場線、北潟湖畔自転車道線、水口牛の谷線、北野松岡線などあわら市と近隣市町を結ぶ主要地方道や一般県道の**整備促進**について県に働きかけます。

(2) 市道の整備

▼市道・橋りょうの改良

市民の暮らしに欠かせない生活道路である市道は、日常生活の利便性の向上と安全に考慮した整備を進めます。

1 級路線及び 2 級路線については、地域間を結ぶ重要な道路であることから、交通量や舗装の損傷状況に考慮しながら計画的に改良を進めます。特に、市を縦横断する主要路線に加え、国道 8 号や 305 号、県道福井加賀線、福井金津線、芦原丸岡線など主要な県道へのアクセス道路については、重要物流路線として、優先的に舗装修繕を実施します。

また、その他の道路については、集落内の損傷状況などに応じ、適宜補修します。

橋りょうについては、定期点検を踏まえた長寿命化計画に基づき改修を進め、機能の確保およびライフサイクルコストの削減を図ります。

▼雪に強い道づくり

交通量が多く、積雪時において車両の円滑な走行や歩行者の安全に支障が生じる恐れのある市道については、融雪装置などの整備を推進します。

また、敷地内の排雪マナーの周知や、路上駐車など道路除雪の支障となる行為の注意喚起を促すとともに、地域の除雪体制が整うよう地域との連携を強化します。

(3) 道の駅の整備

▼道の駅の整備と運営

あわら市北部エリアの新たな地域振興や観光の拠点として、2023 年（令和 5 年）春のオープンを目指し吉崎地区に道の駅「蓮如の里あわら」整備します。整備に当たっては、このエリアの強みや特徴を最大限に活かし、個性的、魅力的な道の駅とするとともに、特産品などの販売や情報発信機能を充実させ、地域産業の振興につなげます。

また、管理運営については、経営の効率化や地域との関わりなどを重視しながら検討します。

【指標・目標】

○道路が効率的・効果的に整備されていると考えている市民の割合

42.5%（平成 26 年）→**42.7%（令和元年）**→**50.0%（令和 7 年）**

○都市計画道路の整備率

56.5%（平成 26 年度）→**56.5%（令和元年度）**→**62.0%（令和 7 年度）**

■新幹線開業に向けたまちづくり



産業と技術革新の基盤をつくろう



住み続けられるまちづくりを

【現状と課題】

2015年（平成27年）3月の北陸新幹線金沢開業は、交流人口を拡大し、観光振興や企業立地、新たな産業の創出などを促進し、地域経済に大きな効果をもたらしました。北陸新幹線敦賀延伸は、100年に一度ともいえる市勢発展の大きなチャンスです。市では、北陸新幹線開業に向け、2023年（令和5年）春を目標に芦原温泉駅周辺整備を進めています。

引き続き、福井県の北の玄関口にふさわしいターミナル機能の充実や駅周辺のまちづくりを進めるとともに、新幹線開業効果を最大限に引き出し、市内全域に波及・拡大させる仕組みを構築し、新たなビジネスチャンスの拡大やさらなる雇用の創出につなげていく必要があります。

また、北陸新幹線開業に合わせてＪＲから経営分離される並行在来線についても、先行事例を参考に、県や市町、民間事業者などの関係団体と連携しながら、よりよい運営方法を検討する必要があります。

【施策の方針】

(1) 北陸新幹線開業に向けた周辺整備

▼北陸新幹線の整備促進

北陸新幹線敦賀延伸に向けて、福井県や関係機関と連携しながら、建設事業などの業務を支援するとともに、沿線の環境整備に努めます。

また、敦賀・新大阪間の早期全線開業についても、政府などの関係機関に強力に働きかけを行います。

▼芦原温泉駅周辺の整備

北陸新幹線芦原温泉駅開業に向け、駅および駅周辺を福井県の北の玄関口にふさわしい交通結節点として魅力あふれるエリアへと整備します。アクセス道路や交通ロータリーなどの基盤整備を進め、駅利用者の利便性を高めるとともに、西口広場に整備する賑わい施設（屋根付き広場、賑わいホール、魅力体感施設など）を活かした物販やイベントの開催、魅力の発信を行い、賑わい創出や交流人口の拡大につなげます

また、周辺においても、さらなる民間資本の投入を促進するような環境づくりに努めます。

▼並行在来線への対応

北陸新幹線開業に合わせてＪＲから経営分離される並行在来線や駅の運営については、福井県や沿線市町、関係機関などで構成する並行在来線対策協議会と連携し、健全な運営と生活

に密着した地域鉄道としての利便性の向上を図ります。

(2)新幹線開業後のまちづくり

▼新幹線開業後のまちづくり

新幹線開業効果を一過性のものとしないう、開業後も観光事業者や交通事業者、農商工業者、関係団体、各地域と連携しながら、市内各地での観光資源の磨き上げや新たな観光商品の開発、効果的な情報発信に努め、リピーターの増加やビジネスチャンスの拡大、さらには市民生活の向上につなげます。

▼駅周辺の新たな活性化策の検討

北陸新幹線開業後のさらなる活性化に向け、市内において、新たな創業や民間資本の活用促進などについて検討します。

■機能的なまちの整備と景観への配慮



住み続けられるまちづくりを

【現状と課題】

快適で機能的な都市環境を実現するためには、住環境はもちろんのこと、道路や上下水道をはじめ、公園、緑地その他の社会基盤が計画的に整備される必要があります。

市内に整備されている公園や緑地、広場は、市民の憩いの空間として利用されていますが、これからのその機能を維持し、向上させていくため、指定管理者による管理や地元住民との共働による管理を検討する必要があります。

一方、まちづくりを進める上で、近年、景観の保護や創出といった景観への取り組みが重要視されています。あわら市では、景観条例に基づき、景観基本計画および景観計画を策定し、豊かな自然やまちなみ、農村風景などあわら市ならではの景観に対する考え方や保護の方針、活用の方法などを明らかにしました。今後も、市民や事業者、市が一体となってこれらの指針に沿った景観まちづくりに対する取り組みを進めることが重要です。

また、公共交通機関の充実も快適な都市環境実現のための重要な要因の一つです。**新幹線開業後には広域公共交通ネットワークの形成を推進するため、多言語案内標識の設置や、主要交通拠点からの二次交通の整備を進めることも重要です。**市内には、J R北陸線とえちぜん鉄道三国芦原線の鉄道路線や、京福バスが運行していますが、J Rを除く各路線は、経営維持のための支援が必要となっています。さらに、J R北陸線も北陸新幹線開業後は、第3セクターによる並行在来線に運営が移行し、経営には市も関わることとなります。

このほか、2012年（平成24年）度から実施しているデマンド方式による乗合タクシーは、市民の身近な足としてより快適で便利となるよう市民ニーズに合わせて改善を図っていく必要があります。

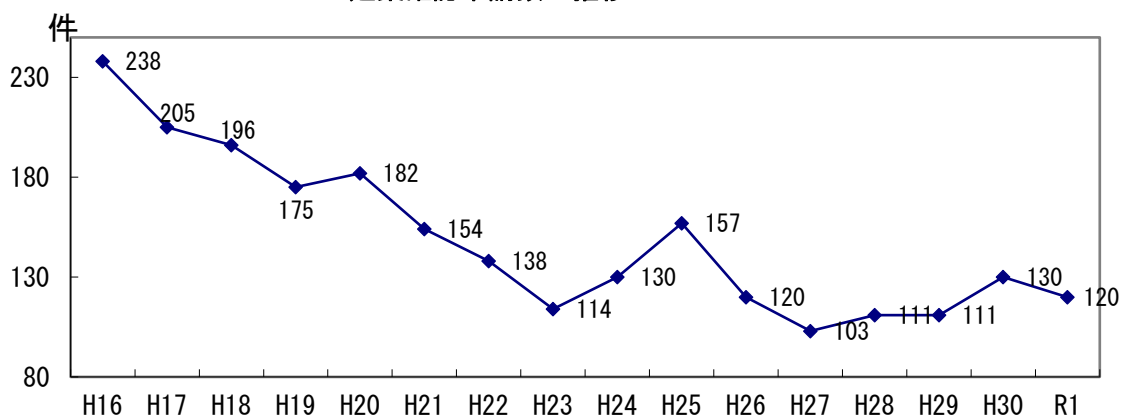
都市公園の種別および名称（令和2年4月1日現在）

			単位：ha		
種別	公園名	共用面積	種別	公園名	共用面積
街区	ゆうゆうパーク	0.62	街区	汀児童公園	0.28
	舟津温泉公園	0.27		向山児童公園	0.30
	田中温泉公園	0.16		名泉郷児童公園	0.52
	温泉発祥地公園	0.13		坂ノ下児童公園	0.22
	東公園	0.18		昭和公園	0.80
	西公園	0.19		住吉街区公園	0.17
	二面1号公園	0.22		新用街区公園	0.19
	二面2号公園	0.19		新街区公園	0.17
	二面3号公園	0.20		若葉台街区公園	0.15
	中央児童公園	0.24	近隣	クレヨンランドかなづ	1.29
	駅前児童公園	0.23	地区	北潟湖畔公園	4.94
	春日児童公園	0.05	総合	トリムパークかなづ	20.00
合計				24	31.71

市営住宅の状況

団地名	建設年度	構造	戸数	単位：㎡
				敷地総面積
二面温泉団地	S31	木造平屋	10	6,502.16
二面元村団地	S30	簡易耐火	4	406.61
国影団地	S41～42	木造平屋	14	2,739.00
田中々団地	S49～53	簡易耐火	48	5,656.06
稲越団地	S38～42	木造平屋	60	14,339.09
馬場団地	S45～46	簡易耐火	40	5,189.89
稲越第二団地	S47	簡易耐火	10	1,388.18
稲越（鉄筋）	S52	鉄筋4階	24	2,217.60
旭団地第1棟	S54	鉄筋4階	24	1,149.09
旭団地第2棟	S55	鉄筋4階	24	
馬場第二団地	S48	鉄筋4階	40	3,101.82
北金津団地	S61	鉄筋4階	24	4,300.00
計			322	46,989.50

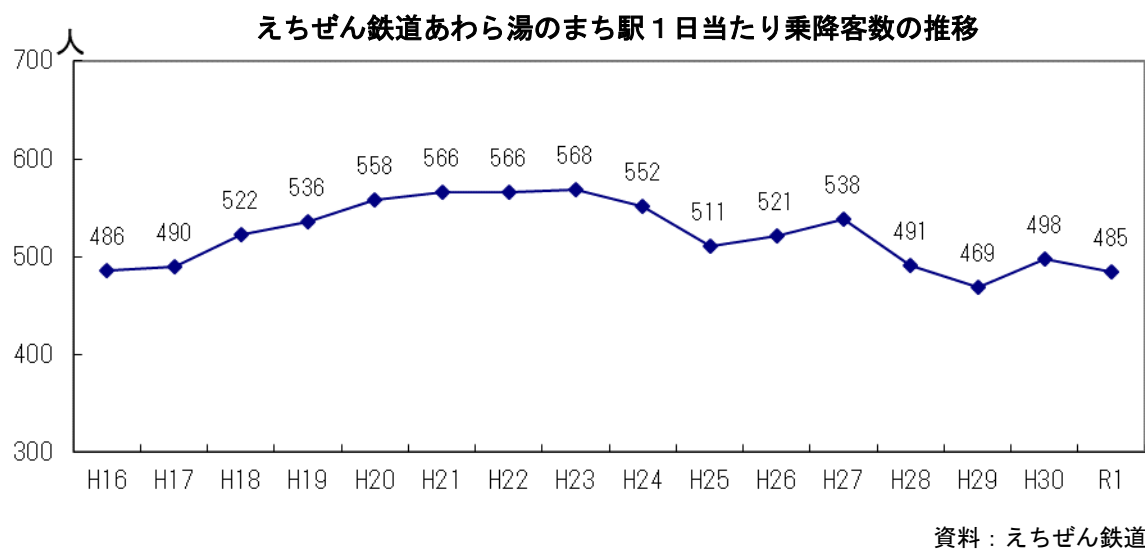
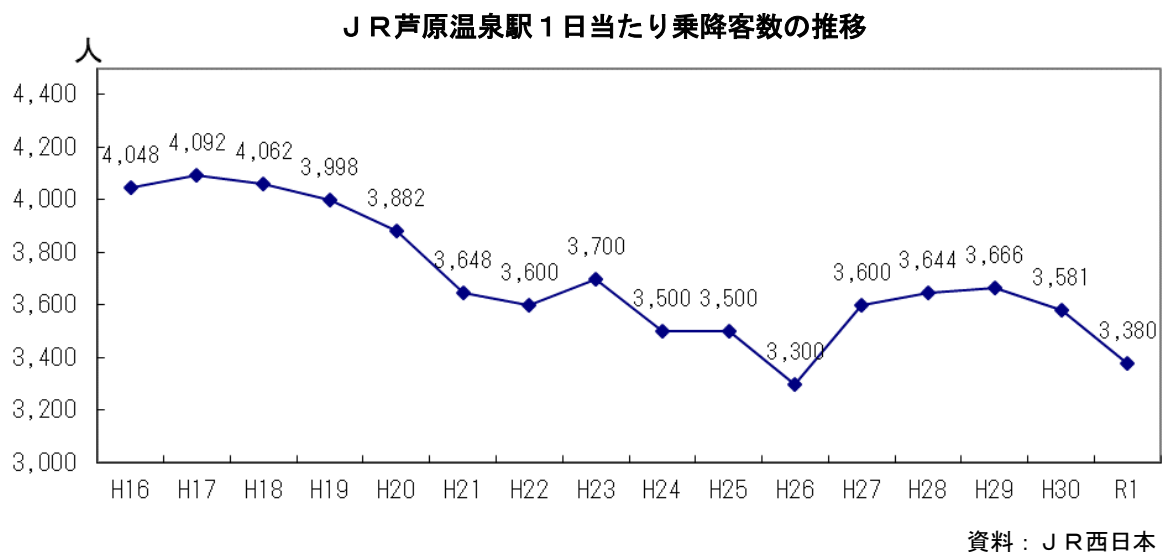
建築確認申請数の推移



資料：福井県三国土木事務所

市営駐車場（有料）の状況

施設名	方式	台数
芦原温泉西口立体駐車場	時間制	300
芦原温泉駅東口駐車場	時間制	89
	月極	60
芦原温泉駅東口交通広場駐車場	月極	22
向ヶ丘駐車場	月極	40
湯のまち駅南口駐車場	時間制	165



【施策の方針】

(1) 公園の整備

▼都市公園・緑地の**良好な**管理

誰もが安全で快適に利用できるよう公園や緑地、広場の**適正管理**を行うとともに、市民との共動による美化活動を推進しながら、良好な維持管理に努めます。

(2) 住環境の整備

▼市営住宅の適正な管理

市営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、耐用年数が経過したものについては、需要動向や地域の実情などを踏まえ、用途廃止や長寿命化などを**実施**します。

▼快適な住環境の整備促進

安心・安全な住環境の形成や良質な民間住宅の供給を促すために、既存住宅の耐震化やアス

ベストなどの調査に対する助成を行います。

(3) 駐車場等の整備

▼市営駐車場の管理運営

J R 芦原温泉駅やえちぜん鉄道あわら湯のまち駅などの駅周辺や市街地に整備した市営駐車場の適正な管理運営に努めます。

▼西口立体駐車場の管理運営

新幹線開業に伴い整備した西口立体駐車場については、市内外からの利用者を拡大するため、利用拡大に向けたPRを行うとともに、利用者の声に耳を傾けながら、利便性の向上を図ります。

▼市営駐輪場の整備と管理運営

J R 線各駅やえちぜん鉄道各駅などに併設した市営駐輪場の適正な管理運営を行うとともに、放置自転車対策に努めます。

(4) 美しい景観と快適な暮らしの実現

▼景観計画の推進

景観基本計画および景観計画に基づき、海、山、川、湖などの自然環境や固有の建造物の保全と活用、河川の水質保全や生活環境の改善など、豊かな自然と景観に配慮したまちづくりを推進します。

▼美しい景観づくりのための規制と誘導

景観条例に基づき、芦原温泉駅周辺と芦原温泉街を景観形成重点地区に指定しています。このうち、駅周辺については、「J R 芦原温泉駅周辺地区景観まちづくりガイドライン」や「J R 芦原温泉駅周辺地区建築ガイドライン」で、地区内における建築物や工作物などの基準を設けることにより、良好な景観の形成と維持を誘導します。

▼市民・事業者との連携による景観活動の推進

フラワーサポート協議会の活動や花いっぱい運動など市民団体や地域が主体となって行う景観活動を支援するとともに、市民や事業者、市が連携して美しい景観まちづくりを進めるための仕組みづくりを推進します。

(5) 公共交通体系の充実

▼デマンド方式による公共交通の運行

乗合タクシーを利用したデマンド交通の運行について、利用者のニーズなどを把握しながら、一層の充実を図ります。

▼公共交通の利用促進

自家用車への依存を緩和し、公共交通機関の利用促進を図るため、電車やバスに対する運行

支援を行い、案内看板や時刻表などの多言語案内標識の環境整備を進めるとともに、パークアンドライドやシェアサイクルなど自転車利用の環境整備を推進します。

▼広域公共交通ネットワークの形成

芦原温泉駅と主要な観光地のネットワーク化を図り、利便性を向上させるため、鉄道、バス、タクシー、レンタカー、レンタサイクル、さらにはあわらぐるっとバスといったさまざまな移動サービスを一体的に提供する観光型MaaS※の構築を進めることで、主要交通拠点からの二次交通の充実に努めます。

▼自転車活用推進計画の推進

2020年（令和2年）度に策定した自転車活用推進計画に基づき、日常の利用だけでなく、健康づくりや観光の視点から見た自転車の効用を普及啓発するとともに、自転車を利用しやすい環境づくりを推進します。また、北潟湖畔サイクリングロード（北潟湖畔自転車道線）などのモデルコースを活用したサイクリングイベントの企画を検討します。

【指標・目標】

○公共交通機関が効果的に運行されていると考える市民の割合

24.8%（平成26年）→**28.8%（令和元年）→30.0%（令和7年）**

○景観に配慮したまち並み整備が行われていると考える市民の割合

22.3%（平成26年）→**25.5%（令和元年）→30.0%（令和7年）**

※MaaS（マース）

Mobility as a Service（モビリティ・アズ・ア・サービス）の略で、あらゆる交通手段における接続をスムーズにし、移動をする際の不便さ、複雑さを解消する新たな移動の概念のこと。観光型MaaSによって、観光客の回遊性の向上を図ることが可能になる。

■上水道事業の運営



安全な水とトイレを世界中に

【現状と課題】

本市の水道事業は、市の一般会計からの多額の補助を受けなければ運営が成り立たない状況にあります。人口減少や節水機器の普及により水道料金などの収入が今後も減少することが見込まれる中、高度成長期に整備した水道施設の多くが更新時期を迎えるなど、水道事業を取りまく環境はこれまで以上に厳しいものになると予測されます。

また、大地震や豪雨による水道施設の被害が全国各地で発生しており、施設の耐震化などの災害対策も必要です。

こうした直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図ることで、将来にわたって安全で安心な水道水を供給し続けていく必要があります。

上水道の現状（令和2年3月31日現在）

区分	給水人口 (人)	総配水量 (m ³)	有収水量 (m ³)	1日平均配水量 (m ³)
市営上水道	25,019	3,892,479	3,230,232	10,664
財産区上水道	2,784	1,022,307	997,908	2,800
合計	27,803	4,914,786	4,228,140	13,464

【施策の方針】

(1) 上水道の整備・運営

▼水道施設の維持管理と運営

安全で安心な水を供給するため、水道施設の適切な維持管理に努めます。

▼水道施設の計画的な更新

水道施設の耐震化を推進し、災害に強い施設の整備に努めるとともに、老朽化した施設の更新を計画的に行いながら、安全で安心な水道の供給に努めます。

▼水道事業会計の健全化

水道事業を取り巻く経営環境がますます厳しくなる中、実効性のある投資計画と財政計画を策定し、安定した経営を行うよう努めるとともに、龍ヶ鼻ダムから配水される契約水量の見直しを県に求めます。

【指標・目標】

○安全でおいしい水が供給されていると考える市民の割合

78.4%（平成26年）→83.3%（令和元年）→85.0%（令和7年）

■下水道事業の運営



安全な水とトイレを世界中に

【現状と課題】

下水道は、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るため欠くことができない、公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

あわら市では、下水道の未普及地区解消に向けて公共下水道施設の計画的な整備を進める一方で、今後増加する老朽化施設の計画的な改築や更新、長寿命化に取り組んでいく必要があります。

また、大地震や豪雨による下水道施設の被害が全国各地で発生しており、施設の耐震化など災害対策も必要です。

一方、雨水排水対策については、近年頻発する集中豪雨などを考慮し、都市排水路の整備のほか、雨水幹線の整備を計画的に実施することが重要です。

本市の公共下水道事業は、市の一般会計から多額の補助を受けなければ運営が成り立たない状況にあります。今後は、人口減少や節水機器の普及による下水道使用料収入の減少、企業債償還金の増加など厳しい財政状況が見込まれる中、こうした課題に対応し、将来にわたって安全で安心な下水道サービスを提供していく必要があります。

公共下水道の整備状況（令和2年3月31日現在）

区分	数量	単位
総人口	27,902	人
公共下水道区域内人口	27,793	人
供用人口	26,851	人
計画面積	1,499.0	ha
整備面積	1,249.9	ha
処理面積	1,249.9	ha
管渠延長	302,394	m
公共下水道区域内人口普及率	96.6	%
整備率	83.4	%
水洗化人口	25,164	人
水洗化率	93.7	%
総処理水量	4,484,868	m ³
一日平均処理水量	12,254	m ³
有収水量	3,562,357	m ³

【施策の方針】

(1) 下水道の整備・運営

▼公共下水道の維持管理と運営

衛生的で快適な生活環境の実現に向け、下水道施設の適切な維持管理に努めます。また、公共下水道を取り巻く経営環境がますます厳しくなる中、実効性のある投資・財政計画を策定しながら、安定した経営を行うよう努めます。

▼下水道の整備促進

公共下水道整備計画に基づき、未整備区域における下水道の整備を効率的かつ計画的に行います。

▼浸水被害の軽減

近年、下水道の計画降雨を超える集中豪雨が多発していることから、雨水排水施設の適切な管理や計画的な整備を進めるなど、浸水被害の軽減を図ります。

▼浄化槽の整備促進

下水道処理計画区域外に対しては、合併処理浄化槽の設置費用の一部助成を行い、衛生的で快適な生活環境の実現に努めます。

【指標・目標】

○計画区域内公共下水道接続率

91.0%（平成26年度）→**93.5%**（令和元年度）→**95.0%**（令和7年度）

○下水道使用料収納率

97.5%（平成26年度）→**97.7%**（令和元年度）→**100.0%**（令和7年度）

action 5

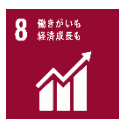
経済産業

働く喜びを伝え、にぎわいと活力で満ちたまち

第5節 action5 経済産業

～働く喜びを伝え、にぎわいと活力で満ちたまち～

■観光の振興



働きがいも経済成長も

【現状と課題】

あわら市には、福井県随一の温泉郷で「関西の奥座敷」とも称されるあわら温泉を核に、湯のまち広場に集積する観光施設や、吉崎御坊跡、北潟湖、金津創作の森美術館、あわら夢ぐるまなどの観光スポットが点在しています。

また、多くの観光客を集める東尋坊や大本山永平寺、恐竜博物館といった県内有数の観光名所も、あわら市から車で30分圏内の近郊に存在し、広域的な観光圏の形成も可能となっています。

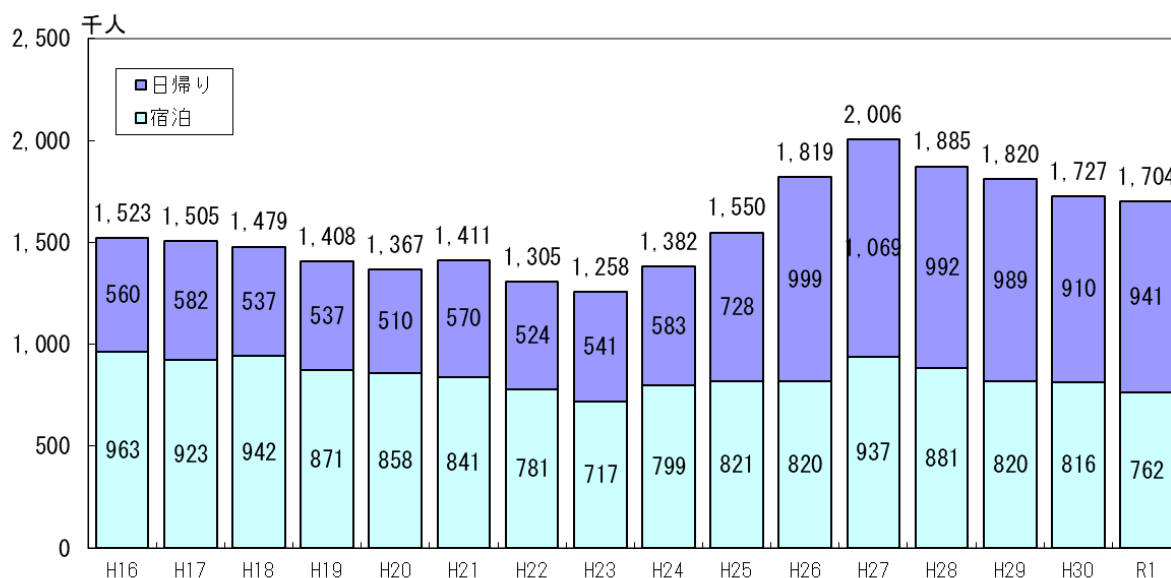
さらに、あわら市を含む越前・加賀地域は、歴史や文化、宗教などで共通する部分が多く、連携した魅力の創造と情報の発信が可能となっています。

北陸新幹線金沢開業効果により、あわら市内の観光入込客数は20年ぶりに200万人を突破し、宿泊客は93万7千人に達しましたが、これも徐々に落ち着く中、2020年（令和2年）には世界的な新型コロナウイルス感染症流行の影響から、本市の観光業も大きな打撃を受けることとなりました。

今後は、こうした感染症対策を万全にしながら北陸新幹線芦原温泉駅開業を見据え、その開業効果を最大限に生かすため、本市の自然・歴史・文化・食などの素材を活かした観光資源の磨き上げに加え、東京オリンピック・パラリンピックや大阪・関西万博の開催などインバウンド需要に対応した、「和心あふれる国際的な感幸地」を創造していかなければなりません。

このため、観光事業者や交通事業者、観光協会、地域、市民、行政が一体となって、時代に即応した旅行商品の造成と流通、イベントの企画、新たな地域ブランド商品の開発、情報発信の強化、さらには観光人材の育成といった取り組みが必要となっています。

あわら市の観光入込客数の推移



【施策の方針】

(1) 地域主体の観光まちづくりの推進

▼国際的な観光まちづくりの推進

高い経済波及効果や雇用創出効果など裾野の広い産業である観光について、地域活性化とまちづくりの牽引役と位置付け、地域主体で取り組む観光まちづくりを推進します。また、誰もが温泉・食・人で心と体が笑顔になる観光地の創造に努めるとともに、マーケティングに基づく効果的な事業を展開し、国内外から広く観光客を受け入れる観光まちづくりを推進します。

さらに、観光が地域に及ぼす影響の「見える化」や観光に対する理解などを促進し、市民自身の快適な暮らしにつながる持続可能な観光施策を展開します。

▼あわら温泉と観光資源の磨き上げ

あわら温泉の魅力をさらに磨き上げ、あわらならではの自然、歴史・文化、食などの地域資源に新たな付加価値を付けることにより、観光客の心をつかむ観光地づくりを進めます。また、市内各地の観光資源を掘り起こし、磨き上げることによって、市内全域の魅力の底上げを図るとともに、市民のシビックプライドの醸成を促進します。

さらに、あわら観月の夕べや北潟湖畔花菖蒲まつり、あわら湯かけまつりなどのイベントが、あわらならではの魅力的な企画となるよう一層の磨き上げを行います。

▼観光まちづくりを担う人材の育成

観光を手段として自分たちが直面する課題を解決し、誇れる産業や地域づくり、地域のブランド化に取り組む人材の発掘・育成に努めるとともに、人的なネットワークづくりを推進することにより、観光まちづくりの基盤となる人づくりを支援します。また、観光客のニーズに応

じた情報を的確に提供できる観光コンシェルジュを育成するほか、観光事業者のみならず、市民のおもてなし意識の醸成を図り、市民や事業者、行政が一体となって観光まちづくりに取り組むための体制の充実に努めます。

(2) 観光誘客の推進

▼着地型観光・滞在型観光の推進

体験型、交流型旅行ニーズの高まりを踏まえ、農家や企業、漁業者などと連携し、本市の特産品である野菜・果物の収穫体験や酪農体験、波松海岸で行う観光地引き網など、本市の特性を活かした体験プログラムを造成し、地域振興に寄与する着地型・滞在型観光の充実に努めます。

▼戦略的な情報発信

北陸新幹線芦原温泉駅開業や中部縦貫道全線開通を見据えて、関西・中京圏だけでなく、首都圏や、さらには海外の観光客を新たなターゲット層として捉え、インターネットやSNSを活用した効果的な情報発信の強化を図ります。

▼インバウンド誘客の推進

観光パンフレットやホームページの外国語表記、キャッシュレス決済、Wi-Fi環境の整備などを進めるとともに、外国人観光客の視点に立った受け入れ環境整備を進めます。また、外国人観光客が興味を持つ旅行商品を開発するとともに、越前加賀インバウンド推進機構はもとより、県や福井県観光連盟、観光事業者、JRなどの交通事業者との連携を強化し、国、地域などのターゲットに応じた情報発信、コンテンツの充実など海外における誘客PRを展開します。

(3) 推進体制の強化と連携

▼観光事業者等との連携強化

観光振興の中核的組織である観光協会との連携体制の一層の強化を図るとともに、商工会や観光事業者、JRなどの交通事業者、地域のまちづくり団体など一体となって観光施策を展開し、持続的な地域経済の活性化を図ります。

▼広域観光の推進

あわら市の周辺には、東尋坊や大本山永平寺、越前海岸、恐竜博物館など、全国的にも知名度の高い魅力的な観光資源が数多く存在します。これらの観光地へのアクセスに優れたあわら温泉を、旅行の宿泊拠点と位置付けた広域観光を推進するため、近隣市町や中部縦貫自動車道沿線市町との連携を強化し、来訪者の視点に立った観光誘客に努めます。

(4) 地域資源、観光施設の維持管理

▼地域資源の活用

あわら温泉の宝である74本の泉源を将来にわたって引き継いでいくため、芦原温泉泉源保護協会と連携しながら、**泉源**の適正な管理と利用を促進します。

また、**歴史的な価値のある地域の文化財などを結びつけ、ストーリー性を持たせることにより文化財の観光資源化を図ります。**

▼観光施設等の整備と管理

あわら温泉湯のまち広場やセントピアあわら、北潟湖畔花菖蒲園、刈安山森林自然公園など、市が管理する観光施設のマネジメントを適切に実施するとともに観光客が利用する公共施設について、来訪者の満足度を高めるための**機能強化や利活用に必要な整備を行うなど、適切な管理運営に努めます。**

また、(仮称) 芦原温泉駅西口賑わい施設は、あわら市の北の玄関口にふさわしい新たなランドマークとして、観光客などの駅利用者や地域住民が、集い、賑わい、憩い、そして福井エリアの旅の発着点として広く利用するよう、市内外の魅力や観光スポットを幅広く紹介するなど、周遊・滞在型観光の拠点となるような施設として整備し、効果的に管理運営します。

このほか、あわら市北部エリアの新たな地域振興や観光の拠点として整備する、道の駅「蓮如の里あわら」は、単なる通過点としてではなく、来訪者が楽しめる道の駅として管理運営します。

【指標・目標】

○観光入込客数

181万9,200人（平成26年）→**170万3,500人（令和元年）→220万人（令和7年）**

○宿泊観光客数

80万8,300人（平成26年）→**76万2,100人（令和元年）→100万人（令和7年）**

○外国人宿泊客数

1万5,700人（令和元年）→5万人（令和7年）

○観光地としての魅力があるとする市民の割合

23.2%（平成26年）→**30.2%（令和元年）→40.0%（令和7年）**

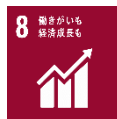
■農業の振興



飢餓をゼロに



産業と技術革新の基盤をつくろう



働きがいも経済成長も



陸の豊かさも守ろう

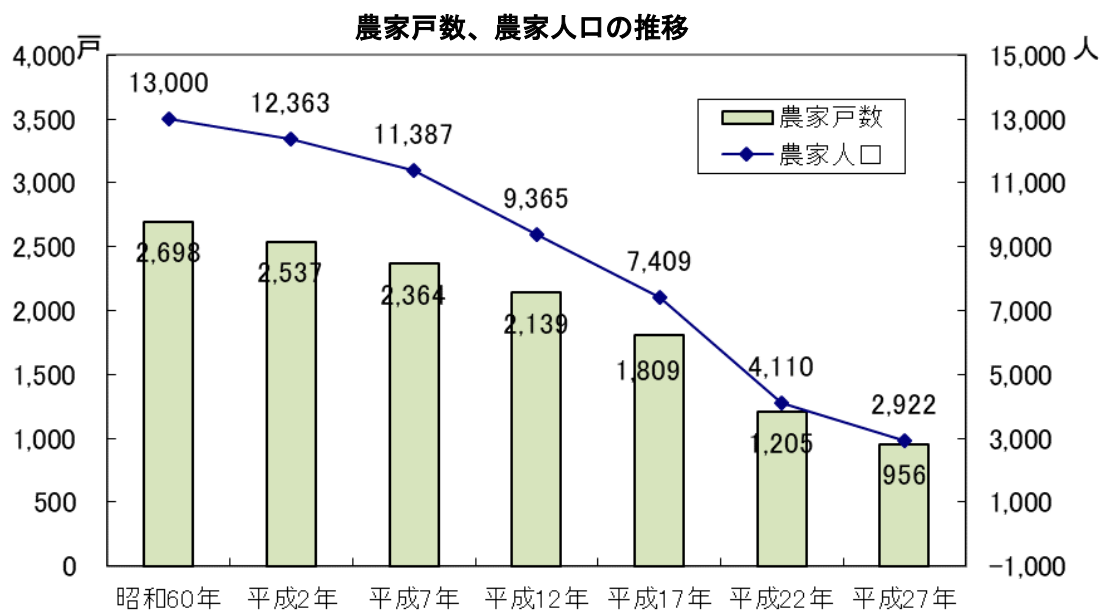
【現状と課題】

あわら市の農業は、南部平坦区域と中山間地である東部中山間区域の稲作農業、そして北部丘陵区域の畑作農業に大別されますが、いずれの区域も農業従事者の高齢化や後継者不足が大きな課題となっています。

この対策として、稲作農業においては集落営農組織の設立や担い手農家の育成などを進めてきたことにより、担い手への集積率は80%を超えています。しかしながら、集落営農組織も設立から10年以上が経過したことから、いかに円滑に世代交代を行うかが課題となっています。

また、畑作農業においては、担い手への農地集積を進めるとともに、新規就農者の受け入れや農業への参入を目指す企業などへの農地集積を進めてきましたが、農業従事者の高齢化や後継者不足に歯止めがかからず、耕作放棄地や遊休農地が増加することが懸念されます。

このほか、中山間地域だけでなく、北潟、波松などの丘陵地でも、イノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害が深刻化しています。このため、被害発生地域では、野生鳥獣被害の軽減を図るため、「地域ぐるみで実践する」体制づくりが急務となっています。



資料：農林業センサス

【施策の方針】

(1) 農業経営基盤の強化

▼農地の適正管理

農業委員会において、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などの農地に関する事務を適正に執行するとともに、農業者が安心して老後の生活を安定的に送るため農業者年金の加入促進に努めます。

▼担い手の育成と支援

集落営農組織や大規模経営の担い手農家だけでなく、家族農業などの多様な形態の農業者を支援するとともに、後継者の確保と併せて新規就農者に対する支援を拡充し、担い手となって活躍できる人材を育成します。

▼農地の有効活用と遊休地対策

民間企業の新たな農業参入を支援するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積を図るなど、耕作放棄地や遊休農地発生の未然防止に努めます。

▼スマート農業への支援

自動運転のトラクターや田植機、自動環境制御の園芸ハウスなど、最新のスマート技術の活用による労働力の低減や低コスト化を推進し、農作業の負担軽減と農家所得の向上を図ります。

(2) 農業生産基盤の整備・充実

▼農業基盤の整備と管理

安定した農業経営を実現するため、ほ場の大区画化を促進するとともに、用水路のパイプライン化や、県営かんがい排水事業を通して農業基盤の整備や適正な管理に努めます。また、老朽化した排水機場などを計画的に改修し、たん水防除と長寿命化を推進します。

▼農業関係団体との連携

国をはじめ、福井県、福井県新規就農支援施設ふくい園芸カレッジ、福井県立大学創造農学科、福井県農業協同組合、福井県土地改良事業団体連合会、各土地改良区などの関係団体との連携を強化し、質の高い農業を推進します。

(3) 農業生産の振興

▼地産地消の促進と安全な食の提供

おいしくて安全な地元食材の消費を推進するため、あらゆる機会を通じて地元農産物のPRを展開するとともに、福井県と連携し、おいしい「ふくいの食」の認知度を高め、学校給食や病院、介護施設、宿泊施設などにおける地元食材の利用を進めます。

▼6次産業化やブランド化の推進

地場農産物を活用した商品開発と販売を複合した6次産業の創出や越前柿やとみつ金時を

はじめとした新たなブランドとなる作物の発掘に取り組み、あわらブランドの確立と認知度の向上を目指します。

(4) 農業による環境の保全

▼環境保全型農業の推進

農業の持続的な発展に向けて、農業が環境に及ぼす影響を低減し、自然循環機能の維持増進を図る「環境にやさしい農業」を推進します。

▼坂井北部丘陵地の保全

坂井北部丘陵地営農推進協議会や丘陵地農業支援センターと連携して、坂井北部丘陵地の遊休地の発生防止と畑作農業の継続を推進します。

(5) 有害鳥獣対策

▼寄せ付けない集落環境の推進

休耕地の解消や、野菜くず、放置果実、家庭での生ごみなど誘引要素の除去を徹底し、地域全体で野生鳥獣を寄せ付けない集落環境を整備し、隣接集落の連携を強化するとともに、地域ぐるみでの実践を推進します。

▼確実な侵入防止の推進

農地に接する山林ややぶの刈り払いを推奨し、見通しをよくすることで、有害鳥獣の隠れ場を減少させます。また、緩衝帯や固定柵、電気柵を設置し、柵の効果を最大限発揮できるように適切な点検および維持管理を実施することで、確実な侵入防止を図ります。

▼加害個体捕獲の推進

農地に餌付いた加害個体を確実に捕獲するため、捕獲マニュアルに基づき、集落や捕獲隊などと連携し、被害防止につながる有害鳥獣の捕獲を推進します。

【指標・目標】

○坂井北部丘陵地の耕作率

69.0%（平成26年度）→**62.6%**（令和元年度）→**73.0%**（令和7年度）

○学校給食における地元食材の使用率

50.2%（平成26年度）→**64.8%**（令和元年度）→**70.0%**（令和7年度）

○新規就農者数（市の認定による）

6人（平成22年度～平成26年度）→**10人**（平成28年度～令和元年度）
→**12人**（令和元年度～令和7年度）

○担い手の農地集積率

72.2%（令和元年度）→76.0%（令和7年度）

■林業の振興



陸の豊かさを守ろう

【現状と課題】

あわら市の総面積の約4割を占める森林地域は、林業などの経済的機能のほか、水源のかん養や災害の防止、地球温暖化防止といった機能も有することで、地球環境を**守る大きな役割を果たしており**、引き続き保全を図る必要があります。

しかしながら、林業を取り巻く環境は、**高齢化や木材価格の長期低迷など**依然として厳しい状況にあります。

戦後植えられた人工林は、すでに伐採期を迎えた樹木が多く、積極的な伐採を行う時期にきていますが、地域内や近隣地域に加工工場や乾燥施設などの設備がなく高い運搬コストがかかります。

木材価格が高く、森林が大きな財産であった時代とは異なり、森林経営意欲の低下が、森林境界の不明化や森林整備に対する地権者の不同意というトラブルを招いています。

2019年（令和元年）から森林環境譲与税が交付されるようになりました。今後は、森林の整備や木材利用の促進、担い手の確保などを計画的かつ効果的に進めるために活用していきます。

山林の状況

区分	国有林	公有林		私有林	計
		県	市		
面積	42	566	11	3,821	4,440

資料：2015年世界農林業センサス

【施策の方針】

(1) 林業基盤の整備と経営の強化

▼林道の整備と管理

県の**協力を得ながら**林道の整備を促進し、生産基盤の充実と流通体制の確立を図るとともに、緊急時の連絡道としての活用などを含め適正な管理に努めます。

▼間伐の促進と森林環境の保全

森林の持つ多面的機能を**確保**し、優良材の安定的な供給を図るため、坂井森林組合などの関係団体と連携しながら、**適切な森林区分による計画的な間伐と主伐による森林資源の活用や再造林による森林の若返り**、病虫害の防除などの森林保育事業を**推進**します。また、森林の保全意識向上を図るとともに、森林や木に触れる体験活動を通して木の持つ**質感・香り・肌ざわり**など、木の良さを伝えることで木材利用を推進します。

このほか、間伐材を活用したバイオマス発電などの新しい取り組みに対する支援に努めます。

▼経営体制の強化

林業経営の合理化と安定化を促進するため、坂井森林組合などの関係団体と協力しながら、林業従事者の労働条件の改善を図るとともに、担い手の育成に努めます。

■水産業の振興



海の豊かさを守ろう

【現状と課題】

あわら市では、北潟湖における内水面漁業と浜坂漁港などを拠点とした沿岸漁業が行われていますが、漁獲量はいずれも多くはありません。ただ、北潟湖で行われる寒ブナの柴漬け漁は、冬の風物詩として定着するなど、観光的な側面で注目されるようになっていきます。

今後も、稚魚、稚貝の放流事業などの資源管理型漁業を推進するとともに、**アウトドア志向の新たな消費者をターゲットに**体験漁業など観光と融合した取り組みが必要となります。

漁業の状況（令和2年1月1日現在）

区分	沿岸漁業			内水面漁業
	底引き・地引き網漁	釣り・刺し網漁	採藻・採貝	
経営体(個)	3	4	16	12
漁獲高(t)	6.5	3.1	1.9	0.9

【施策の方針】

(1) 水産業の振興

▼水産業の振興

北潟漁業協同組合と協力しながら**外来魚駆除など北潟湖の自然環境の保全に努めるとともに**、稚魚や稚貝を放流し、資源の**回復や維持を通して**漁業経営の安定化を支援します。

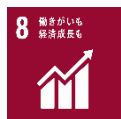
また、既存漁業施設を適正に管理しながら、漁業従事者が安心して従事できる環境の整備に努めます。

▼水産物の**認知度**向上

地元で採れた水産物の商品力を高めるため、漁業協同組合などと協力しながら情報の発信に努めるとともに、北潟湖や波松海岸における釣り、漁業体験など漁業と観光を融合させた**ブルーツーリズムや農泊**の取り組みを推進します。

また、小学校の児童生徒に対して、北潟湖に対する意識の醸成を図り、水産資源への関心を高めます。

■工業の振興



働きがいも経済成長も



産業と技術革新の基盤をつくろう

【現状と課題】

工業は、地域経済の活性化を牽引する基幹産業の一つです。あわら市でも、古くからのものづくりの風土にふさわしく、化学、電子、機械、繊維など幅広い分野の企業が立地し、それぞれが優れたノウハウと技術により企業活動を行っており、地域経済の活性化に大きく寄与してきました。

あわら市では、これまで中部工業団地、熊坂工業団地および古屋石塚テクノパークなどの工業団地の整備を進めるとともに、企業立地促進条例による特定地域に立地する企業に対しては、さまざまな助成制度を設けて、立地の推進に努めてきました。

一方で、労働力人口の減少や少子高齢化により、今後さらに人手不足が進むといわれている中、政府の技能実習制度や留学生の受け入れ推進により、外国労働者が増加傾向にあります。しかしながら、コミュニケーション能力の不足や文化の違いによる、思わぬトラブルにつながる事案も発生しており、外国人労働者の生活面も含めた受け入れ体制の充実が不可欠となっています。

こうした中、東日本大震災以降のリスク分散を目的とした企業立地の動向や、感染症対策に伴う新しい働き方の浸透により、今後はさらに企業の地方移転が進むことが予測されます。在宅勤務やテレワークが広がる中、勤務先や仕事を変えることなく、住居を地方や郊外に移すといったビジネスパーソンの暮らしにも新たな動きが出てきています。そういった地方移転の流れは、地方の人材不足の打開策として有効であり、デジタル人材や都市部で活躍する人材を地域活性化の担い手として活用することを検討するとともに、テレワークに対応できる新たなオフィスニーズへの対応など、より一層、企業や事業者のニーズを正確に捉える必要があります。

既存の立地企業の中には、中国をはじめとするアジア勢との価格競争や長引く新型コロナウイルス感染症などの影響により厳しい経営を強いられているところも少なくありません。このため、既存の企業に対する支援の幅を広げるなど、企業が活動しやすい環境を整備する必要があります。

工場数・従業員数・業種別製造品出荷額の推移

年度	工場数 (所)	従業員数 (人)	年間製造品出荷額 (百万円)
H17	114	3,573	123,585
H18	101	3,747	135,253
H19	106	4,037	149,729
H20	108	3,575	140,191
H21	92	3,273	118,297
H22	86	3,427	145,183
H23	86	3,403	130,482
H24	82	3,669	171,083
H25	80	3,734	175,216
H26	79	3,876	176,691
H27	84	4,544	195,675
H28	73	4,656	189,144
H29	80	4,469	197,371
H30	79	4,441	196,951

資料：工業統計調査

【施策の方針】

(1) 中小企業の経営基盤強化

▼生産性の向上支援

新規の設備投資や既存設備の更新・IT化、新分野への参入など、積極的に設備投資に取り組む企業を支援するため、各種支援制度の拡充に努めます。

▼企業立地の促進

工場などの新設や増設を実施する企業を支援することにより、産業基盤の強化や地元雇用機会の創出を促進します。また、労働者の地方移転のニーズを捉え、コワーキングスペース※やサテライトオフィス※など新たな働き方に併せた施設の整備や新規創業を支援します。

▼企業や事業者のニーズ把握

将来を見据えた産業の振興や地域の活性化のため、意見交換会や各種アンケートを実施することで、企業や事業者の現状、課題、ニーズを把握し、産業活性化における課題の分析を行います。

▼外国人労働者の受け入れ体制強化

外国人労働者に関する制度などの情報を提供することはもとより、企業における外国人労働者の就労環境や雇用状況を把握し、外国人居住者が、安全で快適に過ごせるための受け入れ環境の整備や、国際化に対する市民の意識醸成、多文化共生への取り組みなどを支援します。

※コワーキングスペース

専用の個室スペースを持たず、デスク単位で契約する共有型のオープンなオフィススペースのこと

※サテライトオフィス

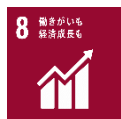
勤務先以外の場所に設置するオフィススペースのこと、柔軟な働き方を推進するワークスタイルの一つ

【指標・目標】

○年間製造品出荷額

1,752億円（平成26年）→1,970億円（令和元年）→2,020億円（令和7年）

■商業・サービス業の振興



働きがいも経済成長も



産業と技術革新の基盤をつくろう

【現状と課題】

J R 芦原温泉駅周辺と芦原温泉街の2つの地域は、古くから交通の要衝として、また、近代的な温泉郷として、独自の市街地を形成し、市民の生活と密接に関わり合いながら発展してきました。

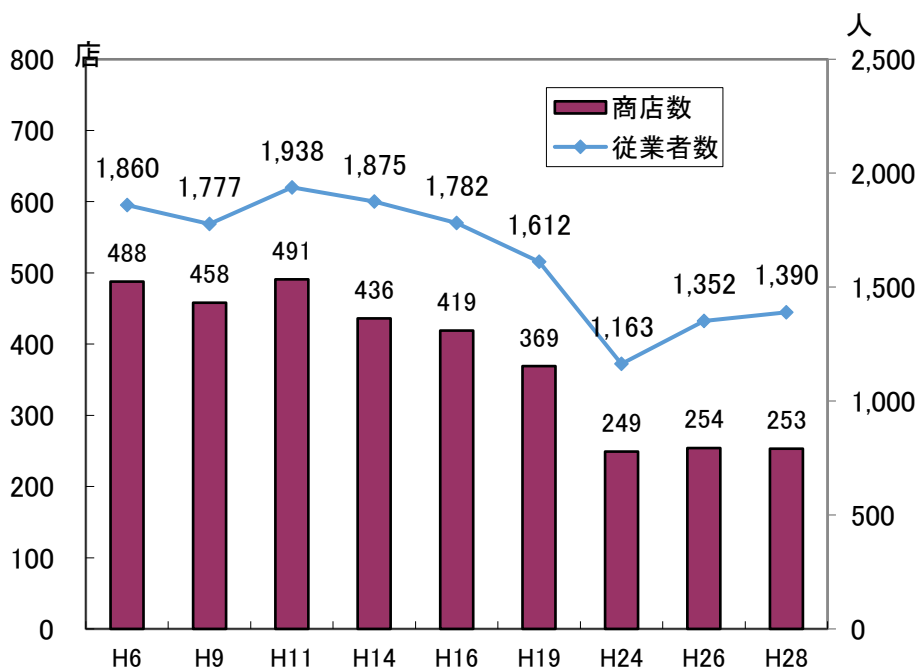
しかしながら、大規模商業施設の郊外立地やコンビニエンスストアなどの進出、食品や医薬品などを取り扱うドラッグストアの出店に加え、情報通信システムの高度化やスマートフォンなど情報端末の普及によるEC(電子商取引)の拡大は、市民の生活様式にも大きな影響を与え、後継者不足による商店の廃業などにより、市街地の活力が失われつつあります。

こうした現状にあって、商業を振興し市街地を活性化させるためには、消費者の新たなニーズや潜在的な地域の需要をより迅速かつ的確に把握し、その挑戦に積極的に向き合う事業者に対して適切な支援を行っていくことが必要です。

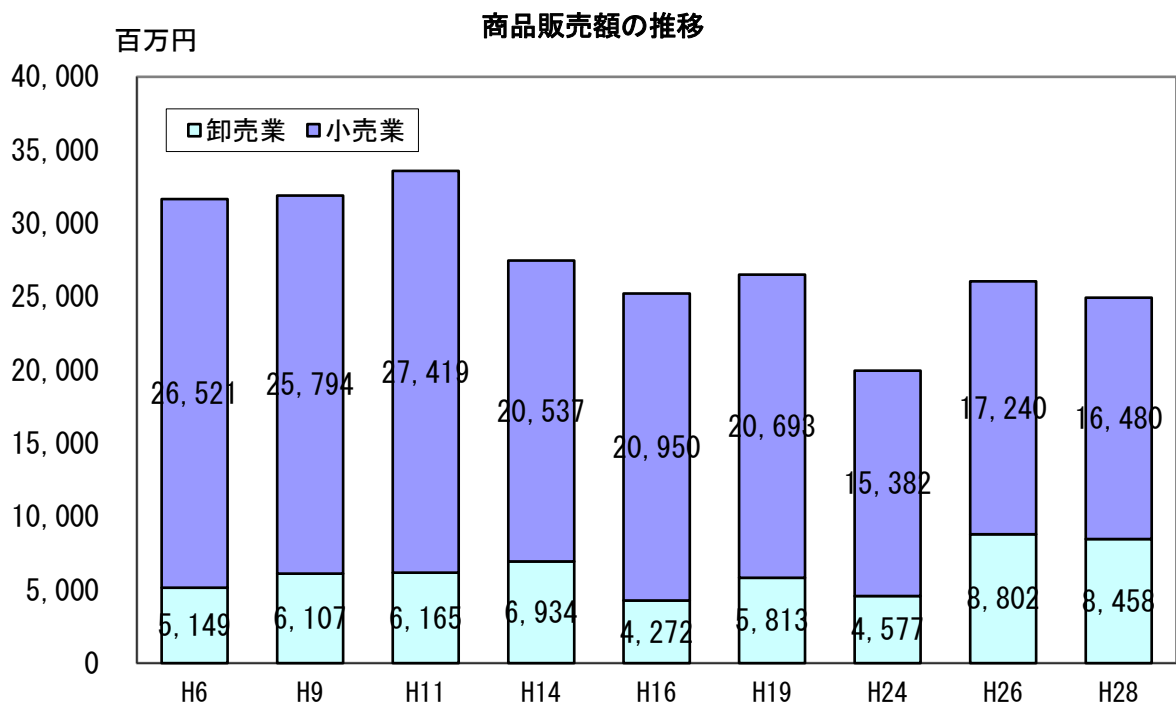
J R 芦原温泉駅周辺も芦原温泉街も市民の日常生活から切り離すことのできない、そして、観光客など訪れる人にとって癒しと安らぎを与える重要な拠点です。利便性の向上と賑わいの創出のためにも、それぞれの市街地の特徴を活かしたまちづくりが不可欠です。

このため、商店の経営強化や空き店舗の解消などに取り組む事業者への支援など、商業の振興に向けた取り組みが必要です。

商店数、従業者数の推移



資料：経済センサス



資料：経済センサス

【施策の方針】

(1) 商店街や市街地の活性化

▼地域ブランド化への支援

市内で生産される農林水産物を活用した農商工連携による新商品開発や市の特産品としてブランド化を進める事業者に対して支援を行うことで、地域経済の活性化を図ります。

▼創業支援と商店街等の活性化

市内での起業を促進するため、既存店舗の改装や空き店舗を活用するなどの各種支援制度を整備するとともに、魅力ある商業エリアの形成を推進します。

▼中心市街地の活性化

J R 芦原温泉駅西口の土地の有効活用や賑わい創出を図るとともに、市街地の活性化を図るため各種支援制度を充実します。

▼経営力の向上

商工会が行う小規模事業者などへの伴走型支援※事業や新分野への参入を支援し、市内商工業の総合的な振興と地域経済の健全な発展を図ります。

※伴走型支援

販路拡大や事業承継など小規模事業者が直面する経営課題に対し、事業計画の策定や、資金調達などを事業者に関わり添って支援する体制のこと

▼資金調達の円滑化と人材育成支援

中小企業の経営基盤強化や事業の活性化を促進するため、金融機関や商工会と連携しながら、資金調達の円滑化を図るとともに、人材確保につながる各種支援制度を充実します。

▼円滑な事業継承の促進

円滑な事業継承を支援するため、商工会など関係機関との連携を強化し、相談会の開催や相談窓口を通して、さまざまな情報発信を行います。

【指標・目標】

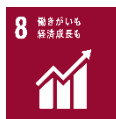
○日用品などの買い物がしやすいと考える市民の割合

55.8%（平成26年）→**60.6%**（令和元年）→**65.0%**（令和7年）

■雇用環境の充実



質の高い教育をみんなに



働きがいも経済成長も

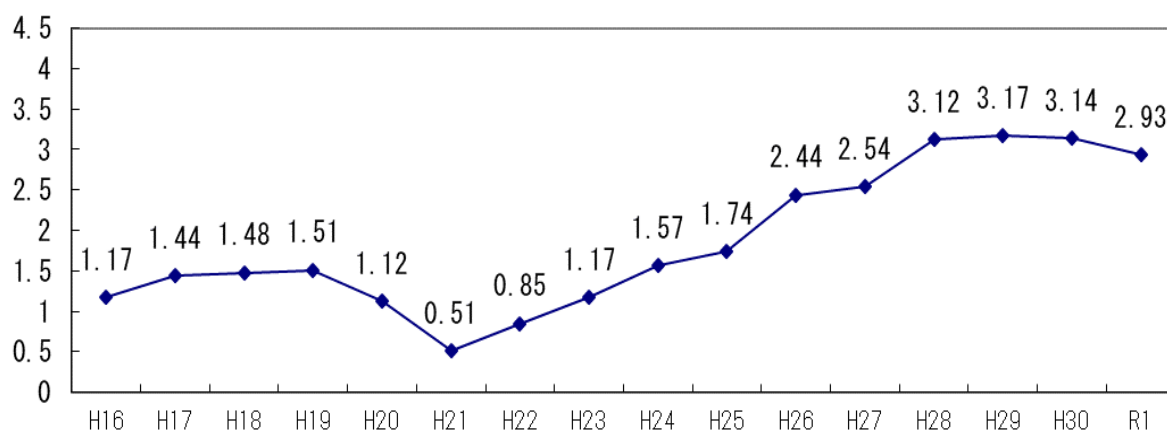
【現状と課題】

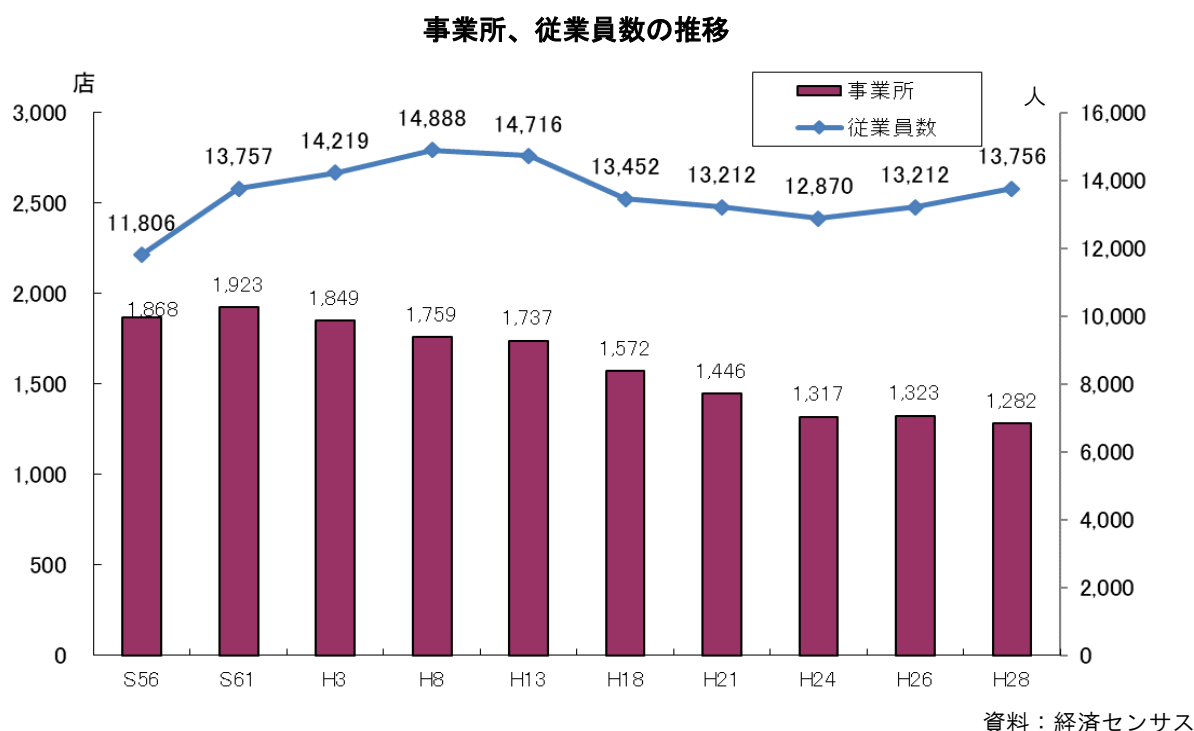
わが国の雇用情勢は、大企業を中心に上向いているとされており、有効求人倍率も1倍を超えるようになりました。雇用形態を見ると、近年、正規労働者および非正規労働者数はともに増加している状況です。

しかしながら、少子高齢化や人口減少に伴う労働力人口の減少による人手不足が生じており、こうした状況はあわら市においても例外ではなく、特に、あわら市の主要観光業である旅館従業員の高齢化が顕著であり、人材確保や育成が急務となっています。

社会情勢の変化に対応した雇用環境の充実と就業機会の確保、就労に関する情報の発信などが求められていることから、企業等魅力紹介ガイドブック「BRIDGE」を活用し、将来を担っていく若者へ地元企業の魅力を伝えるなど、キャリア教育を支援していく必要があります。また、就労を通した障がいのある人の社会参加についても進めるとともに、近年増加傾向にある外国人労働者にとっても働きやすい職場環境の整備を支援することが重要です。さらに、就業者のさまざまなニーズに応じて職業能力を高めることができる機会や場を提供することが必要です。

ハローワーク三国管内における有効求人倍率の推移





【施策の方針】

(1) 雇用環境の充実

▼将来を担う若い世代のシビックプライドの醸成

将来を担っていく若い世代のシビックプライドを醸成するため、企業等魅力紹介ガイドブックを活用し、地元企業や地域の魅力を伝えるとともに、児童、生徒、学生のキャリア教育を支援することで、市内企業との結びつきを強化するとともに労働力の確保につなげます。

▼働きやすい環境づくり

少子高齢化が進む中、若者、女性、高齢者、子育て中の人、障がいのある人、外国人の方など、誰もが働きやすい職場環境の充実を図ります。

▼勤労者福祉の向上

勤労者の生活維持、向上に必要な資金を融資するなど勤労者の生活安定と福祉の向上を図ります。

【指標・目標】

○働きやすい環境が整っていると考える市民の割合

34.55（平成26年）→**42.3%**（令和元年）→**50.0%**（令和7年）

■交流の推進



人や国の不平等をなくそう

【現状と課題】

姉妹都市や友好都市間の交流は、人や文化、経済的な交流だけでなく、大規模災害時における市域、県域を越えた自治体間の協力にも大きく寄与します。

また、人や物、情報などがグローバルに交流する現代社会においては、文化や歴史、伝統、習慣など異文化に対する相互理解が求められています。

あわら市では姉妹都市・友好都市とそれぞれ良好に交流を行っています。

今後も、これまで育んできた市民相互のつながりを大切にしながら、より豊かで効果的な交流を促進することが重要です。

【施策の方針】

(1) 地域間交流の推進

▼姉妹都市交流の推進

中高生や市民相互の交流、物産展への参加などを通して親善を深めている姉妹都市の高知県香美市や茨城県下妻市との交流については、今後、産業や観光などの分野において市民主導による交流を促進し、市の発展や人材の育成につなげます。

(2) 国際交流の推進

▼友好都市交流の推進

国際友好都市である中国・浙江省紹興市やアメリカ・オレゴン州ユージン市との各種訪問団の相互派遣などの友好交流事業を通して、相互理解や友好親善をさらに深めるとともに、教育や文化はもとより、観光や産業などの分野における幅広い友好交流を推進し、国際感覚に優れた人材の育成を図ります。

▼世界を視野に入れた人材の育成

SDGsの浸透や社会経済のグローバル化、情報化が急速に進む中で、国際的な共通の課題を認識し、活躍できる人材が求められています。国際交流事業や国際交流体験を通して、その文化や価値観に触れる機会を提供することで、実践的なコミュニケーション能力や地球規模で考えなければならない課題に対して主体的に取り組む人材の育成を推進します。

action 6

地域社会

みんなが主役で、ともに育むまち

第6節 action6 地域社会 ～みんなが主役で、ともに育むまち～

■市民主役のまちづくり



住み続けられるまちづくりを



パートナーシップで目標を達成しよう



平和と公正をすべての人に

【現状と課題】

少子高齢化や情報化、国際化の進展などの社会情勢の変化を背景に、行政に対する住民ニーズも高度化、多様化する傾向にあります。しかしながら、高齢化の進行に伴う扶助費の増嵩や人口減少の加速などが地方の財政にも大きく影響を及ぼし、多くの自治体で一層厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

一方、最も身近なコミュニティである各集落では人口減少や少子高齢化が進んでいるところも多く、コミュニティ活動の衰退が見られ、今後さらに深刻化することが予想されています。こうした中で、今後も活力ある地域づくりを進めるためには、あわら市まちづくり基本条例の基本理念のもと、市民と市がそれぞれの責任と役割を自覚し、助け合いながらまちづくりに取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指していく必要があります。特に、各集落で受け継ぎ、蓄積してきた文化や伝統、財産を守り継承するとともに、コミュニティの維持・向上を担う人づくりを進めるなど、各集落の地域条件や実情に合わせた活性化の取り組みを探ることが求められています。

今後も情報の共有や市民参画システムの整備と充実に努め、市民と市の共働のまちづくりを進めていくことが重要です。

【施策の方針】

(1) 市民と市との共働のまちづくり

▼地域コミュニティ活性化の推進

集落や地域の活力ある豊かで魅力にあふれた集落づくりのための主体的な取り組みや、集落の特色ある活動を支援するとともに、それを支える人づくりを行うことで、「だれもがときめく集落づくり」を推進します。

▼まちづくり活動への支援

行政区や地域で活動する市民団体、NPOなどが、自らのアイディアで自由にまちづくり活動に参加し地域の活性化に取り組めるよう、市民活動サポート助成金事業などの支援の周知

と充実に努めます。また、自然、歴史、文化、食、産業などさまざまな分野で活躍している人材の育成を図るとともに、それぞれの活動の連携を促し、地域をさらに豊かにする事業を推進します。

▼市民の参画機会の充実

市民などの市政への参画を促進するため、各種計画など策定においては、市民の意見を十分反映し進めていきます。

▼休校を利用した地域の活性化

休校となっている小学校について、さまざまな機能を持った地域活動の拠点とすることで、地域資源として活用し、新たな地域コミュニティの形成を図ります。

▼安心して参画できるシステムの構築

すべての市民が、安心してボランティア活動やコミュニティ活動に参画できるよう、予期せぬ事故やトラブルなどへの対応のマニュアル化を進めるとともに、ふれあい保険などの補償制度の充実に努めます。

(2) 市民意向の把握

▼広聴事業の推進

重要な政策決定の際に実施するパブリックコメント^{手続}制度を充実するとともに、無作為抽出による意識調査などを定期的に行うことで、的確な市民のニーズと意向把握に努めます。また、メールやSNS、市長と語り合う会なども活用しながら、意見を提出しやすい仕組みづくりを進めます。

(3) 行政情報の積極的な発信

▼情報発信の充実

広報紙やホームページ、市長定例記者会見、インターネット放送、メールマガジン、Facebook、Instagram、Youtubeなど、さまざまな情報伝達手段を積極的に活用しながら、より広く市政情報を配信するとともに、プロモーションビデオを活用した地域ブランドの発信を推進します。

▼情報公開の推進

透明な行政運営と共働のまちづくりを推進するため、審議会などの附属機関の会議の公開や市の保有する行政情報を積極的に公表しながら市民と市の情報の共有を進めるとともに、公文書公開制度の適正な運営に努めます。

【指標・目標】

○市民の声が市政に届き、市民参画の機会が充実していると考える市民の割合

19.6%（平成26年）→18.5%（令和元年）→25.0%（令和7年）

○行政情報が分かりやすく公開されていると考える市民の割合

49.9%（平成26年）→50.9%（令和元年）→55.0%（令和7年）

○ホームページアクセス数（1日平均）

1,023件（平成26年度）→783件（令和元年度）→1,200件（令和7年度）

■情報化の推進



産業と技術革新の基盤をつくろう



平和と公正をすべての人に



住み続けられるまちづくりを

【現状と課題】

パソコンやスマートフォンなどによる情報通信技術は社会に広く浸透し、今や日常生活や経済活動に不可欠なものとなっています。利便性に優れた情報通信技術の利活用による行政手続の簡略化など、市民ニーズへの効果的な対応と、行政事務全般における情報システムの最適化や情報施策の充実強化が求められています。

また、行政情報の電子化に伴い、セキュリティの面でも運用システムや保管するデータなどの慎重かつ細心の取り扱いが必要です。

さらに、国の第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された「Society5.0」※の動向に注力し、市として迅速に対応していくことが求められています。「AI」※や「RPA」※といったICT※を積極的に活用した業務の効率化と迅速化、質の向上への取り組みを進めるとともに、防災対策や健康増進などの地域課題に対してICTを活用して効率的に解決するなど、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるスマートシティ※の構築が求められています。

※Society5.0

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）

※AI

Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと

※RPA

Robotic Process Automation の略で、人間がコンピューター上で行っている定型作業を、ロボットで自動化すること

※ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術の意味。通信技術を利用した産業やサービスなどの総称

※スマートシティ

先端技術を用いて、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市のこと

【施策の方針】

(1) 行政の効率化

▼電算処理システムの運用

あわら市と坂井市、永平寺町で共同利用している電算処理システムの適正な運用に努めます。また、住民基本台帳や税務等の分野における基幹系システムについては、国が進める標準準拠システム等を利用し、業務の効率化を図ります。

▼電算機器・システムの管理

事務の適正な執行と質の高い行政サービスの提供を維持するため、職員などが使用するパソコンやシステムなどの適正な管理に努めます。

(2) 市民サービスの向上

▼行政手続の I C T 化の推進

市民サービスの向上と行政の効率化を推進するため、対面主義からの脱却を図り、行政手続や施設予約など、抜本的な I C T 化に努めます。

▼個人番号カード(マイナンバーカード)の普及と利活用

複数の機関に存在する同一人の情報を一つの番号で管理するマイナンバー制度について、効率性・透明性の確保と維持に努めるとともに、利便性の高い行政サービスの提供につなげるための利活用を推進します。

(3) セキュリティの強化と体制の整備

▼個人情報の保護

個人情報保護条例その他の法令に従い、市が保有する個人情報の適切な管理と保護に努めます。

▼計画的な情報化施策の推進

共同利用による電算処理システムにより、住民記録や税情報の管理から行政内部の意思決定、公文書の保管まで一連の行政手続の効率的な運用を図り、計画的な情報化施策を推進します。

▼情報セキュリティ対策の強化

社会保障・税番号に代表される個人情報などの行政情報を安全に管理するため、情報セキュリティポリシーの適正かつ厳格な運用に努めます。

(4) スマートシティ政策の推進

▼先端技術の推進

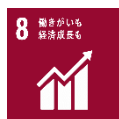
ロボット、A I、I C Tなどの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れられる環境を整備するとともに、D X(デジタルトランスフォーメーション)※の推進や、誰もが快適で活力

に満ちた質の高い生活を送ることのできる社会「Society5.0」の実現に向けて検討を進めます。

※DX(デジタルトランスフォーメーション)

Digital transformation の略で、「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念のこと

■人口減少対策



働きがいも経済成長も



住み続けられるまちづくりを



パートナーシップで目標を達成しよう



産業と技術革新の基盤をつくろう



平和と公正をすべての人に

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化による社会構造の変化は、産業活動や消費の縮小だけでなく、社会保障費の増大など、地域経済・地方財政への影響が懸念されています。特に、若年層の減少は担い手の不足や集落コミュニティの衰退につながるおそれもあります。

本市の人口は、2000年（平成12年）の国勢調査をピークに減少傾向が続いています。将来の人口推計においても、一貫して減少傾向が続き、2060年（令和42年）時点では、2010年（平成22年）の29,900人と比較して、14,800人余りまで半減すると推計されています。高齢者の人口増加も顕著で、この傾向は2020年（令和2年）まで続くと推計されていますが、2030年（令和12年）ごろからは減少に転じ、近い将来、人口減少と超高齢社会が進行していくものと予測されます。また、若者や子育て世帯に目を向けると、就職や転勤、結婚などを機に市外へ転出する傾向があることが分かりました。このほか、近年では外国人人口の増加が顕著で、2019年（令和元年）4月から新たな在留資格制度が導入されたことを背景に、さらなる外国人人口の増加が見込まれます。

「雇用創出」や「移住定住」「出会い創出」「地域活性化」などをキーワードに、地域経済の活性化や安心して生み育てられる環境づくり、U I J ターンの促進と活力人口の拡大など、さまざまな施策を強力に推進することが重要です。

【施策の方針】

(1) 推進体制の確立

▼あわらしまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進と効果の検証

将来の人口推計を示したあわらし市人口ビジョンとその目標を達成するため、創生総合戦略に掲げる施策の推進に努めるとともに、国や県、大学、金融機関、労働団体、メディアなどで構成する「あわらしまち・ひと・しごと創生推進会議」において進捗状況を検証しながら、PDCAサイクルの確立に努めます。

(2) 移住定住の推進

▼魅力等発信の強化

「住みたい」「住み続けたい」と感じられるあわらしならではの魅力やセールスポイントを効果的に発信し、移住者の呼び込みや定住者の増加につなげます。

▼移住者支援の充実

地方への移住に対する関心が高まる中、移住体験ツアーや空き家利活用など移住者に対する各種支援を実施するとともに、あわらし市に通い、交流できる、観光以上移住未満の関係人口の創出や拡大につなげ、あわらし市が移住先の選択肢の一つとなるよう攻めの移住政策を実施します。

▼移住定住を推進する関係機関との連携強化

県やふるさと回帰センターなどの関係機関との連携強化を図り、移住者受け入れ集落との調整や情報共有などを行い、移住定住を推進する体制を整備します。

(3) 結婚しやすい環境の整備

▼出会いから成婚までの支援

成婚につなげるために地域や「ふくい結婚応援企業」などの企業等と連携しながら婚活交流会を開催するとともに、スキルアップセミナーや成婚につながるフォローアップ等を実施します。また、AIを活用したマッチングシステムの活用など、時代のニーズに合った出会いの場を創出することにより、出会いから成婚まで切れ目のない支援を実施します。

(4) 多文化共生の推進

▼多文化共生の推進

外国人との共生社会の実現に向けたプランを策定し、「暮らしの便利帳」といった行政情報や生活に必要な情報の多言語化に取り組むとともに、日本語学習機会の提供や異文化交流の機会を設けるなど、外国人も地域社会の構成員として、より安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

(5) 小規模多機能自治の検討

▼小規模多機能自治の検討

地域コミュニティにおける担い手不足や各地域が抱える課題が多様化していく中で、さまざまな主体が参加し、互いに連携を図り、柔軟な考え方で地域の実情に合った対策に取り組むことができる「小規模多機能自治」という新たな住民自治の仕組みについて、先進事例などを参考に検討します。

(6) 活力人口の拡大

▼交流人口の拡大

社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに市の観光振興戦略を着実に推進し、北陸新幹線芦原温泉駅開業による国内外からの観光客など「交流人口」の拡大を図り、人口減少による地域の活動の衰退を防ぐ施策を推進します。

▼関係人口の拡大

県外で活動する福井県人会やあわらファンクラブ、ふるさと納税の寄付経験者など、市にゆかりのある人に市政に関する情報などを定期的に発信し、その協力を求めます。また、市外へ転出した後にも、あわら市との関係性を継続できるよう、県外や海外で活躍する人を応援するとともに、関係人口を創出・拡大させることで、あわら市への移住定住につなげます。

【指標・目標】

○U I Jターンの移住者数（県およびあわら市の移住施策による）

15人（平成26年度）→**68人（令和元年度）**→**100人（令和7年度）**

○合計特殊出生率（15歳から49歳までの年齢別出生率の合計）

1.42（平成20年から平成24年平均）→**1.39（平成25年から平成29年平均）**
→**1.48（平成30年から令和4年平均）**
1.63（令和7年度）

※人口動態保健所市区町村別統計による

■持続可能な行財政の運営



パートナーシップで目標を達成しよう

【現状と課題】

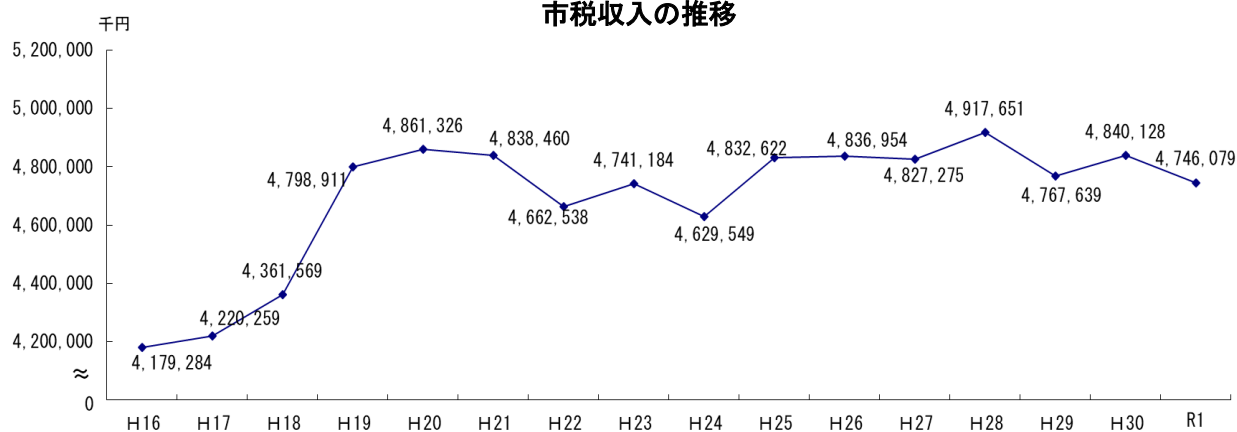
近年の社会経済状況や人口減少といった社会情勢の変化は、地方自治体の仕組みばかりかその運営にも大きく影響します。また、ライフスタイルの多様化や少子高齢化などにより、行政サービスの需要は高度化、多様化してきています。適切な行政サービスを維持していくため、限られた行財政資源の選択と集中により、最小の経費で最大の効果を挙げる行財政運営が重要です。

こうした中、あわら市では、少子高齢化による税収の減少が見込まれる一方で、北陸新幹線芦原温泉駅開業や公共施設の更新、各種施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加に加え、社会構造の変化などに起因する扶助費の増嵩が見込まれるなど、これまで以上の財政需要を求められることが予想されます。

財政の状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
市債残高 (普通会計) (千円)	14,748,920	14,888,096	15,770,821	17,048,781	17,369,021	17,422,726	17,828,565	17,558,020	17,337,590	17,443,162
実質公債費比率※	13.5%	12.4%	11.6%	10.5%	9.3%	8.0%	7.2%	6.9%	6.9%	7.0%
将来負担比率※	97.6%	67.7%	42.6%	35.7%	41.0%	32.7%	30.5%	34.6%	38.0%	46.1%

市税収入の推移



※実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

※将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

【施策の方針】

(1) 組織の管理と働き方改革の推進

▼組織・定員の適正化

定員管理計画に基づき、限られた人員配置で最大限の能力が発揮できるよう行政組織と定員の適正化に努めます。

▼人材の育成と勤務評価の推進

職員個々の政策形成や課題発見能力の向上と時代の変化に対応できる人材を育成するため、職員研修の充実を図ります。また、職員の幅広いボランティア活動や地域貢献活動への参加を推奨し、市民との協働意識を育み、地域の担い手として活躍できる職員の育成に努めます。

さらに、能力や実績を重視した勤務評価制度を導入し、やる気ややりがいを感じることができる職場づくりを進めます。

▼多様な働き方の推進

超過勤務などの適正管理や行政事務の見直しを行い、テレワークやフレックスタイム制の検討を行うなど、効率的・多様な働き方を推進します。

▼ＩＣＴなどの積極的な活用

会議録作成や単純入力作業などの定型業務、問い合わせ対応の自動化、ペーパーレス会議やWeb会議の導入など、ＡＩ・ＲＰＡなどの新技術を積極的に活用し、効率的な事務処理を推進します。

▼産官学協力体制づくりの推進

大学などの関係機関との連携窓口を通じて、環境保全、産業振興、生涯学習など幅広い分野で連携を図り、地域の振興や課題解決に取り組みます。

(2) 行政情報の適正な管理

▼行政文書の適正な管理

市に到達する公文書を適正に管理するとともに、条例や規則などの市の例規の厳正な審査と運用に努めます。

▼統計調査の適正な執行とデータの管理

統計法に定められた基幹統計その他の統計事務を適正に執行するとともに、調査で得られたデータの適切な管理と運用に努めます。

(3) 事務事業の適正な執行

▼総合窓口サービスの充実

市民にとって親切で、分かりやすい市役所として総合窓口を設置するとともに、窓口での多言語対応など多様化する市民ニーズに対応できる環境整備を図ります。

▼行政評価システムの適正な運用

事務事業評価から施策評価まで一連の行政評価システムについて、予算編成や総合振興計画などとの連動を目指し、より実効性のある制度の運用に努めます。

▼行財政改革の推進

行財政改革プランに基づき、行財政改革の視点から事務事業の検証を行うことにより、効率的で質の高い行政サービスの提供とPDCAサイクルの確立に努めます。

▼公共施設等総合管理計画の推進

公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、施設の最適な配置の実現に努めます。

▼市有財産の適正な管理

行政財産の維持管理と、普通財産の効率的な活用・処分を進めるとともに、固定資産管理台帳の適正な管理に努めます。

▼入札制度等の適正な執行

入札や契約手続については、電子入札システムなどを活用し、公正性、透明性および競争性の向上を図るとともに、工事検査を厳格に実施しながら、適正な工事等成果物の管理に努めます。

▼行政委員会などの適正な運営

選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員などの委員会および委員について、所管する事務の適正な執行に努めます。

(4) 透明で安定した財政運営

▼財政の効率化、健全化、透明化

限られた財源で最大の効果を上げるため、歳入・歳出の見直しを進め、プライマリーバランスが確立された持続可能な財政運営に努めるとともに、財政の状況を分かりやすく市民に公表します。

▼市税の適正な賦課

税負担の公平の原則に基づき、市税の適正な賦課を行い、自主財源の確保に努めます。

▼収納事務の適正な執行

市民の納税意識の高揚を図るとともに、市税をはじめ使用料などの収納率向上と、滞納整理の適正な執行を図ります。

▼ふるさと納税制度などの活用

あわら市へのふるさと納税を促進するため、プロモーションビデオなどを通した各種政策のPRや受け入れ窓口の多様化、返礼品の充実を図ります。また、地域の課題解決や地域から生み出される新たな魅力をサポートするためクラウドファンディングの活用を検討します。

▼会計処理の適正な推進

市民の貴重な財産である公金などを出納保管し、正確かつ適正な事務の執行を確保するた

め、会計管理業務の充実強化を図るとともに、事務の改善見直しに取り組みます。

【指標・目標】

○実質公債費比率（↓）

9.3%（平成26年度）→7.0%（令和元年度）→7.2%（令和7年度）

○市税収納率（現年度分）

98.2%（平成26年度）→99.3%（令和元年度）→100.0%（令和7年度）

前期基本計画と後期基本計画に係る施策の方針・事務事業数の比較

分類	施策の方針			事務事業		
	前期	後期	増減	前期	後期	増減
環境	16	16	0	43	46	3
健康	21	23	2	54	62	8
教育	9	10	1	29	36	7
都市	11	13	2	27	33	6
経済産業	16	16	0	39	44	5
地域社会	12	17	5	34	44	10
合計	85	95	10	226	265	39

基本施策数は前期基本計画同様35だが、社会変化やあわら市を取り巻く環境の変化に対応し、活力あふれるまちづくりを進めるため、施策の方針や事務事業を大きく増やし、充実を図った。